

大坂學校	同	大坂村	明治七年	寺院	借用	一	三七	一有	...
笹學	同	笹村	同	同	同	一	四一	無	...
高水學校	同	高水村	同	舊民家	同	一	三九	二同	...
瀧原學校	同	瀧原村	同	寺院	同	一	八三	八同	...
烏田學校	同	周准郡中烏田村	同	舊民家	同	一	四五	四同	...
畑澤學校	同	畑澤村	同	寺院	同	一	三六	九同	...
人見學校	同	人見村	同	同	同	一	三〇	七同	...
坂田學校	同	坂田村	同	同	同	一	二七	六同	...
中野學校	同	中野村	同	同	同	一	五一	二同	...
子安學校	同	南子安村	同	同	同	一	三七	六同	...
外裏輪學校	同	外裏輪村	同	同	同	一	三七	同	...
三直學校	同	三直村	同	同	同	一	三二	同	...
根本學校	同	根本村	同	舊民家	同	一	四五	三有	...
庶子崎學校	同	庶子崎村	同	寺院	同	一	六八	六無	...
日渡根學校	同	日渡根村	同	同	同	一	三六	同	...
平田學校	同	平田村	同	同	同	一	三六	一	...
二入學校	同	二入村	同	同	同	一	四三	同	...
宿原學校	同	宿原村	同	同	同	一	三七	同	...

市宿學校	同	市場村	明治八年	寺院	借用	一	三六	六無	...
鹿野山學校	同	鹿野山驛	同	同	同	一	一六	八同	...
靱山學校	同	靱山村	同	同	同	一	八〇	八有	...
常代學校	同	常代村	同	同	同	一	三四	三無	...
皿引學校	同	皿引村	同	同	同	一	二一	七同	...
大山野學校	同	大山野村	同	同	同	一	二八	二有	...
孝里學校	同	郡村	同	同	同	一	二五	二無	...
貞元學校	同	貞元村	同	同	同	二	三〇	三同	...
下湯江學校	同	下湯江村	同	同	同	一	五六	五同	...
上飯野學校	同	上飯野村	同	同	同	一	二七	五同	...
二間塚學校	同	二間塚村	同	同	同	一	三三	五同	...
大堀學校	同	大堀村	同	同	同	一	二四	一四同	...
青木學校	同	青木村	同	同	同	一	三二	三同	...
飯野學校	同	下飯野村	同	舊寺院	公有	三	五九	二五有	...
西川學校	同	西川村	同	寺院	借用	一	二六	三無	...
篠部學校	同	篠部村	同	同	同	一	四一	六同	...
新井學校	同	新井村	同	同	同	一	一六	二同	...
富津東學校	同	富津村	同	同	同	二	六四	四三同	...

富津西學校	同	明治七年	寺院	借用	一	四六	一九	無
絹村學校	天羽郡絹村	同	同	同	一	九〇	一七	同
相野谷學校	相野谷村	同	同	同	一	五〇	三	同
上村學校	上村	同	同	同	一	三六	一八	同
小久保學校	小久保村	同	舊寺院	公有	三	八一	二八	同
牛房谷學校	牛房谷村	同	寺院	借用	一	三〇	三三	有
佐貫北學校	佐貫町	同	舊民家	同	二	四三	一八	同
佐貫南學校	佐貫町	同	舊寺院	公有	二	二九	一六	無
八幡學校	八幡村	同	寺院	借用	一	六五	三	同
湊學校	湊村	同	同	同	二	五一	三一	同
加藤學校	加藤村	同	舊民家	同	一	五九	五	同
大和田學校	大和田村	同	寺院	同	一	二六	六	同
關尻學校	關尻村	同	同	同	一	四一	一九	同
大川崎學校	大川崎村	同	同	同	一	四七	：	同
豐岡學校	豐岡村	同	同	同	二	三五	五	同
山中學校	山中村	同	同	同	一	二〇	二〇	同
志駒學校	志駒村	同	同	同	一	三三	二	同
山協學校	山協村	同	同	同	一	四四	七	同

不入斗學校	不入斗村	明治六年	寺院	借用	一	四八	一五	無
梨澤學校	梨澤村	同	舊寺院	公有	一	三三	七	同
竹岡學校	竹ヶ岡村	同	寺院	借用	一	七二	三一	同
萩生學校	萩生村	同	同	同	一	一九	二〇	同
金谷學校	金谷村	同	同	同	一	四七	二六	同
安須學校	市原郡安須村	同	同	同	二	一八	二	同
葉木學校	葉木村	同	同	同	一	五一	七	有
古都邊學校	古都邊村	同	同	同	一	二四	六	同
國吉學校	國吉村	同	同	同	一	四四	一	同
瀨又學校	瀨又村	同	同	同	一	三四	四	無
橫峯學校	潤井戸村	同	新築	公有	一	五一	三	有
能滿學校	能滿村	同	舊民家	借用	二	三三	：	同
總社學校	總社村	同	寺院	同	一	五〇	八	無
山倉學校	山倉村	同	同	同	一	二七	六	同
分目學校	分目村	同	同	同	一	三七	九	同
宮原學校	宮原村	同	同	同	：	四五	一	同
片又木學校	片又木村	同	舊民家	同	一	二九	五	同
深城學校	深城村	同	寺院	同	一	三五	四	同

海保學校同	海保村	明治七年	寺院	借用	二	三五	六	有
廿五里學校同	廿五里村	同	同	同	一	二六	八	同
村上學校同	平田村	同	同	同	一	二七	無	無
君塚學校同	君塚村	同	同	同	二	二〇	八	有
菊間學校同	大厩村	同	舊縣學校	公有	三	一一八	三八	同
八幡學校同	八幡驛	同	寺院	借用	二	五〇	三三	同
五所學校同	五所金杉村	同	同	同	二	三六	四	同
北五井學校同	五井村	同	同	同	一	四四	六	無
南五井學校同	同	同	同	同	一	四〇	六	同
飯沼學校同	飯沼村	同	同	同	一	四八	六	同
島野學校同	島野村	同	同	同	一	二三	二	有
椎津學校同	椎津村	同	同	同	二	三六	一五	同
姉崎學校同	姉崎驛	同	同	同	三	三八	一七	同
田中學校同	今津朝山村	同	同	同	一	四八	一六	無
青柳學校同	青柳村	同	同	同	一	三七	一〇	有
玉前學校同	玉前新田	同	同	同	一	二三	無	無
金剛地學校同	金剛地村	同	同	同	一	三〇	二	有
松崎學校同	松崎村	同	同	同	一	四七	三一	同

土宇學校同	土宇村	明治八年	新築	公有	二	三四	九	無
新堀學校同	新堀村	同	寺院	借用	一	二四	四	同
奥野學校同	奥野村	同	舊民家	同	一	二八	一一	同
川在學校同	川在村	同	寺院	同	一	五八	三〇	有
相川學校同	相川村	同	同	同	一	六〇	二四	無
高砂學校同	江子田村	同	舊民家	同	二	五四	五	同
鶴舞西學校同	鶴舞村	同	同	公有	一	二四	二八	有
牛久學校同	牛久村	同	寺院	借用	一	五五	一六	無
堀越學校同	堀越村	同	同	同	一	二〇	一六	同
石川學校同	石川村	同	舊民家	同	一	三五	一九	同
皆吉學校同	皆吉村	同	寺院	同	一	四一	一六	同
外部田學校同	外部田村	同	舊民家	同	一	六〇	一五	同
山小川學校同	山小川村	同	寺院	同	三	一〇五	四九	同
佐是學校同	佐是村	同	同	同	一	五三	一三	同
上高根學校同	上高根村	同	同	同	一	一八	一	同
中高根學校同	中高根村	同	舊民家	同	一	三〇	二	同
馬立學校同	馬立村	同	寺院	同	一	七〇	九	同
米原學校同	米原村	同	舊寺院	公有	一	三四	一八	同

朝生原學校同	朝生原村	明治六年	寺院	借用	一	四一	一一	無	...
大久保學校同	大久保村	同	同	同	一	三四	一一	同	...
古敷谷學校同	古敷谷村	同	舊民家	同	一	三四	六	有	...
月出學校同	月出村	同	寺院	同	一	二三	六	無	...
高瀧學校同	高瀧村	同	舊民家	同	三	七四	一六	同	...
西飯給學校同	西飯給村	同	寺院	同	二	三三	六	同	...
東飯給學校同	東飯給村	同	同	同	一	三六	三	同	...
田淵學校同	田淵村	同	同	同	一	九一	一六	同	...
鶴舞東學校同	鶴舞村	同	舊縣廳	公有	三	一〇九	六八	有	...
作田學校同	夷隅郡作田村	同	寺院	借用	一	七四	八	無	...
岩熊學校同	岩熊村	同	同	同	一	六六	一	有	...
横山學校同	横山村	同	同	同	一	五五	五	同	...
榎澤學校同	榎澤村	同	新築	公有	二	四三	三	同	...
深谷學校同	深谷村	同	寺院	借用	一	五四	三	同	...
荻谷學校同	荻谷村	同	同	同	一	五九	二九	同	...
下大多喜學校同	下大多喜村	同	舊民家	同	一	六〇	三	同	...
佐貫學校同	佐貫村	同	寺院	同	一	四七	二	同	...
松丸學校同	松丸村	同	同	同	一	三三	三	同	...

谷上學校同	谷上村	明治七年	舊民家	公有	一	三二	三	有	...
妙樂寺學校同	妙樂寺村	同	同	借用	一	二四	三	無	...
大上學校同	大上村	同	寺院	同	一	四〇	三	同	...
須賀谷學校同	須賀谷村	同	新築	公有	一	二八	三	同	...
桑田學校同	桑田村	同	寺院	借用	一	三八	五	同	...
萩原學校同	萩原村	同	同	同	一	四四	一	同	...
大野學校同	大野村	同	同	同	一	三七	三	同	...
小谷松學校同	部田村	同	同	同	一	三〇	一	同	...
庄司學校同	庄司村	同	同	同	一	三六	二	同	...
平澤學校同	平澤村	同	同	同	一	二九	一	同	...
大多喜學校同	大多喜村	同	舊民家	同	一	一一四	五四	同	...
上原學校同	上原村	同	寺院	同	一	四七	一四	同	...
正立學校同	正立寺村	同	同	同	二	四〇	四	同	...
石神學校同	石神村	同	同	同	一	三〇	三	同	...
板谷學校同	市野川村	同	新築	公有	一	四〇	四	同	...
市野々學校同	市野々村	同	舊民家	借用	一	四〇	一	同	...
佐野學校同	佐野村	同	寺院	同	一	四一	一	同	...
田代學校同	田代村	同	同	同	一	四〇	一	同	...

小田代學校	同	小田代村	明治八年	舊民家	借用	一	二八	五無	...
大田代學校	同	大田代村	同	同	同	一	一二	二同	...
小苗學校	同	小苗村	同	寺院	同	一	一八	五同	...
久我原學校	同	久我原村	同	同	同	一	七三	六同	...
筒森學校	同	筒森村	同	舊民家	同	一	一八
小澤又學校	同	小澤又村	同	寺院	同	一	三一
大澤學校	同	大澤村	同	同	同	一	七
濱行川學校	同	濱行川村	同	舊民家	同	一	一八
名木學校	同	名木村	同	同	同	一	五七
下植野學校	同	下植野村	同	寺院	同	一	四七
興津學校	同	興津村	同	同	同	一	二四
守谷學校	同	守谷村	同	同	同	一	一七
鵜原學校	同	鵜原村	同	同	同	一	一九
松部學校	同	松部村	同	同	同	一	二六
荒川學校	同	荒川村	同	舊民家	公有	一	九〇
申濱學校	同	申濱村	同	寺院	借用	一	一七
勝浦學校	同	濱勝浦村	同	同	同	二	八八
川津學校	同	川津村	同	同	同	一	一七

出水學校	同	新宮村	明治七年	寺院	借用	一	一九	一二無	...
部原學校	同	部原村	同	舊民家	同	一	三七	二七同	...
新戶學校	同	新戶村	同	同	同	一	七八
芳賀學校	同	芳賀村	同	寺院	同	二	六三
松野學校	同	松野村	同	同	同	二	六五
久保學校	同	久保村	同	同	同	一	七七
濱學	同	濱村	同	同	同	一	六六
岩和田學校	同	岩和田村	同	同	同	二	二四
小澤學校	同	小澤村	同	同	同	一	五七
岩船學校	同	岩船村	同	新築	公有	一	三八
實谷學校	同	實谷村	同	寺院	借用	一	二八
上布施學校	同	上布施村	同	同	同	一	六七
下布施學校	同	下布施村	同	同	同	一	五六
釋迦谷學校	同	釋迦谷村	同	同	同	一	一六
大原學校	同	中魚落郷	同	同	同	一	五九
小濱學校	同	同	同	同	同	二	三九
大井學校	同	同	同	同	同	一	四二
山田學校	同	山田村	同	同	同	一	六九

長志學校	同	長志村	明治七年	舊民家	借用	：	：	三五	八	無
下原學校	同	下原村	同	寺院	同	：	：	四八	七	同
内野學校	同	新田村	同	同	同	：	：	六八	八	同
日在學校	同	日在村	同	同	同	：	：	六六	：	同
長者學校	同	長者町	同	同	同	：	：	六一	三八	同
江場戶學校	同	江場戶村	同	同	同	：	：	四九	一	同
三門學校	同	三門村	同	同	同	：	：	七五	四	同
部田學校	同	部田村	同	新築	公有	：	：	八五	八	同
萬木學校	同	萬木村	同	寺院	借用	：	：	二一	一	同
嘉谷學校	同	嘉谷村	同	舊民家	公有	：	：	二六	五	同
鴨根學校	同	鴨根村	同	寺院	借用	：	：	三〇	三	同
芝原學校	同	埴生郡芝原村	同	同	同	：	：	七二	一〇	同
小生田學校	同	小生田村	同	同	同	：	：	三三	八	同
小澤學校	同	小澤村	同	同	同	：	：	三五	二	同
中原學校	同	中原村	同	同	同	：	：	二〇	七	同
立木學校	同	立木村	同	同	同	：	：	五四	一三	同
山内學校	同	山内村	同	同	同	：	：	三二	：	同
水沼學校	同	水沼村	同	同	同	：	：	五〇	一一	有

市野々學校	同	市野々村	明治八年	寺院	借用	：	：	一四	二	無
佐坪學校	同	佐坪村	同	舊民家	同	：	：	三七	一	同
藏持學校	同	藏持村	同	寺院	同	：	：	二八	：	同
長南學校	同	長南驛	同	同	同	：	：	九七	二九	同
下永吉學校	同	下永吉村	同	同	同	：	：	六七	七	同
坂本學校	同	坂本村	同	同	同	：	：	四六	：	同
八幡原學校	同	八幡原村	同	舊民家	同	：	：	四三	四	同
岩川學校	同	岩川村	同	寺院	同	：	：	三九	四	同
棚毛學校	同	棚毛村	同	舊民家	同	：	：	二一	三	同
千手堂學校	同	千手堂村	同	寺院	同	：	：	四六	九	同
早野學校	同	早野村	同	同	同	：	：	四七	一	同
山崎學校	同	山崎村	同	同	同	：	：	二二	五	同
中善寺學校	同	中善寺村	同	同	同	：	：	一六	四	同
千田學校	同	千田村	同	同	同	：	：	一八	一	同
刑部學校	同	長柄郡刑部村	同	同	同	：	：	六七	五	有
高山學校	同	高山村	同	同	同	：	：	三五	一五	無
德增學校	同	德增村	同	同	同	：	：	七七	三	有
山根學校	同	山根村	同	同	同	：	：	二五	四	無

山之郷學校	同	山之郷村	明治八年	新築	公有	一	三五	六	無	
內長谷學校	同	內長谷村	同	七年	寺院	借用	一	五一	七	同
莊吉學校	同	莊吉村	同	同	同	同	二	二四	一七	同
上茂原學校	同	上茂原村	同	六年	同	同	二	三九	一九	有
茂原學校	同	茂原村	同	同	同	同	二	九二	五六	同
高師學校	同	高師驛	同	七年	新築	公有	一	四六	一八	同
小林學校	同	小林村	同	同	舊民家	借用	二	三五	七	同
長尾學校	同	長尾村	同	同	寺院	同	一	三四	四	無
柴名學校	同	柴名村	同	同	同	同	一	五八	三	有
高田學校	同	高田村	同	同	同	同	一	五三	三	同
澁谷學校	同	澁谷村	同	八年	同	同	一	二四	一〇	同
本納學校	同	本納驛	同	同	同	同	三	九三	四四	同
本小轉學校	同	本小轉村	同	六年	舊民家	同	二	八八	三	同
寺崎學校	同	寺崎驛	同	七年	同	公有	一	六六	三	同
金田學校	同	金田村	同	同	新築	借用	一	九七	九	同
岩沼學校	同	岩沼村	同	同	寺院	同	一	七三	一	同
總壽學校	同	六ツ野村	同	六年	同	同	一	六六	三	同
南吉田學校	同	南吉田村	同	七年	同	同	二	六四	六	同

萱場學校	同	萱場村	明治七年	寺院	借用	一	四五	一四	無	
御藏芝學校	同	御藏芝村	同	六年	同	同	一	九九	九	有
千町學校	同	千町村	同	七年	同	同	一	五二	三	無
關學	同	關村	同	同	舊民家	同	一	四二	二	有
牛込學校	同	牛込村	同	同	寺院	同	一	七二	四	同
古所學校	同	古所村	同	同	舊民家	同	一	三九	四	同
中里學校	同	中里村	同	同	同	同	一	五九	三	同
北高根學校	同	北高根村	同	同	寺院	同	一	五二	一	同
一松北學校	同	一ツ松村	同	八年	舊民家	同	一	四五	三	同
一松南學校	同	一ツ松村	同	同	寺院	同	一	四五	六	同
高根本鄉學校	同	高根本鄉村	同	七年	同	同	二	九八	三	同
一宮西學校	同	一宮本鄉村	同	六年	舊縣學校	公有	二	八七	五一	同
一宮東學校	同	同	同	同	舊民家	借用	一	六七	八	同
上市場學校	同	上市場村	同	同	寺院	同	一	六八	無	無
下之郷學校	同	下之郷村	同	同	同	同	一	八三	八	有
東浪見學校	同	東浪見村	同	同	同	同	一	七七	三	同
椎木學校	同	椎木村	同	八年	舊村役所	公有	一	三三	三	同
中原學校	同	中原村	同	七年	寺院	借用	二	五三	三	同

四天木學校	同	山邊郡四天木村	明治六年	寺院	借用	一	九二	二	有
南今泉學校	同	南今泉村	同	舊民家	同	一	四五	三	同
北今泉學校	同	北今泉村	同	寺院	同	一	五〇	二	同
眞龜學校	同	眞龜村	同	同	同	一	五〇	八	同
粟生學校	同	粟生村	同	舊民家	同	一	三五	八	同
片貝南學校	同	片貝村	同	寺院	同	一	三八	七	同
片貝北學校	同	同	同	同	同	一	六〇	一	同
小關學校	同	小關村	同	舊民家	同	一	三一	二	同
作田西學校	同	作田村	同	寺院	同	一	七三	七	同
作田東學校	同	同	同	舊民家	同	一	三八	二	同
大沼田學校	同	大沼田村	同	同	同	一	三一	二	同
細草學校	同	細草村	同	寺院	同	一	五一	一	同
九十根學校	同	九十根村	同	同	同	一	四一	一	同
廣瀨學校	同	廣瀨村	同	同	同	一	四六	一六	同
家德學校	同	家德村	同	舊民家	同	一	二九	八	同
御門學校	同	御門村	同	寺院	同	一	三一	四	無
宮學校	同	宮村	同	舊民家	同	一	三六	六	有
家之子學校	同	家之子村	同	寺院	同	一	五三	九	同

武射田學校	同	武射田村	明治六年	同	借用	一	六三	四	無
上谷學校	同	上谷村	同	舊民家	同	一	八九	五	同
清谷學校	同	清名幸谷村	同	寺院	同	一	三六	五	同
前內學校	同	前之内村	同	同	同	一	三五	四	有
幸谷學校	同	北之幸谷村	同	同	同	一	三五	二	同
田間學校	同	田間村	同	新築	公有	一	七七	四	同
南橫川學校	同	南橫川村	同	舊民家	借用	一	四三	五	同
大網學校	同	大網宿	同	寺院	同	一	九九	一	無
富田學校	同	富田村	同	舊民家	同	一	二〇	一	有
東金學校	同	東金町	同	寺院	同	二	九四	四	同
門谷學校	同	小中村	同	同	同	一	七六	二	無
大椎學校	同	大椎村	同	同	同	一	三三	二	同
小沼學校	同	小沼村	同	同	同	一	五一	八	同
福依學校	同	福依村	同	新築	公有	一	五六	一五	有
池田學校	同	池田村	同	寺院	借用	一	三四	八	同
養安學校	同	養安寺村	同	同	同	一	三八	四	同
田中學校	同	田中村	同	同	同	一	六五	一	無
臺方學校	同	臺方村	同	舊民家	同	一	四四	一四	同

第四章 房總の統一と千葉縣の教育

丹尾學校	同	丹尾村	明治七年	舊民家	借用	一	二一	一	有
瀧澤學校	同	瀧澤村	同	寺院	同	一	二七	三	無
松郷學校	同	松ノ郷村	同	同	同	一	四六	五	同
布田學校	同	下布田村	同	同	同	一	三九	三	同
永田學校	同	永田村	同	舊民家	同	一	四〇	四	同
大和學校	同	大和田村	同	同	同	一	五一	五	無
柳橋學校	同	柳橋村	同	寺院	同	一	四一	一	有
西之學校	同	貝塚村	同	舊民家	同	一	四九	一	同
幸田學校	同	幸田村	同	同	同	一	一九	一	同
川場學校	同	川場村	同	寺院	同	一	一五	一	同
越智學校	同	越智村	同	同	同	一	二八	一	無
島學	同	島村	同	同	同	一	二八	一	同
小池學校	同	武射郡小池村	同	新築	公有	一	四三	二	有
大臺學校	同	大臺村	同	寺院	借用	一	四〇	一	無
高谷學校	同	高谷村	同	同	同	一	三九	一	同
新井田學校	同	新井田村	同	同	同	一	二三	三	同
田越學校	同	田越村	同	新築	公有	一	三二	一	同
菱田學校	同	菱田村	同	舊民家	借用	一	三六	二	同

津邊學校	同	津邊村	明治七年	寺院	借用	一	五九	二	無
戸田學校	同	戸田村	同	舊寺院	公有	一	三二	五	同
板川學校	同	板川村	同	寺院	借用	一	二二	一	同
沖渡學校	同	沖渡村	同	同	同	一	二二	一	同
木原學校	同	木原村	同	同	同	一	一五	一	同
埴谷學校	同	埴谷村	同	同	同	一	四〇	二	同
湯坂學校	同	湯坂村	同	同	同	一	二七	一	同
五反田學校	同	五反田村	同	舊民家	同	一	二八	一	同
金尾學校	同	金尾村	同	寺院	同	一	四八	二	同
芝山學校	同	芝山村	同	同	同	一	二三	一	同
早船學校	同	早船村	同	舊民家	同	一	五一	一	同
松尾學校	同	松尾村	同	同	同	一	四九	二	同
池田學校	同	飯櫃村	同	同	同	一	四三	一	同
生子宿學校	同	生子宿	同	同	同	一	三〇	一	同
西賀茂學校	同	西賀茂村	同	寺院	同	一	二三	二	同
中臺學校	同	中臺村	同	新築	公有	一	二四	五	同
横地學校	同	上横地村	同	寺院	借用	一	二五	三	同
五木田學校	同	五木田村	同	舊民家	同	一	三二	六	同

第四章 房總の統一と千葉縣の教育

水深學校同	水深村	明治六年	舊民家	借用	一	六〇	一四	無	...
富口學校同	富口村	同	寺院	同	一	三六	七	同	...
山室學校同	山室村	同	同	同	一	二二	一	同	...
北蓮沼學校同	蓮沼村	同	同	同	一	八三	五	同	...
屋形學校同	屋形村	同	同	同	一	三八	四	同	...
森學校同	森村	同	舊民家	同	一	二九	一	同	...
横芝學校同	横芝村	同	寺院	同	一	三七	一〇	同	...
新堀學校同	新堀村	同	同	同	一	三一	四	同	...
成東學校同	成東町	同	同	同	一	五〇	一八	同	...
椎崎學校同	椎崎村	同	同	同	一	二三	五	同	...
小松學校同	小松村	同	同	同	一	三三	一一	同	...
長倉學校同	長倉村	同	同	同	一	一七	六	同	...
鳥喰學校同	鳥喰村	同	同	同	一	四九	...	同	...
本須賀學校同	本須賀村	同	同	同	一	三六	一二	同	...
木戸臺學校同	木戸臺村	同	同	同	一	三七	二四	同	...
北清水學校同	北清水村	同	同	同	一	三六	...	同	...
姫島學校同	姫島村	同	舊民家	同	一	二五	六	同	...
富田學校同	富田村	同	寺院	同	一	三五	五	同	...

井之内學校同	井之内村	明治七年	寺院	借用	一	三一	...	無	...
市場學校同	市場村	同	同	同	一	三〇	...	同	...
松谷學校同	松ヶ谷村	同	舊民家	同	一	五三	...	三	同
借毛學校同	借毛村	同	同	同	一	二九	...	一	同
寺崎學校同	下總國印旛郡寺崎村	同	寺院	同	一	三二	...	一	有
石川學校同	石川村	同	同	同	一	三〇
太田學校同	太田村	同	同	同	一	三四	...	五	同
總井學校同	總井村	同	同	同	一	三四
山梨學校同	山梨村	同	同	同	一	三一	...	三	同
鹿渡學校同	鹿渡村	同	同	同	一	二三	...	二	同
吉岡學校同	吉岡村	同	同	同	一	二九	...	一	同
坂戸學校同	坂戸村	同	同	同	一	三〇
馬渡學校同	馬渡村	同	同	同	一	二九	...	三	同
小篠塚學校同	小篠塚村	同	同	同	一	二九	...	一	同
岩富學校同	岩富村	同	同	同	一	三三	...	九	同
岩富町學校同	岩富町	同	同	同	一	六四	...	六	同
用草學校同	用草村	同	同	同	二	四三	...	四	同
吉倉學校同	吉倉村	同	同	同	一	三三

飯野村學校	飯野村	明治七年	寺院	借用	一	四九	有
白井學校	白井町	同	同	同	二	六六	同
上座學校	上座村	同	同	同	：	二六	無
小竹學校	小竹村	同	同	同	一	三三	有
下高野學校	下高野村	同	同	同	一	三五	同
米本學校	米本村	同	同	同	一	四一	有
村上學校	村上村	同	同	同	：	四五	同
上志津學校	上志津村	同	同	同	：	三二	同
宇那谷學校	宇那谷村	同	同	同	一	二七	同
畔田學校	畔田村	同	同	同	一	四一	同
龜崎學校	龜崎村	同	同	同	一	三九	同
飯重學校	飯重村	同	同	同	一	三七	同
角來學校	角來村	同	同	同	一	二九	同
中川學校	中川村	同	同	同	二	六二	同
寒風學校	寒風村	同	同	同	一	三六	同
布鎌東學校	布鎌東村	同	同	同	一	五四	同
布鎌西學校	布鎌西村	同	同	同	一	七二	同
瀧學校	瀧村	同	同	同	一	一六	同
新橋學校	新橋村	明治六年	寺院	借用	一	五三	有
根本名學校	根本名村	同	同	同	一	二〇	同
下方學校	下方村	同	同	同	一	六七	同
八代學校	八代村	同	同	同	一	三六	同
日吉倉學校	日吉倉村	同	同	同	一	四八	同
鹿山學校	佐倉宮小路町	同	同	同	五	一三〇	同
女兒學校	同	同	同	同	二	一二	無
飯野學校	飯野町	同	同	同	二	二六	同
江原學校	江原町	同	同	同	一	八六	同
將門學校	將門町	同	同	同	一	三四	同
新陽學校	佐倉新町	同	同	同	三	七一	同
鎗木學校	鎗木村	同	同	同	一	二七	同
彌勒學校	佐倉彌勒町	同	同	同	一	一九	同
高岡學校	高岡村	同	同	同	一	二六	同
本町學校	佐倉本町	同	同	同	一	四三	同
本佐倉學校	本佐倉村	同	同	同	一	二五	同
山崎學校	山崎村	同	同	同	一	二二	同
飯田學校	飯田村	同	同	同	一	三〇	同

飯野村學校	飯野村	明治七年	寺院	借用	一	四九	有
白井學校	白井町	同	同	同	二	六六	同
上座學校	上座村	同	同	同	：	二六	無
小竹學校	小竹村	同	同	同	一	三三	有
下高野學校	下高野村	同	同	同	一	三五	同
米本學校	米本村	同	同	同	一	四一	有
村上學校	村上村	同	同	同	：	四五	同
上志津學校	上志津村	同	同	同	：	三二	同
宇那谷學校	宇那谷村	同	同	同	一	二七	同
畔田學校	畔田村	同	同	同	一	四一	同
龜崎學校	龜崎村	同	同	同	一	三九	同
飯重學校	飯重村	同	同	同	一	三七	同
角來學校	角來村	同	同	同	一	二九	同
中川學校	中川村	同	同	同	二	六二	同
寒風學校	寒風村	同	同	同	一	三六	同
布鎌東學校	布鎌東村	同	同	同	一	五四	同
布鎌西學校	布鎌西村	同	同	同	一	七二	同
瀧學校	瀧村	同	同	同	一	一六	同
新橋學校	新橋村	明治六年	寺院	借用	一	五三	有
根本名學校	根本名村	同	同	同	一	二〇	同
下方學校	下方村	同	同	同	一	六七	同
八代學校	八代村	同	同	同	一	三六	同
日吉倉學校	日吉倉村	同	同	同	一	四八	同
鹿山學校	佐倉宮小路町	同	同	同	五	一三〇	同
女兒學校	同	同	同	同	二	一二	無
飯野學校	飯野町	同	同	同	二	二六	同
江原學校	江原町	同	同	同	一	八六	同
將門學校	將門町	同	同	同	一	三四	同
新陽學校	佐倉新町	同	同	同	三	七一	同
鎗木學校	鎗木村	同	同	同	一	二七	同
彌勒學校	佐倉彌勒町	同	同	同	一	一九	同
高岡學校	高岡村	同	同	同	一	二六	同
本町學校	佐倉本町	同	同	同	一	四三	同
本佐倉學校	本佐倉村	同	同	同	一	二五	同
山崎學校	山崎村	同	同	同	一	二二	同
飯田學校	飯田村	同	同	同	一	三〇	同

師戶學校同	師戶村	明治八年	寺院	借用	一	三〇	二	有
萩原學校同	萩原村	同	同	同	一	二二	七	同
中根學校同	中根村	同	同	同	一	一〇〇	五	同
平岡學校同	平岡村	同	同	同	一	三四	二	同
小林學校同	小林村	同	同	同	一	三四	八	同
鎌刈學校同	鎌刈村	同	新築	公有	一	四七	四	同
吉高學校同	吉高村	同	寺院	借用	一	四四	二	同
平賀學校同	平賀村	同	新築	公有	一	三〇	二	同
山田學校同	山田村	同	寺院	借用	一	三一	三	同
岩戶學校同	岩戶村	同	同	同	一	四六	五	同
瀨戶學校同	瀨戶村	同	同	同	一	二八	六	同
將監學校同	將監新田	同	同	同	一	三八	七	同
大森學校同	大森村	同	同	同	一	三六	七	同
竹袋學校同	竹袋村	同	同	同	三	九六	三	同
總深學校同	總深新田	同	同	同	一	一八	三	同
和泉學校同	和泉村	同	同	同	一	二六	三	同
發作學校同	發作村	同	舊民家	同	一	四七	一	同
浦部學校同	浦部村	同	寺院	同	一	五九	七	同

吉田學校同	吉田村	明治七年	寺院	借用	一	二五	四	有
船尾學校同	船尾村	同	同	同	一	三六	三	同
谷田學校同	谷田村	同	舊民家	同	一	二九	四	同
神々廻學校同	神々廻村	同	寺院	同	一	四一	六	同
復學校同	復村	同	同	同	一	五九	三	同
富塚學校同	富塚村	同	同	同	一	三七	八	同
名内學校同	名内村	同	同	同	一	一五	三	同
平塚學校同	平塚村	同	同	同	一	五四	三	同
墨學校同	墨村	同	舊民家	同	一	二八	二	同
米戶學校同	米戶村	同	寺院	同	一	三八	三	同
高松學校同	高松村	同	同	同	一	三〇	三	同
大井戶學校同	千葉郡大井戶村	同	同	同	一	二一	三	同
富貴樂學校同	中田村	同	同	同	一	三一	二	同
野呂學校同	野呂村	同	同	同	一	一五	二	同
川井學校同	川井村	同	同	同	一	三三	一	同
中野學校同	中野村	同	舊郷藏	公有	一	四四	一〇	同
平川學校同	平川村	同	新築	同	一	一四	六	同
高田學校同	高田村	同	寺院	借用	一	三七	六	同

野田學校	同	野田村	明治七年	舊民家	借用	一	三二	一一	有
平山學校	同	平山村	同	寺院	同	一	二六	三	同
生實學校	同	生實村	同	同	同	一	三四	一一	同
鹽田學校	同	北生實新田	同	舊民家	同	一	一六	七	同
濱野學校	同	濱野驛	同	寺院	同	一	六二	三三	同
富岡學校	同	富岡村	同	同	同	一	二〇	四	同
荻田子學校	同	荻田子村	同	同	同	一	三八	；	同
會我野學校	同	會我野驛	同	舊縣廳	公有	二	四〇	二五	同
今井學校	同	今井村	同	舊民家	借用	一	五九	一六	同
寒川學校	同	寒川村	同	寺院	同	一	六五	二七	同
矢作學校	同	矢作村	同	同	同	一	七四	一	同
坂月學校	同	坂月村	同	同	同	二	七三	八	同
道場學校	同	千葉町	同	同	同	五	二二	九四	同
登門學校	同	登門村	同	新築	公有	一	六三	三一	同
原學	同	原村	同	寺院	借用	一	五三	一一	同
黑砂學校	同	黑砂村	同	新築	公有	一	三七	一	同
園生學校	同	園生村	同	寺院	借用	一	四八	三	無
積橋學校	同	積橋村	同	同	同	一	三二	四	同

本郷學校	同	稻毛村	明治六年	寺院	借用	一	八四	一〇	有
島野學校	同	檢見川村	同	同	同	一	八四	三二	同
花輪學校	同	畑村	同	同	同	一	四五	一	同
濱田學校	同	馬加村	同	同	同	一	九〇	三二	同
鷺沼學校	同	鷺沼村	同	同	同	一	四四	六	同
藥師山學校	同	長作村	同	同	同	一	二八	；	同
明開學校	同	柏井村	同	同	同	一	六二	三	同
菊田學校	同	久々田村	同	同	同	一	四四	二六	同
谷津學校	同	谷津村	同	同	同	一	四九	六	同
前原學校	同	前原新田	同	同	同	一	五〇	二	同
飯山滿學校	同	上飯山滿村	同	同	同	一	五九	六	同
藤崎學校	同	藤崎村	同	同	同	一	二三	三	同
實靱學校	同	實靱村	同	寺院	同	一	三三	三	同
大和田學校	同	大和田村	同	同	同	一	七一	七	同
瑞學	同	吉橋村	同	同	同	一	七三	六	同
佐山學校	同	佐山村	同	舊民家	同	一	四四	一	同
小池學校	同	小池村	同	寺院	同	一	一九	四	同
小野田學校	同	小野田村	同	同	同	一	六〇	三	同

金堀學校	同	金堀村	明治六年	寺院	借用	一	七	一	三	有
成田學校	同	成田村	同	新築	公有	三	一	三	九	同
押畑學校	同	押畑村	同	寺院	借用	一	七	九	一	二
小菅學校	同	小菅村	同	舊民家	同	一	五	六	二	同
關戸學校	同	關戸村	同	寺院	借用	一	一	六	一	同
寶田學校	同	寶田村	同	同	同	一	三	六	一	同
松崎學校	同	松崎村	同	同	同	一	四	四	一	同
新妻學校	同	新妻村	同	新築	公有	一	二	八	一	同
蘆田學校	同	蘆田村	同	寺院	借用	一	一	七	三	同
飯岡學校	同	飯岡村	同	同	同	二	一	〇	七	三
大室學校	同	大室村	同	同	同	一	三	九	一	同
長沼學校	同	長沼村	同	同	同	一	二	五	一	同
北羽鳥學校	同	北羽鳥村	同	同	同	一	五	五	六	同
矢口學校	同	矢口村	同	同	同	一	七	〇	二	五
興津學校	同	興津村	同	同	同	一	五	八	一	三
須賀學校	同	須賀村	同	同	同	一	五	五	一	一
大竹學校	同	大竹村	同	舊民家	同	一	三	二	一	同
安食學校	同	安食村	同	寺院	同	三	七	四	三	五

船橋學校	同	葛飾郡船橋九日市	明治五年	寺院	借用	二	五	六	四	九	有
眞名學校	同	船橋五日市	同	同	同	二	一	〇	八	二	九
海神學校	同	船橋海神村	同	同	同	一	六	六	三	一	同
夏見學校	同	西夏見村	同	同	同	一	四	〇	六	同	
納谷學校	同	船橋九日市	同	同	同	二	七	三	七	〇	同
米崎學校	同	米ヶ崎村	同	同	同	一	四	八	五	同	
松戸學校	同	松戸驛	同	同	同	三	一	〇	七	四	六
矢切學校	同	下矢切村	同	舊民家	同	一	六	一	九	同	
大橋學校	同	大橋村	同	寺院	同	一	二	六	七	同	
花島學校	同	南花島村	同	同	同	一	二	七	四	同	
古崎學校	同	古ヶ崎村	同	同	同	一	四	一	一	〇	同
木村學校	同	木村	同	同	同	一	二	九	二	同	
幸谷學校	同	幸谷村	同	同	同	一	六	九	一	五	同
小金學校	同	小金町	同	同	同	一	七	九	二	〇	同
新宿學校	同	中新宿村	同	同	同	一	二	〇	六	同	
前崎學校	同	前ヶ崎村	同	同	同	一	四	二	一	〇	同
柏學	同	柏村	同	同	同	一	三	三	一	〇	同
增尾學校	同	增尾村	同	同	同	一	五	九	七	同	

逆井學校	同	逆井村	同	七年	寺院	借用	二	五三	二有
西海神學校	同	西海神村	同	同	同	同	一	二八	一九
原木學校	同	原木校	同	同	同	同	一	一五	一〇
河原學校	同	河原村	同	同	同	同	一	三一	一七
行德學校	同	本行德驛	同	同	同	同	三	一一	七〇
湊學	同	湊村	同	同	同	同	一	四二	二三
欠眞間學校	同	欠眞間村	同	同	同	同	一	三六	一五
新井學校	同	新井村	同	同	同	同	一	三八	一六
猫實學校	同	猫實村	同	同	同	同	一	六四	三六
堀江學校	同	堀江村	同	同	同	同	二	七二	三七
國分學校	同	國分村	同	同	同	同	一	四一	四
市川學校	同	市川村	同	同	舊民家	同	一	五六	二七
八幡學校	同	八幡村	同	同	同	同	二	六九	二二
宮久保學校	同	宮久保村	同	同	同	同	一	二九	七
印內學校	同	印內村	同	同	寺院	同	一	三一	八
二子學校	同	二子村	同	同	同	同	一	九四	三五
柏井學校	同	柏井村	同	同	同	同	二	七九	四
金杉學校	同	金杉村	同	同	同	同	一	五二	六

鎌谷學校	同	鎌ヶ谷村	同	明治六年	寺院	借用	一	三五	五有
中澤學校	同	中澤村	同	同	同	同	一	四〇	一〇
大野學校	同	大野村	同	同	同	同	一	四七	六
秋山學校	同	秋山村	同	同	同	同	一	一一	五
紙敷學校	同	紙敷村	同	同	同	同	一	五二	八
日暮學校	同	日暮村	同	同	同	同	一	一二	八
千駄堀學校	同	千駄堀村	同	同	同	同	三	四五	一一
馬橋學校	同	馬橋村	同	同	同	同	一	五一	五
西平井學校	同	西平井村	同	同	同	同	一	四五	九
野々下學校	同	野々下村	同	同	同	同	一	二七	八
流山學校	同	流山村	同	同	同	同	二	六六	四八
加村學校	同	加村	同	同	舊民家	同	一	四三	二九
南學	同	南村	同	同	寺院	同	一	四七	九
篠籠田學校	同	篠籠田村	同	同	同	同	一	四九	八
松崎學校	同	松ヶ崎村	同	同	同	同	一	二五	二
花野井學校	同	花野井村	同	同	同	同	一	五七	五
大室學校	同	大室村	同	同	同	同	一	六六	四
大青田學校	同	大青田村	同	同	同	同	一	四八	八

三堀學校	同	三ツ堀村	明治七年	寺院	借用	一	五	四	五
三尾學校	同	三ヶ尾村	同	同	同	一	五	八	八
深井學校	同	西深井村	同	同	同	一	四	六	二
今上學校	同	今上村	同	同	同	一	六	二	三
山崎學校	同	山崎村	同	同	同	一	四	六	九
横内學校	同	横内村	同	新築	公有	一	四	二	三
花輪學校	同	上花輪村	同	寺院	借用	一	三	〇	五
野田學校	同	野田町	同	同	同	四	一	〇	九
木野崎學校	同	木野崎村	同	同	同	一	三	二	三
目吹學校	同	目吹村	同	同	同	一	六	六	二
船形學校	同	船形村	同	同	同	一	四	八	四
吉春學校	同	吉春村	同	新築	公有	一	四	二	四
岩名學校	同	岩名村	同	新築	公有	一	三	三	二
中里學校	同	中里村	同	寺院	借用	一	四	五	六
丸井學校	同	丸井村	同	同	同	一	三	九	一
木間瀬學校	同	木間ヶ瀬村	同	同	同	一	一	三	三
桐作學校	同	桐ヶ作村	同	新築	公有	一	六	六	九
關宿學校	同	關宿臺町	同	寺院	借用	三	一	〇	八

向川岸學校	同	向下川岸	明治六年	新築	公有	一	四	八	一	七
布施學校	同	相馬郡布施村	同	寺院	借用	一	七	〇	八	有
根戶學校	同	根戶村	同	同	同	一	三	九	五	同
我孫子學校	同	我孫子驛	同	同	同	二	八	一	二	五
青山學校	同	青山村	同	同	同	一	五	八	七	同
岡發戶學校	同	岡發戶村	同	同	同	一	七	六	四	同
中峠學校	同	中峠村	同	同	同	一	五	五	五	同
高柳學校	同	高柳村	同	同	同	一	三	〇	二	同
大井學校	同	大井村	同	同	同	一	四	六	九	同
箕輪學校	同	箕輪村	同	同	同	一	二	八	一	同
泉學	同	泉村	同	同	同	一	五	一	五	同
手賀學	同	手賀村	同	同	同	一	五	一	五	同
布瀬學	同	布鎌村	同	同	同	一	四	三	二	同
藤谷學	同	藤ヶ谷村	同	同	同	一	四	二	五	同
新木學	同	新木村	同	同	同	一	四	五	五	同
相島學	同	相島新田	同	舊民家	同	一	二	〇	五	同
布佐學	同	布佐驛	同	同	同	二	五	九	三	五
佐原學校	同	香取郡佐原村	同	寺院	同	五	一	三	〇	六

佐原分學校	同	明治七年	寺院	借用	四	一二九	五五	有	...
神崎學校	神崎本宿	同	同	同	三	一一二	二二	同	...
神崎分學校	曲淵村	同	同	同	二	五二	四	同	...
津富浦學校	津富浦村	同	新築	公有	一	五三	三	同	...
西大須賀學校	西大須賀村	同	寺院	借用	二	九三	一一	同	...
小見川學校	小見川村	同	新築	公有	五	二二二	五二	同	...
須賀山學校	須賀山村	同	寺院	借用	三	一二三	七	同	...
石出學校	石出村	同	同	同	三	一三八	一九	同	...
萬力學校	萬力村	同	新築	公有	四	六一	四	同	...
飯高學校	飯高村	同	同	同	二	五四	一	同	...
萬歲學校	萬歲村	同	寺院	借用	二	八五	一〇	同	...
窪谷學校	窪谷村	同	新築	公有	二	八〇	一	同	...
多古學校	多古村	同	舊縣廳	同	四	一五六	三五	同	...
大窪學校	大窪村	同	寺院	借用	一	四九	一	同	...
南中學校	南中村	同	同	同	二	八八	七	同	...
飯沼學校	海上郡飯沼村	同	同	同	八	二七〇	一五四	同	...
興野學校	今宮村	同	同	同	四	一九五	二六	同	...
成田學校	成田村	同	同	同	五	一一一	一五	同	...

成田分學校	足川村	明治八年	舊民家	借用	一	九〇	六	同	...
大間手學校	大間手村	同	新築	公有	...	四一	...	同	...
作新學校	匝瑳郡椿村	同	同	同	三	一四九	七	同	...
福岡學校	八日市場村	同	寺院	借用	三	一四三	三七	同	...
福岡分學校	高村	同	舊民家	同	二	六五	六	同	...
飯倉學校	飯倉村	同	寺院	同	二	八五	三	同	...
蕪里學校	蕪里村	同	同	同	二	六八	四	同	...
宮川學校	宮川村	同	同	同	一	四五	一〇	同	...
傍示戶學校	傍示戶村	同	同	同	一	三七	...	同	...
小川臺學校	小川臺村	同	同	同	一	五一	...	同	...
新町學校	新町村	同	新築	公有	...	六〇	...	同	...

明治六七年當時に於ては小學未だ普及せず學事の前途遼遠なるものあり當局は勿論庶民に至るまで唯一途に校舎を設け、兒童の就學を勧め、以て學校設立に汲々たる有様であつたが、何れも事未だ創始に屬し、其の方法苟且にして實質の堅實を缺き、維持の經費充備せず、隨て興せば隨て廢するの勢あり、徒に學校多設の弊に捉はれ、内容實質を顧みるの餘裕がなかつた。然るに此の時代的傾向も、漸次變化し、自覺の域に入りて、多設の却て益なきを曉り、明治八年に至りては、學校増設に對して慎重なる考慮を拂ふに至つた。

而して舊新治縣に隸屬せる二十六(香取郡)二十七(匝瑳郡、海上郡)番中學區の如きは、學校設立の順

序方法を異にし公立小學の設立に對しては極めて嚴たる標準を定め僅に公立として模範小學を拾數校設立し他に私塾を小學の代用として許可し村落小學として存立せしめた然るに此の公立小學も其位置の適切を缺き兒童就學上の不便多く新に他に公立小學を設置し或は私塾の小學を閉鎖するなど學校の興廢常ならざるものあり文部省第四年報(明治九年現在)には左の如く當時の状況を記載してある。

二十六七中學區ノ如キハ嘗テ舊新治縣ニ隸シ建學ノ順序異ナリシカ故ニ公學稀疎曙星ノ如ク然リ且其位置ノ宜キヲ得ス隨テ就學不便ノ村市少ナカラサルヲ以テ區戸長學區取締ニ詢リ其ノ衷ヲ折シテ新ニ公立小學ヲ設置シ私學ヲ閉ツルモノアリ云々

亦管下他の二十番より二十五番に至る中學區内に於ても兒童通學上より或は經費維持の關係より既設小學の廢合によりて校數に移動あり即ち位置の適切を缺けるものは別に一校を新設して通學上の支障を除き或は聯區維持のものは之を解消して各小區獨立の校舍を設け一層就學の便益を圖り維持の資力貧弱なるものは數區の合併をなして資力の充實を期して聯區學校となす等夫々土地の實情に即せる學校の改廢を行ふ結局明治九年に於ては公立小學は百十二校の増設となり左表に示す如く九百校を算するに至れり。

安房郡	三二	平	郡	四〇	朝夷郡	二九	長狹郡	三一
望陀郡	六一	周准郡	郡	三三	天羽郡	二二	夷隅郡	七八
埴生郡(上總)	二二	長柄郡	郡	四四	山邊郡	五一	武射郡	五一
市原郡	六九	千葉郡	郡	四八	葛飾郡	七七	印旛郡	八〇

相馬郡	一七	埴生郡(下總)	一九	香取郡	五九	海上郡	一八
匝瑳郡	五一	計	九〇〇				

2、明治十年以後學校設立の狀況

縣下公立小學の校數は常に動搖して一定しない。此れは學校創立に對し確固たる經濟的基礎を缺き爲めに其の併合廢止等常に行はれ寧ろ一層基礎の強固な學校を要望するに至つた結果である。然し當局としては一般に學制の規定する校數に一致せしめるために増設を奨勵し努力を拂つたが漸次多設の弊害を認め校數の減少に依つて其の經濟の強化を圖る様になつた。

附屬學校 小學校の設立を容易にし且つ土地の情況に適應せしめ就學の普及と向上とを期するため曩に縣は明治七年十月附屬學校の制を定めて管下に布達し土地の事情により其の設立を慫慂した。されど其の當初に於ては一般に關心を有しなかつた。即ち

第四百四十號

各學區ニ於テ小學校ヲ懸隔セル土地ニテ生徒ノ通學不便ナル向モ有之夫カ爲メニ幼稚ノ者就學ノ期ヲ過シ候テハ甚以不相濟事ニ付今般附屬學校規則左ノ通り假定候各設立致度向ハ其方法詳細取調可伺候此段布達候事

明治七年十月三十日

千葉縣令 柴原和

附屬學校規則

第一條

附屬學校ハ土地僻遠ニシテ幼稚ノ者通學不便ナレトモ學資ノ乏シキヲ以テ別ニ一校ヲ設クル能ハサル地ニ於テ之ヲ

設立スルヲ許シ人家稠密又ハ三小學區以上ノ聯合スルノ地ニ於テ之カ設立スルヲ許サス尤聯區内通學不便ナル向アラバ學區ヲ分チ別ニ學校ヲ設立スヘシ

第二條

附屬學校ハ該公立小學校ニ屬スルモノトス故ニ給料雜費等本校資金ノ内ヨリ支給シ受業料ハ本校ニ收入スヘシ

第三條

下等學教科第八級ヨリ第六級迄ヲ教授シ生徒年齢滿八歳以下ニ限り其望ニ任セ入學セシムルモノトス故ニ幼稚學校トモ稱スヘシ

以下省略

附屬學校は現今の所謂分教場に類するもので一小學區に最も多くて三校位で大部分は設置しなかつた。然し當時此の附屬校は地域偏在し人煙稀少の村落に設置すべきの觀念から少しく交通の便ある村落は敢て之れが設置に關心を用ひず之れに反し當然設置すべき土地に於てすら容易に其の設立の協議成立せず其の實現は當局の期待する程でなかつた。

明治十年九月更に公立小學校合併に際して附屬小學校設置順序を定め縣令第二百六十二號を以て發布せられた。

附屬小學校設置順序

第一條 公立小學校附屬小學校ハ學資金額不足ニシテ特ニ一校ヲ設立維持スル能ハス且四邊公立小學校ヘノ距離半里以外又ハ以內ニシテ道路險難幼年生徒就學不便ナル地ニ於テ之ヲ設クルモノトス

第二條 附屬小學校ハ該學區又ハ聯學區内ノ公立小學校ニ屬スルヲ以テ教員給料其他諸雜費本校ヨリ支給スヘシ尤附屬小學校ヲ設クルニ於テハ該小學校一ヶ所ニ付本校資金ノ外更ニ五百圓ツ、附屬校一ヶ所費用一ヶ年ヲ増蓄スルモノトス

大凡五十圓ヲ目的トス

但本文ノ資金ヲ増加スル能ハサル場合ニ於テハ別ニ其方法ヲ設ケシムル事アルヘシ

第三條 生徒受業料ハ本校ヘ收入スルモノトス

第四條 下等小學生徒ニ限り入學セシムルモノトス

第五條 生徒下等教科ヲ終ラハ轉シテ本校ニ入ラシムベシ尤モ下等小學生タリトモ本人ノ望ミヲ以テ本校ニ入學スルハ妨ケナキモノトス

第六條 教員ハ本校ヨリ派遣スベシ尤モ該學校區内ヨリ特ニ薦舉スルモ苦シカラスト雖モ其名義等總テ本校ニ屬スルモノトス

第七條 經費ノ出納其他諸調物等ハ本校ニ併ハスルモノトス

第八條 生徒等級卒業ノ證ハ本校ヨリ附與スルモノトス

第九條 附屬小學校ノ教授其宜ヲ得サル等ハ本校教員モ其責ヲ免ル能ハサレハ其訓導准訓導タル者恒ニ附屬小學校ヲ監視スベシ

明治十年四月縣下公立小學校經費の充實を圖り學校維持の實を期するため小學校の合併が行はれ、従つて附屬學校が縣下各所に約六十の新設を見た。即ち左の如し、

第二十番中學區内 (安房外三郡) 五校

第二十一番中學區内 (望陀外二郡) 三二校

第二十二番中學區内 (夷隅、長柄、上埴生) 七校

第二十五番中學區内 (東葛飾) 一一校

第二十七番中學區内 (匝瑳、香取、海上) 四校

第四章 房總の統一と千葉縣の教育

公立小學合併手續 學制頒布後小學校の設立日に盛なるの觀あれども未だ經濟的基礎の確立せざる爲め教育資金充實せず學校亂設の傾向甚だしく學校隨て興れば隨て衰ふるの弊あり然るに明治九年以後公立小學校の増設を中止して専ら内容の充備を期せり。

當時民間に於ては生徒就學上の不便等を名として聯區の小學校を割き各一校を分設せんと企つるもの各區に起るので縣は其の興學の精神を酌み當初認可を與へて設立せしめた。此の情勢他の學區に及び之を模倣して分校の設立を圖り其の勢防遏すべからざるに至る。縣は公立小學校の合併を企て明治十年七月十三日文部省に伺出た。

當縣公立小學ノ儀ハ其廣普ヲ旨トシ務メテ之ヲ増置シ既ニ九百餘校ニ及ブト雖モ其校數ノ多ケレバ之ヲ維持スル力乏シク何分ニモ學資充備ノ場合ニ至ラス去迎目下資金ヲ増蓄セントスルハ勢行ハレ難キ情態モ相見ヘ候ニ付校數ノ多クシテ其資金ノ缺乏センヨリ寧ロ校數ノ少ナクシテ保護ノ道厚カラシ方可然哉ニ付是迄設立スルトコロノ公立小學ノ内資金僅少ニシテ通學ノ不便トナラサル向ハ漸次合併ノ見込ヲ以テ別冊案ノ通り區長學區取締ヘ相達度右ハ土地人情ニ應シ便宜取計不苦筋ト存候ヘ共其體面學制ニ背馳スル様ニモ相當條別冊相添此段一應相伺候也

そこで同月廿八日付で文部大輔田中不二麿より「伺ノ趣聞届候條合併ノ義ハ其都度事由等詳細具狀更ニ可伺出儀ト可相心得候事」と指令があつた。

於是縣は從來の方針を轉じて學資金の充實を期し學校併合を圖ることゝなつた。

乙第二百六十三號

區長
學區取締

小學ハ素ヨリ幼稚ノ者ヲ教育スル爲ナレハ其往返ノ便ヲ圖リ普ク布置スベキ筈ニテ既ニ人口大約六百ヲ以テ一小學區トシ區毎ニ一小學校一ヶ所ヲ置ク云々學制ニモ掲ケラレ候ニ付明治六年以降專ラ勸誘シテ到ル處公立小學ヲ興シ戸口稀疎ノ地ニ至ツテハ一小學區内ニ二校ヲ設立スルヲ許シ戸口稠密ノ地ト雖モ五小學區以上ヲ聯ネテ一校ヲ設立スルヲ允サス風雨寒暑ニモ就學者往返ノ支梧少ナカラサルヲ要シ一般其旨意ヲ體認拮据スル事日アリ茲ニ管内八中學區千六百四十五小學區ニシテ公立小學九百三十三校ヲ興シ山村海市ト雖モ其設ケアラサルナク稍ヤ教育普及ノ景象ヲ觀ルヲ得ルト雖モ施設ノ其法ヲ得サルカ將タ人心ノ未タ學ニ嚮ハサルカ各校トモ維持ノ資金僅少ニシテ高等ノ教員ヲ聘シテ充分ノ教授ヲ爲ス事ヲ得ス若シ之ヲ増募シ學資ヲ饒ナラシメントスルモ地租改正ヲ始メトシテ百般ノ事業創草ノ際公費費ラレス民力負擔ニ堪ヘサルモノアリ學校保護ノ法多クハ苟且ニシテ未タ以テ不朽ノ基本立チタリト云フベカラス今ニシテ之ヲ矯正セスンハ有名無實萎靡救フヘカラサルノ弊ヲ馴致スルハ必然ノ事ニ付更ニ施設ノ方向ヲ一轉シ當分ノ内聯區學校ヲ分チテ二校或ハ三校トナスヲ止メ一區特立ノ學校モ資金寡少ニシテ之ヲ維持スルニ足ラスト認ムルトキハ姑ク二校或ハ三校ヲ併セテ一校トナシ二三校ヲ維持スベキ資金ヲ以テ一校ヲ保護シ幼稚ノ者往返不便ノ地ハ附屬小學ヲ設置シテ整然公立小學ノ體面ヲ具シ其教育ノ實効ヲ收ムルヲ要シ候條右ノ見込ヲ以テ公立小學合併ノ方法取調可申出候資金缺乏ノ校ノ如キニ至ツテハ縣廳ヨリ其合併ヲ命令スル義モ可有之候尤モ民力餘裕アリ學資豐足ノ日ニ至ツテハ再ヒ校數ヲ増シ終ニ一小學區毎ニ一小學校一所ヲ置キ學制ノ條則實行候様可致候公立小學合併附屬小學設置順序ハ別ニ可相達候條兼テ學區内人民ヘモ篤ク可申洽候此段相達候事

明治十年九月六日

千葉縣令 柴原和代理

千葉縣少書記官 岩 佐 爲 春

斯くて左記公立小學合併手續を定めて學校併合を行つた。

公立小學校合併手續

- 第一條 公立小學校ヲ合併スルモノハ其資金ノ俱ニ僅少ニシテ保持シ難キニ因由スレハ第一ニ資金ノ多少ヲ論セサルベカラス
- 第二條 資金ニ多少アリト雖モ其學校ノ位置ニヨリ就學ノ支障ヲ致セハ第二ニ位置ノ如何ヲ察セサルヘカラス
- 第三條 就學ノ支障ナキ地ニシテ資金亦充足セサルモノ今ノ學校ハ概テ偏少或ハ假設ニシテ衆多ノ生徒ヲ容ル、ニ便ナラサレハ第三ニ生徒ノ多寡ヲ問ハサルヘカラス
- 第四條 此ノ三ノモノヲ商榷シテ其合併ノ標準ヲ定ムル事一條ノ如シ
- 第五條 學資トシテ有志者ノ寄附集積及ヒ其他ノ方法ニヨリ貯蓄シテ其校保持ノ費財トスルモノ即時納付又ハ五ケ年以内ノ年賦日掛等ヲ問ハス金二千五百圓ニ滿タサル學校ハ二校若シクハ三校ヲ併セテ一校トナスベシ
- 第六條 學資寄附及集積等ノ名アリト雖モ之ヲ實行セスシテ學資金利子收入法ノ如クナラサル學校ハ之ヲ他ノ學校ニ併スベシ
- 第七條 寄附集積等ノ資金第五條ニ示ストコロノ員額ニ滿タサルモ年々學校所有ノ田園山林ヨリ生スル純益金及ヒ月々收入スル生徒受業料等ヲ學資金利子ニ合セテ到底金二千五百圓ヨリ生スヘキ利子ニ相當スル學校ハ合併ノ限リニアラス資金ヲ預ケ又ハ貸付ノ利子ハ金拾圓ニ付一ケ年金一圓ナルヲ法トス
- 第八條 市街其他家屋密接スル地ハ直僞ヒ學資金二千五百圓ニ上ルト雖モ一市街一村落ニ二校若クハ三校設置セルモノハ之ヲ併セテ一校トナスベシ
- 第九條 一市街一村落ニアラスト雖モ甲乙兩校ヲ併セテ其聯合小學區ノ極端ヨリ存置學校ヘノ距離半里以内ナルトキハ一市街一村落ニ二三校設置セルモノニ準シ甲乙兩校ヲ併セテ一校トナスヘシ

第十條 山區海聚等地勢延袤又ハ斗絶シテ就學ニ不便ナル學區ト雖モ學資金二千五百圓ニ滿タサル學校ハ二校若シクハ三校ノ内其一校ヲ存シ餘ハ附屬小學校トナスベシ

第十一條 第五條第八條第九條第十條ニ相當セルモ二校若シクハ三校ヲ併セテ其生徒二百名ニ出ルモノハ之ヲ併ズヘカラス然リト雖モ第六條ノ學資寄附集積等ノ名アリテ實行セサルモノハ直僞ヒ生徒幾百名ノ多キニ至ルモ他ノ學校ニ併セサルベカラス

第十二條 生徒員數ノ多キヲ以テ學校ヲ併セサル事アル第十一條ノ如シト雖モ甲乙丙ノ三校ニシテ甲ハ生徒百五十名乙丙ハ各生徒三十拾名若シクハ四十名ナルカ如キハ直僞ヒ之ヲ合セテ總員二百名ニ出ルモノヲ併スルヲ要スベシ

第十三條 其學校ヲ併合セントスルニ方テハ先ツ位置ノ如何ヲ相シ合併スヘキ二校若シクハ三校ノ中ニ就テ孰レノ校ヲ存スレハ就學最モ便ナルカヲ考定シ然ル後他ノ一校若シクハ二校ヲ以テ之ニ合併スヘシ

第十四條 位置ノ便否ニ於テハ俱ニ一得一失アリテ其選庭大ナラサルトキハ其學資金ノ少ナキモノヲ以テ多キモノニ併スベシ學資金二千五百圓未滿ノ學校ヲ以テ學資金二千五百圓以上ナル學校ニ併スルカ如キハ素ヨリ其位置ヲ擇ムニ暇アラサルベシ

第十五條 位置ノ便否資金ノ多少共ニ相伯仲シテ之ヲ判決スベカラサルトキハ生徒ノ寡キモノヲ以テ多キモノニ併スベシ

第十六條 生徒ノ員數モ亦大ナル差ナキトキハ校廈ノ大小牢鹽教場ノ便不便潔淨汚穢トニヨリ之ヲ判シ小ナルモノ鹽キモノヲ以テ大若シクハ牢キモノニ併セ不便ナルモノ汚穢ナルモノヲ以テ便且淨潔ナルモノニ併スベシ

第十七條 第十三條第十五條第十六條ニ示ストコロハ區内人民ノ商議ヲ採リ戶長學區取締之ヲ定ムヘシト雖モ甲乙兩學區ノ議協ハサルトキハ縣廳ノ命令ヲ以テ之ヲ判定スル事アルベシ是公立學校ハ其存廢獨リ人民ノ意嚮ノミニ

任セテ已ムヘキモノニ非サレハナリ

第十八條 學校ノ合併ハ其學資金ヲ寄附及集積セシ有志者ノ内三名以上學區内町村總代人學校事務掛正副戸長學區取締連署具狀シテ縣廳ノ允可ヲ得ヘキモノトス

第十九條 學校ヲ合併スルトキハ該校ノ資金及書器教員生徒ヲ擧テ之ヲ合併スルモノトス其教員タルモノハ縣廳ニ於テ合併ノ允可ヲ與ヘシ後更ニ某校ニ在勤スベキ旨ヲ傳フベシ

第二十條 合併ニ相當セル學校ハ明治十年十一月卅日ヲ限リトシテ合併ノ事ヲ縣廳ニ具狀スベシ
右之通相定候事

明治十年九月

千葉縣

即ち當時資本母金二千五百圓未滿の學校は二校若くは三校を併せて一校となし公立學校は總て資本母金二千五百圓以上を有せしむべき目的を以て夫々調査を進めて併合を實地に施行した然し實際に當ると其併合が中々順調に進まぬ甲乙互に自己の意見を主張して其利害相容れず其弊遂に思はざる感情に馳せ事遂に運ばず各學區の具狀を點檢し之を認許するに幾多の曲折ありて管下の合併實施難を伴ふのであつた。

縣は學校の設立廢合に對し、一層干涉指導の手を緩めず明治十年公立小學合併手續及び附屬學校設置順序を定め一定の學校維持の資金なきものは其の設立合併を許さず堅實の基礎を有する學校の増加を圖り其の濫設を防止するに努めた。然れども依然として其の廢合盛に行はれ各小區とも相競ふて之れが設立等をなすに至れり。明治十年文部省年報には「上略……就學不便等ヲ名トシテ聯區學校ヲ割キ各一校ヲ設シコトヲ請求シテ已マサルモノアリ其學ヲ興スニ汲々タル所以ノ情實ヲ酌量シ姑ク之ヲ許

セバ他ノ學區ニ於テモ之ニ模倣シ又分校ヲ請求シ其勢遏止スベカラサルヲ云々」と以て當時の情勢を覗ふに足る。同年は結局増設の公立小學は拾五校で總校數は九百拾五を數ふるといふ有様であつた。
明治十一年に於ては學校の併合によりて前年より校數を減ずること百六拾七、總數七百五拾校となつた。同年各中學區に亘りての合併狀況を示せば左の如し。

第二十七番中學區	海上、匝瑳、香取	合併校數	六	合併ニヨル新設數	三
第二十五番中學區	相馬、葛飾	合併校數	一九	同	七
第二十一番中學區	望陀、周准、天羽	合併校數	八六	同	二九
第二十二番中學區	長柄、埴生、夷隅	合併校數	三二	同	一三
第二十番中學區	長狹、朝夷、平、安房	合併校數	一一	同	四

明治十二年に至り合併の爲め安房郡に於て七校其他の郡に於て十二校の廢止があり、結局學校總數は七百三十一校となつた。左表は明治十二年末現在の公立小學を示したものである。此の統計に創立年度の不明なもの、或は一度創設されても同年末現存しなかつたものは計上されてゐないので前項に掲げた統計表(明治七年現在)に對照して、同年度の校數は一致してゐない。此れは學校の廢立の常ならざる結果である。

郡名	明治十二年現存校數	明治五年設立	同六年設立	同七年設立	同八年設立	同九年設立	同十年設立	同十一年設立	同十二年設立
安房郡	八	—	八	—	—	—	—	—	—
平郡	三三	—	四	二五	四	—	—	—	—

海	香	南	埴	印	東	千	市	武	山	埴	長	夷	天	周	望	長	朝
上	取	相	生	旛	葛	葉	原	射	邊	生	柄	隅	羽	准	陀	狹	夷
郡	郡	馬	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
一九	六五	一七	二〇	七九	五二	四七	五一	四二	四六	一一	四二	六四	二四	一九	二四	三一	一五
四	四	一	五	三七	一九	二七	二四	三二	三三	九	一七	九	一三	四	二〇	一	五
	七	四	七	二	一八	八	一五	七	二六	二	一七	四	七	七	二	二六	七
	五	二	一	一四	〇	七	二	一	三		三	五		四		四	二
二	三九		三	三	三	二	六	二	三		四	二	二			一	
二	七		二	二		二	一		二			一	二	二	一		
一	三		一				三				一	一		二			一
			一	二		一									一		

概括 置縣以來學校設立が兎角順調に行はれ、學制の指示せる趣旨に準據して教育施設の進捗を見たるは勿論明治大帝の新日本新興の遠大の御聖旨に基くことではあるが一面亦維新直後張り切るやうな進取的意氣に燃ゆる士民の努力精進と、永く房總三州の天地に培はれ深く清明の氣を享けて陶冶せられたる縣民の重厚堅實の氣風とは一轉して教育熱の勃興となり、舊觀一時に改まり以て斯かる活潑なる仕事を爲し得たことであらう。

公立小學の設立普及に伴ひ諸般の規程、學事の獎勵監督の法など漸次其内容を整へ來り、且つ其の形式も整備を呈する様になつた。

左に本期に關する學事統計表を掲ぐ。

事項	○ 毎年度	
	○ 明治六年	○ 同 七年
人口	計女男	計女男
	五二、三三六 五二、三〇一 一、〇三七	五三、一〇〇 五二、七〇一 四、三九九
學齡人口	計女男	計女男
	五、一〇三 四、八七五 九三、九七七	七、四六三 六、五九七 四七、二二三
就學生徒	計女男	計女男
	二、九五二 四、六〇五 二六、五七七	三、七五二 七、二〇〇 四一、九三三
同 八年	計女男	計女男
	三、九三四 四、八四九 四八、八四九	四、四八四 三、〇六〇 一、六五四
同 九年	計女男	計女男
	四、〇〇〇 五、〇〇〇 五九、三四〇	七、七九三 六、九〇五 一、三九八
同 十年	計女男	計女男
	四、〇七八 四、一〇八 五八、〇九六	九、八九〇 六、四三五 一、四三三
同 十一年	計女男	計女男
	一、〇八八 一、〇八八 五五、一七六	一、〇八八 一、〇八八 一、〇八八
同 十二年	計女男	計女男
	五、四九八 五、三三三 一〇、八三一	七、一五二 六、〇九六 一、四三八

不 就 學 生 徒	六 歲 以 下 就 學 生 徒	公 立 小 學	公 立 小 學 生 徒	公 立 小 學 教 員	私 立 小 學	私 立 小 學 教 員
計女男 二九、一五一 三六、二六九 六七、四三〇	計女男 一、九六九 一、四〇〇 二、一〇九	計女男 二、一九三 二、一九三 二、三六六	計女男 三六、九四五 七、三〇〇 四四、二五五	計女男 九九四 九九五 九九九	計女男 九八 九八 九八	計女男 二〇 二〇 二〇
計女男 三九、八六〇 五九、三九七 九九、二五七	計女男 二、一九三 二、一九三 二、三六六	計女男 三六、九四五 七、三〇〇 四四、二五五	計女男 九九四 九九五 九九九	計女男 九八 九八 九八	計女男 二〇 二〇 二〇	計女男 二〇 二〇 二〇
計女男 三〇、五五〇 五三、一四五 八七、六九五	計女男 一、五五七 九五五 一、六五三	計女男 三六、九四五 七、三〇〇 四四、二五五	計女男 九九四 九九五 九九九	計女男 九八 九八 九八	計女男 二〇 二〇 二〇	計女男 二〇 二〇 二〇
計女男 二八、四九九 五一、四一九 七九、八五八	計女男 一、四〇四 一、三〇〇 一、六三四	計女男 三六、九四五 七、三〇〇 四四、二五五	計女男 九九四 九九五 九九九	計女男 九八 九八 九八	計女男 二〇 二〇 二〇	計女男 二〇 二〇 二〇
計女男 三、八四八 五、八三三 八、三三〇	計女男 一、六八六 一、四四四 一、六三四	計女男 三六、九四五 七、三〇〇 四四、二五五	計女男 九九四 九九五 九九九	計女男 九八 九八 九八	計女男 二〇 二〇 二〇	計女男 二〇 二〇 二〇
計女男 九〇、五〇三	計女男 二、四八八 二、四八八 二、四八八	計女男 三六、九四五 七、三〇〇 四四、二五五	計女男 九九四 九九五 九九九	計女男 九八 九八 九八	計女男 二〇 二〇 二〇	計女男 二〇 二〇 二〇
計女男 三三、九九四 五六、四〇三 八九、三九六	計女男 二、五九三 一、八三三 二、七七六	計女男 三六、九四五 七、三〇〇 四四、二五五	計女男 九九四 九九五 九九九	計女男 九八 九八 九八	計女男 二〇 二〇 二〇	計女男 二〇 二〇 二〇

第四節 管理監督

一、學 區

學制第一卷第一章に學區の制定が明示されてゐる。即ち千葉縣は全國七大學區の中第一大學區

内に屬してゐる。一中學區に中學を一校宛、一小區に小學校一校づゝの計劃であつた譯であるから現在の中學校小學校の實際に比べて中學校は其の割合に少ないが、小學校は約四倍の數を豫定したことになる。實に尨大な計劃であつた様ではあるが小學普及の策としては當を得たことであつたらうし、現在のやうな一校千餘人も收容する學校などは、夢想もしてゐなかつたことでもあつたらう。



明治六年六月本縣を置かれ舊木更津縣四中學區舊印旛縣四中學區を合し、管内八中學區千五百二十五小學區とした。同年七月第一大學區内中學區番號改正あり、従つて小學區も改正され、本縣は別表の如く八中學區千七百十八小學區となつた。

○明治六年七月現在中學區

第四章 房總の統一と千葉縣の教育

中學區	大區	地方	小學區
第二十番	第一大區	安房國安房、平、長狹、朝夷	自第一番小學區至第二〇六小學區
第二十一番	第三大區	上總國天羽、周准、望陀	自第一番小學區至第一六八小學區
第二十二番	第五大區	同 夷隅、市原、埴生	自第一番小學區至第二四二小學區
第二十三番	第七大區ノ一部	上總國長柄、山邊、武射	自第一番小學區至第二四二小學區
第二十四番	第十一大區	下總國埴生、千葉、印旛(第十大區)	自第一番小學區至第二一三小學區
第二十五番	第十四大區	同 相馬、印旛(第十四大區中二小區三小區)	自第一番小學區至第一四九小學區
第二十六番	第十二大區	同 葛飾	自第一番小學區至第三二五小學區
第二十七番	第十五大區	同 猿島、結城、岡田、豊田	自第一番小學區至第一七三小學區

明治八年五月七日茨城縣へ管轄替の爲本縣より中小學區を同縣へ引渡したるもの

中學區	大區	地方	小學區	人口
第二十五番内	前ニ同ジ	下總國相馬郡ノ内	七十七	四萬三千六百二十九人
第二十六番内	前ニ同ジ	下總國葛飾郡ノ内	四十二	二萬六千四百四十人

第二十七番 前ニ同ジ 下總國猿島、結城、岡田、豊田ノ四郡 百七十三 十萬三千五百三十五人

同年同月三十一日埼玉縣へ管轄替に付本縣より中小學區を同縣へ引渡したるもの

中學區	大區	地方	小學區	人口
第二十六番内	前ニ同ジ	下總國葛飾郡	二十三	一萬二千五百二十人

同年同月七日新治縣廢せられ千葉縣の管轄に歸したるもの

中學區	大區	地方	小學區	人口
元三十二番内	下總國香取郡、匝瑳郡			十萬七千二百五十一人
元三十四番内	下總國香取郡、海上郡			九萬千五百八人

以上三縣に亙る管轄替の結果本縣中學區に夫々移動を生じたりしが香取、海上、匝瑳三郡の中學區及び小學區は其の後も依然舊制の學區を襲用した。同年十一月に至り實地の便益と地方人民との意向を參酌して先づ小學區の改定を行ひ、次て同年十二月に至り三郡の中學區をも改定し本縣は左表の如くなつた。

○明治八年五月現在中學區

中學區	大區	地方	小學區
第二十番	明治六年現在	明治六年現在	二四七
第二十一番	同上	同上	一六八
第二十二番	同上	同上	二四二
第二十三番	同上	同上	二四二

第二十四番	同 上	同 上	二二四
第二十五番	元十二、十三、十四大區	相馬、葛飾、印旛三郡	二五六
第二十六番	第十四、十五	香取郡	一五一
第二十七番	第十六	匝瑳、海上兩郡	一二七
計			一六四七

斯くて小學區の區劃は學校の位置生徒通學の便不便等によりて分合改正を加へられ、通計千六百四十七小學區となり、之を明治七年に比するに七十一小學區を減じた。明治九年再び小學區の分合行はる之を前年に比するに二小學區を減じ、管内通計千六百四十五となる。其の分合の狀況を左に掲ぐ、

中 學 區 分 合 小 學 區

- 第二十三番中學區内ノ狀況 第三十八番小學區内遠袋村ヲ割キ第二十二番中學區内第三百三十九番小學區内ニ編入ス
- 第二十四番中學區内ノ狀況 第二番小學區ヲ第四番小學區ニ編入シ第三番小學區ヲ第五番小學區ニ編入ス從テ第二第三小學區ハ關ク
- 第二十五番中學區内ノ狀況 第八十七番小學區ヲ第八十六番小學區ト改メ第八十八番小學區ヲ第八十七番小學區ト改ム
- 第二十七番中學區内ノ狀況 第二十一番小學區内芝崎村ヲ割キ第二十二番小學區ニ編入シ第二十二番小學區内宮川村ノ一半ヲ割キ第二十三番區ニ編入ス

中小學區の制定は、舊木更津印旛兩縣時代に於て學事創始の時に於て急速に定められ従つて本縣設置當初から之れが實施の結果に鑑み、改定を計劃せしも因襲の久しき種々の困難なる事情ありて遷延を重ね來つたのである。文部省第四年報明治九年現在に掲載する「學區分合」と題して

中小學區ハ學制頒布ノ初メ席上判定スルトコロナレバ實際不便ナルモノ尠ナカラス然レモ安リニ之ヲ改正スレハ學校設立ノ位置ト每區蓄積スルトコロノ學資ノ處分ニ至テ頗ル困難ノ事情アリ且甲部落ノ便ヲ圖レハ乙街市ノ不便ヲ生スル等ヲ以テ之ヲ改正スルノ日ハ全管ヲ學ゲテ改正セサルヘカラス然ルトキハ多少ノ經費ヲ要セサルヲ得ス之ヲ以テ遂ニ果サス明治八年ニ至リ地方分割新隸ノ好機アリト雖此時ニ地租改正着手ノ際ニシテ學區改正ノ爲メニ重テ民力ト公費トヲ銷スルヲ喜ハサルニ因リ姑ク舊慣ニ準據シ僅ニ其一部ヲ改正シテ止ム本年ノ如キモ亦其大不便ヲ見ル區ニ就キ已



ムヲ得ス之ヲ改正セルコト左ノ如シ云々。

とあり、これによつて見ても、學區の改定は實際的には夫々地方的事情ありて容易でないことが分る。縣は明治十年を期し全管内の改定を計劃したが遂に所期の目的を達することは出来なかつた。當時其の改定準備のため區長及び戸長學區取締に達した文書は

丙第三百九拾五號

自第一大區 區長、戸長
至第十三區

別紙丙第三百九拾二號之通學區取締へ相達候條此段爲心得相達候事

千葉縣令 柴 原 和

明治九年十月十八日

(別紙)

丙第三百九拾貳號

自第二十番中學區 學區取締
至第二十五番中學區

小學區畫ノ儀ハ舊印旆木更津兩縣ニ於テ學事草創ノ際制定スル所ニシテ人口寡少土地空漠ノ向モ有之不便不少哉ニ相聞ヘ候ニ付來ル明治十年一月ヲ期シ更正可致候條一中學區限リ實際ノ便否ヲ斟酌シ區戸長ヘ協議ノ上改正ノ見込相立本年十二月二十五日限リ具申可致候此段相達候事

千葉縣令 柴 原 和

明治九年十月十八日

明治十年も各種の事情のため全管學區の改定は實行難に陥り、唯一部の更正を行ふのみであつた。明治十年の文部省第五年報所載「學區分合」の項に

學區分合

學區ハ明治九年ニ於テ申報セシ如ク戸籍大小區ト淆錯出入セサル目的ヲ以テ更定セントス然シテ地方區畫ノ制置ニ就テハ本年九月内務省ノ達アリ云ク追テ一般御達有之迄ハ何等ノ事情有之共區畫ノ改正及ヒ郡村ノ分合等ハ都テ不相成ト學區之ニ準スルモノナレハ全管學區ノ更正ハ尙之ヲ果サス但目下小學區ノ名稱交互錯綜シテ實際支替セルモノ並ニ地勢ノ便ナラサルカ爲メ甲學區ノ村ヲ乙學區ニ併スルモノ等明治十年中措置スルコト左ノ如シ云々

とあり明治十年中の學區の分合狀況を左に掲ぐ
第二十二番中學區内ノ狀況 第二十九番小學區内須田村ヲ割キテ第二十三番中學區内第十六番小學區ニ編入ス

第二十五番中學區内ノ狀況 第一番小學區ヨリ第二百五十六番小學區迄トス

學區は教育令發行により其名稱を廢したが其の發令以前本縣に於ては分合が行はれた。郡制施行に先立ち一郡役所管理内を一中學區に更正の見込をつけて其の分合にとりかゝつた。十二月一月に文部省に伺書を提出した。

學 第 二 號

中學區畫改正ノ儀ニ付伺

當縣昨明治十一年十一月以來郡制ヲ施行シ郡役所設置之數拾ヶ所而シテ縣内中學區ノ數八ヶ中學區ト郡制トハ自ラ別異ナリト雖モ一中學區ニシテ三郡役所ニモ相跨リ區々相成居候テハ施政上不都合不尠候ニ付兼テ御制規モ有之儀ニハ候ヘ共人口ノ多寡ヲ論セス一郡政管理内ヲ以テ一中學區ト改定致シ度尤一郡役所ヲ一中學區ト改定候節ハ従前ノ數ヨリ二中學區ヲ増加シ自然御不都合ノ筋モ可有之ト被存候條縣内限リ適宜繰合セ是迄ノ通八中學區ニ据置可申候右ハ實際都合有之儀ニ付破格ノ御詮議相成度別紙見込書相添此段相伺候也

第四章 房總の統一と千葉縣の教育

明治十二年一月十日

千葉縣令

柴

原

和

(見込書略)

文部大輔 田中不二磨殿

と出したのに對し、同年一月十五日付で「伺之通との指令があつた、かくて同月左の通り改正があつた。

甲 第九號

第二十二番中學區以下左ノ通り改正候條此旨布達候事

明治十二年一月十七日

千葉縣令

柴

原

和

中學區改正

第二十番中學區 安房外三郡

第二十一番中學區 望陀外二郡

第二十二番中學區 夷隅、長柄、上埴生

第二十三番中學區 山邊、武射

第二十四番中學區 千葉、市原

第二十五番中學區 東葛飾

第二十六番中學區 印旛、南相馬、下埴生

第二十七番中學區 匝瑳、香取、海上

小學區の更正は左の伺書を其筋に出したが未だ着手に至らずして既に改正教育令の實施あり之れに伴ひ中小學區とも其名稱を廢止した。

小學區畫改正之儀ニ付伺

當縣下中學區改正之儀過般經伺之上御開屆相成候ニ付テハ小學區畫之儀モ亦改正セザル場合有之然ルニ學制第六章ニ據レハ大約人口ノ制限モ有之是迄迎モ彼是支障不少候ニ付此際人口ノ多寡ニ拘ラズ現在協同シテ一小學

校ヲ設立維持スル町村ヲ以テ一學區ト改正致シ度右ハ實際ノ都合有之儀ニ付破格ノ御詮議相成度此段相伺候也

明治十二年二月十四日

千葉縣令

柴

原

和

文部大輔 田中不二磨殿

伺之通 明治十二年三月六日

斯くして明治十二年一月現在の中小學區を表示せば左の通り

明治十二年一月現在中學區

中學區	大區	地方	小學區
第二十番	第一、第二大區	安房外三郡	二四七
第二十一番	第三、第四大區	望陀外二郡	一六八
第二十二番	第六、第七大區	夷隅、長柄、上埴生	一、二二八
第二十三番	第八、第九大區	山邊、武射	
第二十四番	第五、第十一大區	千葉、市原	
第二十五番	第十二大區	東葛飾	
第二十六番	第十三大區	印旛、南相馬、下埴生	一、六四三
第二十七番	第十四、第十五、第十六大區	匝瑳、香取、海上	
計			

二、學區取締

「邑に不學の戸なく家に不學の人なからしめん」とは明治大帝の大御心であり、我國教育普及の國是である。彼の學制が明治五年に頒布されて僅か一二年の後、縣下に八百の小學校が設立されたといふのは、如何に當時の進取的積極的であり、新興の意氣が旺盛であり、教育熱に燃えてゐたか、察せられる。而して斯かる大飛躍を見る間には、新制度として種々の獎勵督責の道が立てられてゐたことが、實に關つて力あることを忘れてはならない。學制の中に學區取締といふ要職が規定せられてあることは、こゝに説明するまでもない。而して當時此の職に在るものゝ任務が多く係つて學校設立、就學獎勵といふ方面であつたことは、學制の實施のために如何に當路者が用意周到な陣立を以て臨んだかを知ることが出来る。

明治六年七月千葉縣令柴原和より學區取締の職を命ぜられたものは左の通りである。

- | | | | |
|----------|----------------|---------------|---------------|
| 第二十番中學區 | 安房、朝夷、長狹、平 | 根岸太郎平
松司源吾 | 千葉胤覺
石川次郎右 |
| 第二十一番中學區 | 望陀、周准、天羽 | 伊藤行藏
平野謙治 | 久城臺
佐久間鼎 |
| 第二十二番中學區 | 市原、埴生、長柄
夷隅 | 鴛谷信一
千葉省彌 | 武本章三郎 |
| 第二十三番中學區 | 山邊、武射、埴生 | 鎌田治兵衛
塚本正典 | 太田資逢 |

第二十四番中學區

千葉、相馬、印旛ノ一部 籾生八郎右衛門 藤崎忠右衛門

第二十五番中學區

印旛ノ一部 野田綱三郎 染野晋

此の外當時印旛縣に屬する第廿六番中學區に於ては高梨孝右衛門、右島七平、八木原五右衛門、田邊保の四名、第廿七番中學區に於ては野手彌二平、中山三郎の二名が夫々學區取締に任命された。而して之れと同時に、木更津縣の際に於ける平郡、安房郡、學區取締補助、向島順親、望陀郡、學區取締吉堀七郎兵衛、周准郡、天羽郡、學區取締織本履道、同補助平子誠一、同生澤濟齊、市原郡、學區取締東條喜惣治、埴生郡、長柄郡、學區取締山田敬藏、同拜司榮造、同蘆葉清一郎の諸氏は何れも其職務を差免された。學區取締の人选に關しては、縣廳文書によるに「學區取締は其擔任せしむべき學區内に居住の者にして、士民に論なく資産、學識且擔任の材幹ある者を官選す」とありて、重に其の土地の名望家から舉げて地方長官がこれを命じたので、一中學區内には五六名乃至十名を置いた。其後明治六年十二月九日縣令第百八十一號を以て左の如く達せられた。

學區取締ノ取扱フベキ條件左ノ通推定候條此段相達候事

但職制ノ義ハ學制ニ揭示候通り可相心得事

一、學制中ニ揭示スル所ノ第一號第二號第三號第四號式ノ如ク表ヲ製シ縣廳ヨリ督學局ヘ差出スベキ期限三十日前

縣廳ヘ差出スベシ

一、其所部内ノ學校ヲ毎月一廻巡視シ教員ノ勤惰生徒ノ進否等ヲ詳細具狀スベシ

一、各校ヨリ出ス所ノ人員出納表及就學表ヲ集メテ毎月十日迄ニ差出スベシ
學區取締の職務は當時學制に規定された諸件につき執行したものであるが、學校の巡視教員の監督等當局の期待する如く行はれないので、縣は更に詳細なる部内巡回具狀式並に巡回表の形式を定め督勵することになつた。

第二百五十一號

學區取締ハ所部内ノ學校ヲ毎月巡視シ教員ノ勤惰生徒ノ進否等詳細具狀可致旨昨六年縣廳第百八十一號ヲ以テ相達候處兎角等閑置候向不少甚以不都合ノ事ニ候條以來一中學區内取締申合セ各所部内ノ郡村一月一回ツ、必ズ巡回シ學區ノ景況人心ノ向背教員ノ勤惰能否生徒ノ進否増減等翌月一日ヲ期シ無遲滯具狀可致候尤其節々巡回表ヲ製シ同時ニ可差出候依テ具狀書式並ニ巡回表雛形相添此段相達候事

明治七年六月五日

千葉縣令代理

七等出仕 渡邊 孝

具 狀 式

所部内巡視具狀書

第何番中學區内第何番何々小學

一 學區ノ景況

農商ノ繁閑蠶茶ノ豊凶漁利ノ有無等實地所見ノ景況ヲ填記スベシ

一 人心ノ向背

士民學校ノ有益ナルヲ知テ將來ノ進歩ヲ企望スルカ資金ノ賦課ニ苦ムカ人心ノ嚮フトコロヲ詳細分疏スヘシ

一 教員ノ勤惰

何々小學校教員

訓 導 氏 名

授 業 生 當何月何年何月

一 生徒ノ進否増減
勉強カ怠惰カ教授法ニ熟セサルカ人望ヲ得ルカ失行アルカ強壯カ多病カ

何々小學校生徒

上 等 何 級 幾 名

下 等 何 級 幾 名

一 書籍器械ノ整未
進歩スルカ振ハサルカ前月ヨリ何名増カ減スルカ缺席ノ者一週間平均幾名

書籍ハ已ニ整ヒ器械ハ未タ備ハラサルカ書籍器械共完全ナルカ不足ナルカ

斯ノ如ク一校毎ニ逐次ニ記載スベシ

右ノ通り具狀仕候以上

第何番中學區内學區取締

氏 名 印

年 月 日 縣 令 宛

學 區 巡 回 表

明 治 年 月

第 四 章 房 總 の 統 一 と 千 葉 縣 の 教 育

日取	中學區	小學區	郡	町	校名	臨校時間	教員承認	立會承認
一日	第何番	第何番	何郡	何町	何々小學	午前何時ヨリ 午後何時マテ	教員 氏名印 氏名印	戶長 副戶長 氏名印
二日								
三日								
四日								
五日								
、								
、								
、								

右之通有之候以上

第何番中學區内學區取締

年 月 日

氏 名 印

此の規定に基き其後約二ヶ年實施されたが明治九年七月此等の具狀及び巡回の形式は廢せられ毎月二期の學齡調査録進達の際各所屬郡内の教育の狀況につき詳細具申することに改まつた。學區取締章程は學制に具載せられ居ることは既に述べたる如くなるも尙地方の便宜を斟酌し

て其の實情に立脚せる該章程を定むることは縣としては頗る急務に屬するので縣は七年九月該章程を制定して縣令第三百五十五號を以て布達された。それによると學區取締は一中學區内を區分して一名三十小學區より六十小學區を管理することになつて居る。而して管理内の各小學校教員事務掛の能否勤惰を監視しこれが進退黜陟を縣に具狀し小學學資蓄積の方法並に將來保存の用途等を取調督學局及縣廳の諮問に答申し管理内男女兒六歳以上十三歳以下の者にて故なく就學せざるものあるか又は其の筋の許可なくして私塾を開業するときの取締各小學生徒試験の際學業優秀の故を以て二階以上昇級したる者を具狀し毎年四回以上縣廳に會合し學務課員と評議する等を規定してある。明治七年九月學區取締事務取扱條例

これによつて先づ一通りの事務取扱上の整理が出来た譯である。學區取締の職務が學校創設當時は中々容易なことでない。學校創立に關しては先づ其の經費位置民間の感情等があつて其の統一を期するには手段の理を盡し場合によつては其地方に滞在して夫々説諭し、いよく設立になつても學校維持の學資金の積立てといふ面倒な問題があつて是れも民間側の寄附金を集めて積み立てるので一校一千圓位の金額を要したので是等も中々順調に運ばないので終始學區取締の努力を要した。然のみならず一方小學校の教員の指導教育狀況の視察巡回といった様に種々の方面に亘りて自己の擔任區域内の教育事務を處理した。明治八年以後は管内を廣く巡回して其の指導監督上の見識を高めて其の材料を持寄り毎年四回學區取締の會議は縣廳に開かれた。學務課員と夫々受持部内の實狀を披瀝して教育の改善意見を交換した。それのみならず本縣は小學區と行政上の小區大區とは其區域を異にし一中學區にして二大區に跨り其れが爲めに戶長と學區取締

と職務執行上の行違ひを生じ、常に教育行政上の一葛藤を生じ易かつた。明治九年文部省第四年報千葉縣の部には「中小學區ノ區分ハ遽カニ之ヲ改メ難シト雖モ到底之ヲ更正セサレバ多少妨礙アルヲ以テ縣治ノ閑劇民力ノ耐否ヲ計リ之ヲ更正セントス其更正ノ目途ハ戶籍大區ハ中學區ニ出入セズ小學區ハ戶籍小區ニ跨ガラズシテ學區取締ト區戶長ト相軋スルノ萌芽ヲ絶タントス是和ガ本年十月ヲ以テ部内ヲ巡察スルニ云々」とあつて其の實際を卒直に物語つてゐるのである。

學區取締の給料は明治六年創設當時は、各地方の便宜により一ヶ月五圓から十圓までを支給し、政府からの委託金を以て支出した。由來學區取締の職務の重要性に比して其の官等待遇の點に至つては寧ろ冷遇されて居るかの觀あり、其の職務執行上遺憾の點なきにしもあらず、一般の輿論も之れが待遇向上に傾きつゝある折柄明治六年六月時の學區取締武本章三郎から左の如き請願書を時の縣令に提出された。其の意氣定に思ふべきである。

學區取締へ等級下サセラレ度議

舊木更津縣管下總房兩國各區へ區長一名ヲ置、格式等外一等ニ準シ區内ノ人民ヲ統轄スト今ヤ某僥倖ニシテ學區取締ノ任ヲ辱ス其任タル中學區内或ハ郡中ノ學務ニ關スル事件ヲ一切擔任シ土地人民ヲ率テ學ニ從事セシメ區長戶長ノ文技ニ志ナキモ勉テ之ヲ勸誘ス豈亦難カラスヤ然リ其任ニ非スシテ其職ヲ汚ス於是乎職輕クシテ言信セラレス伏願ハ更ニ公選黜陟其ノ人ヲ得學區取締ト雖其職相當ノ等級ヲ下シ所謂中小學區ノ人民ヲシテ論シ安ク又人民モ其人ニ從事セハ理融ク情諸キ悦テ以テ其道ニ入ラシム是レ其人存スレハ其法學ル所以ニシテ今鄙言ノ如キハ此ニ贅ス可カラサレモ今日ノ急務ニ付敢テ忌諱ヲ憚ラス上呈ス稽首鞠躬

十九番中學區内學區取締

明治六年六月十八日

武本章三郎

千葉縣權令 柴原和

越えて明治七年五月學區取締の官等及び俸給の制を太政官達を以て發布せられ、本縣に於ては同年九月縣布達第三百五十八號によつて學區取締等級俸給等定則を定めた。この規定によれば學區取締の官等は十二等より十五等迄に準し、月給を四等に分つた。而して十二等は月俸拾圓、十三等九圓、十四等八圓、十五等七圓となつて居る。旅行並部内巡回滞在の日當は等級に拘はらず同一に給與し、旅行は六拾錢、旅行滞在は參拾錢、巡回は四拾五錢、巡回滞在は貳拾錢と定めた。明治七年九月學區取締等級俸給等定則

次て同月縣布達第三百五十九號を以て學區取締月給旅費給與規則を發布せられ、待遇上の完璧を期することになつた。學區取締月給旅費給與規則

尙同月從前の學區取締は都て廢せられて新に左記の通り夫々任命せられた。

中學區	準官等	氏名	中學區	準官等	氏名
第二十番中學區	準十四等	石井 述	第二十一番中學區	準十五等	林 韶造
同	同	宮崎 文治	同	同	吉堀七郎平
同	準十五等	榎本 秀輔	同	同	粟飯原景修
同	同	庄司 源吾	第二十三番中學區	準十五等	鎌田治兵衛
第二十二番中學區	準十四等	鈴木 輝	同	同	安藤 一郎
同	同	岩崎 重雄	同	同	江口平兵衛

第四章 房總の統一と千葉縣の教育

同	同	江澤述明	第二十五番中學區	準十五等	加藤總右衛門
同	同	鈴木重雄	同	準十四等	平山 晋
第二十四番中學區	準十四等	三橋承卿	同	同	諸町和吉
同	同十五等	黒川萬藏	同	準十五等	伊藤棟藏
同	同	島田壽平治			
同	舊事務取扱	栗田 香			

明治九年八月にはまた月俸の定額を左の通り改正された。

準 等	月 俸
十二等	金拾五圓
十三等	金拾貳圓
十四等	金拾圓
十五等	金八圓

之れより先き明治九年三月には學區分合或は學區取締の轉免に際し事務受渡の規則が制定せられた。斯くて學區取締に對する諸規則等いよ／＼備りたるも、其の職務が上縣廳に直屬し、下戸長との中間に介在し、一般區民に直接し如何に其手腕を要すべきかと、痛切に感ぜられるのである。

學區取締事務受渡規則

第一條

學區取締轉免等ノ節ハ每事務悉ク演說書ヲ作り……受渡スヘキ事

第二條

事務受渡相濟候上ハ互ニ受渡ノ證書ヲ交付シ其段可届出事

但引渡事務ノ内其取扱方縣廳成規ニ背戻スルカ或ハ後來學區ノ弊害トナリ難引受條件ヘ其事情ヲ具陳シ指圖ヲ受クヘキ事

第三條

引繼ノ際新任無之時ハ元同僚ノ内ヘ引渡スヘキ事

第四條

學區並受持區ノ一方分割合併ノ節モ右ニ準シ引渡スヘキ事

第五條

右ノ規則ニ隨ヒ受渡ノ證書交付ノ上ハ總テ引受主任ニ於テ諸般ヲ調理スヘキ事

第六條

引繼クヘキ簿冊概目左ノ如シ

但從前取扱ノ簿書無漏目錄ニ掲載スヘキ事

- 一 縣廳布達書
- 一 文部省報告
- 一 同 雜誌
- 一 小學區番號帳
- 一 小學區地圖

第四章 房總の統一と千葉縣の教育

- 一 設立伺書
- 一 資本金調書
- 一 受業料收入簿
- 一 書籍器械調書
- 一 雜品調書
- 一 會計簿
- 一 人員出納表
- 一 學事分掌副戸長及教員事務掛姓名簿
- 一 生徒員數調書
- 一 學齡男女就不就學調書

第七條

演說書ニ記スヘキ廉概目左ノ如シ

- 一 取掛ル事務ノ顛末
- 一 後來ノ見込アル廉
- 一 願伺中ノ件ハ一件毎ニ最前上申ノ旨趣將來踐行ノ見込
但願伺等本書ヲ添フヘシ
- 一 學資出金方法説論着手ノ實況
- 一 各校教員ノ勤惰生徒ノ進否

付學事分掌副戸長及ヒ事務掛事務取扱ノ進否
學區ノ景況人心向學ノ如何

同年九月に至り學區取締に管内醫務取締を兼務せしむることとなり、新に醫務の行政官として活躍することとなつた當時各區擔當の配置は左の通り。

第一大區醫務取締	第二十番中學區取締	二	人
第二大區同	第二十番中學區取締	二	人
第三大區同	第二十一番中學區取締	二	人
第四大區同	第二十一番中學區取締	二	人
第五大區同	第二十二番中學區取締	二	人
第六大區同	第二十二番中學區取締	一	人
第七大區同	第二十二番中學區取締	一	人
第七大區同	第二十二番中學區取締	一	人
第八大區同	第二十三番中學區取締	一	人
第九大區同	第二十三番中學區取締	一	人
第十大區同	第二十四番中學區取締	一	人
第十一大區同	縣二十四番中學區取締	二	人
第十二大區同	第二十五番中學區取締	二	人

第四章 房總の統一と千葉縣の教育

第十三區同	第二十五番中學區取締	二	人
第十四區同	第二十六番中學區取締	二	人
第十五區同	第二十六番中學區取締	一	人
第十六區同	第二十七番中學區取締	二	人

醫務取締は各郡役所管理内に各一名を置き其の選任は縣廳に於て之を司どり擔任郡内の醫務を管理せしむるのであつた、但該郡内の廣狹と人口の疎密とを圖り五名乃至十名の補助員を置き、該役を補助し又は其事務を分掌せしめた。設置當初は其取締事項多端に亘りて其の取締の徹底を恐れ取扱の條項を省減し漸を以て其の取締の完璧を期するのであつた。今左に其取締心得數條を抄録す。

醫務取締心得

第一條

醫務取締ハ官省ノ法令規則並本縣ノ達旨ヲ遵奉シ醫師藥舖家畜醫製藥人產婆賣藥人齒醫科整骨鍼灸治按摩溫泉藥湯渡世ノ者及ヒ劇毒藥質販賣ノ取締出生結婚病者死者ノ調査人畜流行病傳染病ノ處分其他各種病院客舍船艦藥湯浴室鑛泉場製作場教育所劇場獄舍懲役場墓地魚市場屠肉所飲食店解剖室井唧筒溝渠厠房等凡ソ人ノ健康如何ニ關スル條件ヲ監督シ或ハ其障害物ヲ除去シテ疾病ノ原因ヲ防禦スルヲ責任トス但シ目下實際ニ就キ一時ニ施行スヘカラサルモノアルカ故ニ當分左ノ條項ニ左キ取扱其全項ノ如キハ姑ク之ヲ後日ニ考定スヘシ

第二條

管理内私立病院種痘所並醫師家畜醫藥舖製藥人產婆賣藥家齒科整骨鍼灸治按摩溫泉藥湯渡世ノ取締ヲナシ其營業

ニ關スル願何届書ニ與印ヲ要スル分ハ成規ニ照ラシ縣廳或ハ郡役所ニ差出スヘシ (第三條以下省略)

學制第十一章によれば學區取締の給料は當分其土地により之を定め其支出は區内人民から支出するを規定せられ事實止むを得ざるものは政府から其幾分を補助することになつてゐる。

本縣に於ては學制實施以來學費多端民力負擔を考慮し學區取締の給料其他旅費等は、小學扶助委託金を以て繰替支辨し明治六年から同九年六月迄該繰高九千四百卅九圓八拾六錢五厘となり之を繰替の儘各小學區に配付することとし、明治九年七月よりは月俸及び旅費總額七分は各中學區に課して徴收し、三分は小學委託金より支出のことに定め管下一般に布達をした。

甲第三百三十四號

學區取締月俸旅費ハ其土地ヨリ課出スヘキ成規ノ處學制發行ノ初學費多端民力ノ堪ヘサルヲ慮リ右月俸旅費共小學扶助御委託金ヲ以テ繰替相渡シ來リ明治六年ヨリ九年六月迄繰替高別紙仕譯書ノ通金九千四百三十九圓八拾六錢五厘ニ有之右ハ民費ヲ以テ辨給スヘキ分ヲ委託金ニテ繰替置候儀ナレハ右金員此際各中學區ニ賦課徴收ノ上御委託金ニ戻シ入レ更ニ各中學區へ配布シ其形跡ヲ以テ政府ノ教育ヲ扶助セラル、ノ御旨意ト人民ノ學費ヲ負荷スヘキノ義務ヲ瞭然ト可差示ノ處到底各區ヨリ收入シ各區ニ配付スル理ニテ徒ニ手數ヲ重ヌル迄ノ事ナレハ前書金九千四百三拾九圓八拾六錢五厘ハ繰替ノ儘各小學區へ配付シ明治九年七月ヨリハ學區取締月俸旅費總額七分ハ各中學區ニ課シテ徴收シ三分ハ縣廳ヨリ支出夫々渡方可取計候條得其意政府ノ御旨意ヲ體シ人民ノ義務ヲ盡シ候様可致候此致布達候事

明治九年九月六日

千葉縣令 柴原和

明治六年一月ヨリ同九年六月迄學區取締給料旅費仕譯

第四章 房總の統一と千葉縣の教育

第四章 房總の統一と千葉縣の教育

一金四百七拾壹圓三拾三錢壹厘	明治六年一月ヨリ六月迄	給料
一金三拾六圓七拾錢	右 同 斷	旅費
以上舊木更津縣分		
一金百參拾圓	右 同 斷	給料
以上舊印旛縣分		
一金八百拾九圓五拾三錢四厘	明治六年七月ヨリ十二月迄	給料
一金七拾七圓貳拾錢	右 同 斷	旅費
一金九百三拾七圓五拾錢	明治七年一月ヨリ六月迄	給料
一金貳百三拾六圓	右 同 斷	旅費
一金九百三拾九圓	明治七年七月ヨリ十二月迄	給料
一金四百三拾貳圓八拾五錢	右 同 斷	旅費
一金千九拾三圓五拾錢	明治八年一月ヨリ六月迄	給料
一金六百五拾七圓三拾貳錢五厘	右 同 斷	旅費
一金千百三圓五拾錢	明治八年七月ヨリ十二月迄	給料
一金四百八拾六圓八拾七錢五厘	右 同 斷	旅費
一金千九拾八圓五拾錢	明治九年一月ヨリ六月迄	給料
一金八百拾九圓六拾五錢	右 同 斷	旅費
總計		

金九千四百三拾九圓八拾六錢五厘

内

金六千六百九拾三圓貳拾六錢五厘 給料
 金貳千七百四拾六圓六拾錢 旅費

其の他學區取締の職務執行上の諸雜費脚夫賃郵便税に至るまで同時に其支出方を改正され事務處理上一ヶ月分つゝ繰替置き直接縣廳より受取ることになり其他同年十月には公務上の消耗品費筆墨紙に至るまで詳細なる給與規則定められ物質的待遇上から見ても頗る優遇されることになつた縣廳乙第二百五十九號を以て學區取締に達した明治九年十月學區取締筆墨料紙料給與規則是等の經費は從來其の消費高を取調各管理内から收入するのであつたが爾後縣廳に於て民費豫算收入金の内を以て夫々支給することになり兎角煩雜になり易い小學區の財務を簡捷に整理することに導いた。

明治九年以來漸次物價騰貴し不景氣となり民費節約民力涵養の聲漸く高まり其筋に於ても夫々經費節減緊縮の告諭を發する等のことあり果然學區取締一同は月俸減額の件を自發的に開申する等のことありて遂に其の減俸を實現された當時の縣令告諭文左の通り

乙 第三號

區 長
 戶 長

本年太政官第壹號及第貳號ヲ以テ

第四章 房總の統一と千葉縣の教育

詔書相添ラレ明治十年ヨリ新租減少並民費賦課之儀公布相成候ハ固ヨリ内外國事御多端ノ際ナレモ痛ク人民ノ稼穡艱難ナルヲ憫察セラレ玉フ至仁至誠ノ御趣旨ニ付人民其御惠恤ナルヲ欣戴感泣シ各自一層節儉不致候テハ不相濟儀ニ付既ニ管下一般エ告諭及候儀ニ有之就テハ縣廳ヨリ賦課スル營繕向其他ノ民費ニ於ケルモ是迄精々節省候儀ニハ候得共尙此上一層減略ヲ要シ候筈ニ候條區戶長ニ於テハ人民ヲ率先シ大小區費ヲ始メ村費等格段ニ減少實跡相顯ハレ 聖詔ノ 御恩澤ニ奉答候様可致候此段相達候事

明治十年一月七日

千葉縣令 柴 原 和

次て學區取締の給料減額に對し左の如く布達された。

甲第拾五號

本年一太政官第一號及第貳號公布之儀ニ付同縣廳乙第三號ヲ以テ相達シ置且告諭及ビ置キ候趣モ有之ニ付テハ痛ク民費ヲ節省可致筈ニ付本年縣會發願議目中區戶長給料減少ノ目ヲ掲ケ布達及ヒ候次第ニ有之候然ルニ今般學區取締一同ヨリ月俸減額ノ儀開申有之ニ付差向學區取締月俸額ヲ減シ當分左表之通相定本年二月ヨリ施行候條此段布達候事

明治十年二月一日

千葉縣令 柴 原 和

準 等	月 俸
十二等	拾三圓
十三等	拾圓
十四等	八圓
十五等	七圓

同年一月縣廳四等官以下官吏等級改正の結果、學區取締の準等も自然改正の必要を生じ、遂に従前十二等は改正十四等、同十三等は改正十五等、同十四等は改正十六等、同十五等は改正十七等に準ずることとなり、俸給も準十四等を舊準十二等に比照し、以下之れに倣ひ給與されることになつた。明治十二年を期し、郡區町村編制法施行教育令の實施に伴ひ、豫め本年を期して直に該職解除すべきなれど、事務取扱上の便を計り、本縣にては明治十一年九月學區取締の處分に關し、内務卿の指令を仰ぎ舊學區取締の名稱を以て従前の儘存置することになつた。

學區取締等處分ノ義ニ付伺

今般郡區町村編制法施行相成候ニ付テハ郡治百般ノ事務郡吏員ニテ取扱可申ニ付従前官民間ニ種々ノ名義ニテ事務爲取扱候役員ハ戶長ヲ除クノ外ハ一切廢止スヘキ義トモ存候ヘ共未タ明示セラル、御達モ無之然ルニ學區取締ノ如キハ従前戶長ト同ク準官等モ有之且俸給支給方ニ至ルモ支出スヘキトコロ無之差向處分方不都合ナルモノトモ存候就テハ右學區取締ハ追テ廢止シテ學區惣代等ノ名義ニテ其學區内人民ニ代リ學事ヲ辦理シ官ニ屬セサル身分ニ取扱候事ト心得豫メ處置致シ置キ可然哉又醫務取締ナルモノモ同様換置替名相成候者ト心得可然哉此段相伺候也

明治十一年九月三日

千葉縣令 柴 原 和

内務卿 伊藤博文殿

書面學區取締ハ従前ノ儘存置シ給料ハ文部省補助金又ハ地方稅學校補助費ノ内ヨリ支給シ醫務取締モ同上ニテ其給料ハ地方稅流行病豫防費ヨリ支給スル義ト可相心得事
但醫務取締ハ一郡區壹名ヲ超過セザル様可致事

明治十二年一月十五日

内務卿伊藤博文代理

内務少輔 林 友 幸

斯くて同年十二月現在の學區取締は左の通りである。而して依然として醫務取締も存置し一郡一名の置員に改めた。同十三年四月該取締は全然解除された。

學區取締氏名

郡名	氏名	郡名	氏名	郡名	氏名
安房	石井 述	平	榎本 秀輔	朝夷	宮崎 文治
長狹	庄司 源吾	周	栗飯原 景修	天羽	林 韶造
望陀	吉堀 七郎平	市	鈴木 輝	夷隅	宇佐美 金七郎
同	寺田 寛容		鈴木 重雄		高室 利秀
長柄	岩崎 重雄				江澤 潤一郎
上埴生	飯尾 憲	山邊	江口 平兵衛	武射	石渡 六左衛門
印旛(南部)	荒野 樺平	下埴生	黒川 言智	南相馬	染谷 大太郎
同(北部)	伊藤 棟藏	千葉	三橋 承卿	香取(西部)	永澤 衛二
東葛飾(南部)	藤代 市左衛門	海	岡本 吉兵衛	同	櫻井 理一郎
同(北部)	鈴木 平兵衛	匝	菅 治兵衛	同(東部)	關 徳治
同	會田 久平				五十嵐 佐一郎

三、監視訓導

小學校の教授管理を指導する爲に縣は中學區内の一等小學校の訓導長をして其の區内を分掌して巡回せしめ以て授業の得失生徒の進否を監視せしめ且つ試験には必ず立會はしむることにした。明治七年十一月縣令第四百六十號を以て縣は一等小學校訓導の「回校巡視」心得條款を假定して發布した。

一等小學校訓導回校心得條款左之通假定候條此段相達候事

明治七年十一月十八日

千葉縣令柴原和代理

千葉縣參事 岩 佐 爲 春

一等小學校訓導回校心得條款

- 一 小區内各小學校授業ノ得失ヲ監視シ生徒ノ進否ヲ熟察スルモノトス
- 一 一ヶ月乃至二ヶ月毎ニ小區内ノ各校ヲ一回スルモノトス
- 一 但各校試験定日並ニ臨時試験之節ハ必ス立會フベシ尤各校試験表取纏メ其都度學區取締ヘ差出スベシ
- 一 教則甚タ整理セス依然舊習ヲ株守スル教員アレハ其地ニ滞在シ懇々授業ノ方法ヲ指示スベシ尤滞在日數ハ三日ヲ限ルモノトス
- 一 但教員悔悟勉勵ノ意ナキハ其旨學區取締ヘ申立ベシ
- 一 回校中旅費並ニ滞在日當ハ一切支給セス尤其ノ休泊スル所ノ學區内ニタイテ取賄フモノトス
- 一 但餐應ケ間敷儀ハ一切受クヘカラス
- 一 書籍器械等調製セス教授上不都合ノ向アラハ直ニ村吏ヲ督責セス其旨學區取締ヘ申出ヘシ

右之通假定候事

以上の通り教員を教育行政上に任用するの途を開いた。明治九年二月に區内小學校監視訓導と改められ各區の監視訓導は左の通り任命された。

第二十番中學區内

大區名	小區名	學校名	訓導等差	氏名	大區名	小區名	學校名	訓導等差	氏名
一大區	元一小區	山本	四等訓導	柴垣久道	一大區	元二小區	伊戸	五等訓導	千葉泰輔
同	元三小區	船形	五等同	遠藤俊雄	同	元四小區	谷向	同	小川徳
同	元五小區	本郷	同	諸田光	同	元六小區	二部	同	錦織俊介
同	元七小區	白子	五等訓導	栗原文人	同	元一小區	忽戸	四等訓導	木村茂
同	元二小區	貝渚	同	瀧口房吉	同	元三小區	和田	同	高川良三郎
同	元四小區	前原	同	佐藤銳次郎	同	元五小區	松尾	五等訓導	谷下田三造
同	元六小區	大和田	五等訓導	神戸易	同	元七小區	小湊	同	依田方宜
同	元三小區	絹村	同	栗橋直	同	元四小區	飯野	同	山田重隠
同	元五小區	木更津	同	中條卓治	同	元六小區	三直	同	鈴木貞吉
同	元一小區	横田	四等訓導	大畑恣	同	元二小區	不入斗	五等訓導	小川隆政
同	元三小區	向郷	五等訓導	土岐政理	同	元四小區	鶴舞東	同	栗林惇藏
同	元五小區	勝浦	五等訓導	四戸喜代治	同	元六小區	内野	同	下村要
同	元一小區	小濱	同	戸松醇堂	同	元四小區	小澤	同	岩崎豊次
同	元三小區	作田	同	川名瀧次郎	同	元一小區	小澤	同	岩崎豊次
同	元五小區	長南	同	小出三平	同	元二小區	上原	五等訓導	森 釧吉

第二十二番中學區内

五大區	元一小區	深城	五等訓導	杉田清	五大區	元二小區	惣社	五等訓導	近藤讓玄
同	元三小區	菊間	同	小熊綜吉	同	元四小區	鶴舞東	同	栗林惇藏
同	元五小區	勝浦	五等訓導	四戸喜代治	同	元六小區	内野	同	下村要
同	元一小區	小濱	同	戸松醇堂	同	元四小區	小澤	同	岩崎豊次
同	元三小區	作田	同	川名瀧次郎	同	元一小區	小澤	同	岩崎豊次
同	元五小區	長南	同	小出三平	同	元二小區	上原	五等訓導	森 釧吉

第二十三番中學區内

七大區	元三小區	茂原	五等訓導	安西國平	七大區	元四小區	本納	四等訓導	小高清民
同	元五小區	上谷	五等訓導	大野徳太郎	同	元二小區	西作田	五等訓導	鶴岡清次郎
同	元一小區	池田	同	依田力	同	元四小區	東金	同	吉原謙藏
同	元三小區	池田	同	依田力	同	元二小區	小深	同	佐伯光熙

第二十四番中學區内

十大區	元一小區	岩富	五等訓導	小谷善次郎	十大區	元二小區	角來	五等訓導	齋藤 聚
同	元三小區	岩富	五等訓導	小谷善次郎	同	元四小區	角來	五等訓導	齋藤 聚

同	元五小區	成田 同	山田健治	同	元六小區	須賀 同	鳥居重太郎
同	元一小區	野田 同	澤川雄藏	同	元二小區	平山	四等訓導 片山彦次郎
同	元三小區		缺	同	元四小區	花輪 同	矢部共平
同	元五小區	大和田	四等訓導 立石克三郎				

第二十五番中學區内

十二大區	元一小區	行 德	五等訓導 中根 庸	十二大區	元二小區	八幡	四等訓導 龍島正三郎
同	元三小區	船 橋	四等訓導 武藤宇兵衛	同	元四小區	柏 井 同	鈴木熊一郎
同	元五小區	松 戸	四等訓導 横田英三郎	同	元六小區	花野井	四等訓導 和田貫一
十三大區	元一小區		缺	十三大區	元二小區	木間ヶ瀬	五等訓導 岡邑興齋
同	元三小區		缺	同	元四小區		缺
十四大區	元一小區		缺	十四大區	元二小區	復	五等訓導 日野大器
同	元三小區	中 根	五等訓導 岩井英次				

監視訓導の職務執行に關しては心得條款に明記せられてあるが、縣は常にこれを督勵して小學教授法の改善を圖られた。當時多く師範學校の卒業者を以て監視訓導に任じ、擔任學校を巡視せしめた。監視訓導の各校を巡視するや非常に權威をふりかざして威張り、矢鱈に教師を叱責し兒童までも咎めるものから其巡視を聞くに兒童までも戰慄したとのことである。

教則を實際教授上に實現せしむることは、縣としては努力の集中點であり、指導の目標であつた。従つて監視訓導なども此の點に向つて指導と激勵とを加へたものであつたが、中々當時の實情は

種々の弊害に妨げられ、其の實績向上を見るのは容易でなかつた。故に是れより先き縣は縣令第三六五號を以て

第一等第二等小學校ニ於テハ生徒ノ内年齢已ニ長シ又貧民ノ子弟等ヲ除クノ外ハ必ず正則ヲ以テ授業可致管ノ處右ノ酌量ヨリ小學年齢相當ノ者ニモ稍省略ノ授業自然相移候様ノ儀有之候テハ不相成儀ニ付各一等校訓導ニ於テハ殊更ニ一層注意致シ候様可取計候此段相達候事

といふ通牒まで發せられて教員を戒められた。監視訓導の制は一時的の施設であつて其後間もなく廢せられた。

【参考】

學區取締及一等訓導の職務執行狀況

銚子 石川 重之助

明治五年の學制は維新日淺く諸事草創の際なるにも拘はず制度は範を佛國に取り學科目教則などは米國の制度を参考にしたものさうだといへ文化の幼稚な時代に比較して立派な法令で文部省には督學局があり地方には各中學區内一大學三十二中學二百十小學區に學區取締を以て就學其他の事を督勵させた實に六十餘年以前に於て既に督學制度が出来て居つた

學區取締の職務は就學兒童の督勵、學校の設立、學校の經費、資金の蓄積などを主として取扱つたもので監視訓導は重に教授方面の指導監督に當つた様である。學制頒布の當時は私の地方は新治縣に屬して八年五月に千葉縣に編入されたが新治縣時代には私の地方には監視訓導を置く迄に至らなかつた。學制頒布當時の學則には次の様に規定してある

學區取締は専ら區内人民を勸誘して力めて學に就かしめ且學校を設立し或は學校を保護すべきと其費用の使用を圖ると一切其所持所の小學區内の學事に關することを擔任し又一中學區に關するとは互に相論議し專便宜を圖り區内の

學事を進歩せしめんを努めた

學區取締は地方の名望家が任ぜられた様であるが、當時海匝兩郡では銚子の田中玄蕃、岡本吉兵衛、匝瑳の椿村菅治兵衛など學區取締を務め此田中玄蕃丈は現存して居る田中氏の人格者岡本氏の方略家菅氏の熱心家其の當時の適任者として評判者であつた菅氏の如きは教育事業の爲には道樂三昧の境に入つたと云つてもよい位で其爲に資産の大部分を減らしたと云ふ位である、田中岡本兩氏も相當私財を消費した

學區取締は學校巡視毎に隨分威張つて巾をきかしたものだ隨つて教員はびく／＼ものであつたさうだが以上の三人は温厚篤實の人格者で後年の學務委員の或一部に見る様なこせつした權限を乗越えてむやみに學校の仕事に嘴を容れる様な分らずやではなく自分の職責は重んずるが大局に着眼するのみで學校に對しては小さい事には餘計な嘴を入れない全く學校の擁護者教員の相談相手となつた人であつたが明治十二年の教育令發布に際して廢止になつて其職務の一部が學務委員の手に移つたのは其當時私共は惜いと感じて居つたのである

四、就 學

就學督勵 學制に小學は教育の初級にして人民一般必ず學ばずんばあるべからずとある。故に學制實施の當初に當りては印旛、木更津の兩縣とも就學の普及發達に盡瘁された。本縣設置の初め權令の管内各區内に布達したる文書によると、

壬申十一月中相達候學制ニ基キ管内各地ニ於テ追々小學校開設致シ候ニ付テハ兼テ 被仰出候人民一般教育普及ノ御趣意ヲ奉體シ夫々就學可致ハ勿論ニ候條其父兄又ハ後見人等ヨリ雛形之通證書三枚ヅ、其學區小學校へ差出入學可爲致候若シ六歳以上十三歳以下ノ者ニシテ學ニ就カシメザル者アラバ其譯ヲ詳細三紙ニ書認メ必其學區小學校

ニ可届出候事

私塾家塾ニ入り及ビ不得已コトアリテ師ヲ其家ニ招キ稽古セシムルモ皆就學ト云フベシ

但入學證書並不就學届共其二紙ハ月末ニ至リ小學校ヨリ學區取締ニ出シ一紙ハ其校ニ留置クベシ學區取締ハ一紙ヲ本縣學務課ニ出シ一紙ハ控置クヲ法トス

右之趣區内へ無遺漏可相達候事

明治六年六月

千葉縣令 柴 原 和

雛形 (用紙美濃紙三ツ切)

入 學 證 書

何國何村士農工商何某兄弟姉妹

一 何年何月生

何 某 何歳何月

右之者入學免許相成候上ハ校内諸規則堅ク爲相守可申依テ證書差出候也

何郡何村

年 月 日

願 人 何 某 印

何學校御中

とあり就學の普及については充分の注意と努力とを拂はれたことがよく分る。また貧困者の子弟に對しては各種の救済の方法をたて、就學を督勵し、生徒受業料の等差をもつけて父兄の學費負擔の軽減を考へ、就學に便にし、學校設立に關しては生徒通學上の便益を眼目として其位置を定め、以て就學の向上を圖つた。文部省第一年報(明治六年現在)に「土地ノ廣狹ニ因リ聯區ニ一校ヲ設クルコト

アリト雖モ地位宜キヲ得サレバ幼童ノ通學ニ便ナラズ更ニ學事普及ノ旨趣ニ悖ルヲ以テ云々」とあり、就學の普及せんことを學校設立の第一要件とせられた。更に「縣治方向」明治八年現在 編纂ニ係ル 中に抑縣下現今設立スル小學校凡八百餘校ニ至ル其數タル少シトセズ然モ嚮ニ和下總並上總ノ内ヲ巡視シ親ク生徒ヲ試驗セシニ教員ノ不熟器械ノ不備等ニヨリ教則モ隨テ亂レ生徒ノ進歩モ遅ク有名無實ノ學校多數ニテ實ニ報然ノ至リナリコレ他ナシ資金ノ足ラザルヨリ教員ノ給料少ナケレバ良師至ラズ……中略……資金積立ヲ誘掖シ以テ良師ヲ得器物ヲ具シ敢テ不就學ノ徒ナク既ニ就學ノ徒ハ序ヲ逐ヒ進歩昇級セシムベシ云々

是又就學の普及を興學の要件としてゐたことがよく表はれてゐる。柴原縣令は置縣以來屢々管内を巡視して、到る處小學生徒の學力を試験して其優等者の賞與を行ひ、生徒を激勵し父兄を訓諭し好學思想の喚起に努めた。

明治八年一月小學の學齡は滿六歳より十四歳迄と定められ、六歳未滿は學齡として認めず、於是就學の年齡は確然と定まつた。女子の就學は男子に比し當時甚だしく不良であり、保護者たる父兄母姉の理解を得るは頗る苦心の存するものであつた。殊に教育に甚だしき無理解の細民は學問の何物たるをも辨ぜず舊習を墨守し陰に陽に公學を誹謗し、子弟の就學を拒み昔の私塾寺子屋を懲憑するといつた様に一般の理解を進むるには、幾多の難關あり、苦心の存するものがあつた。明治八年四月に當局から中央に次の様な伺が立てられたのも此邊の消息を物語つてゐる。

就學ヲ拒ム者處分ノ義ニ付伺

教育ノ事務地方へ御委任相成候以來夫々着手事既ニ端緒ニ就キ方今當縣下設立スル所ノ校數八百餘然ルニ管下八中學區内學齡人員ニ就キ現今就學スル者ヲ比較スルニ大凡三分ノ一ナルコトハ無之地方官ノ責實ニ難免此事ニ候故ニ

説諭等相加へ御旨意相貫候様注意致候へ共何分頑愚固陋ノ輩徒ニ舊習ニ拘泥シ其子弟ヲシテ就學不爲致數度説諭候テモ尙不承服ノ者有之右ハ御教育ノ本旨ニ悖戾シ畢竟其學區内一般ノ妨害ト相成其實教化ヲ拒ミ候者ニハ不都合不尠仍テ此上一層懇到説諭ヲ加へ彌以テ承服不致モノハ不得次第ニ付篤ト事情取糺候上就學可爲致旨斷然申達尙違背候向ハ時宜ニ寄り其學區内學資トシテ更ニ若干ノ謝金取立可然哉右方法等ノ儀ハ御指令ノ都合ニ寄り尙取調相伺フベク候へ共方今學事擴張ノ際寛猛相用コトニアラサレバ行届難キ場合モ有之ベク哉ニ被存候ニ付此段一應相伺候也

明治八年四月二日

縣

令

文部大輔 田中不二磨殿

書面ノ趣實際施設ノ方法等詳細取調更ニ申出候上可及何分之指令事

學齡調査概則の制定 學齡者の就學不就學は學制に據つて年々之が調査を遂げた。然かし調査上或は缺漏等の點ありて、之を管内人口總數に比較するに、就學者甚だ寡少であり、且其不就學の理由等詳かならず、爲に督勵に便ならず頗る遺憾なるものあり、依つて明治九年七月新に學齡調査録編製の法を公布し、戸長をして之れが實施の任に當らしめた。即ち該區内の子弟滿六年より十四年迄本籍寄留を分ちて調査せしめ、就學不就學を區別し、就學は其學校名を標し、不就學は其の事由を録し、大區から中學區に及ぼし、故なく學に就かざるものは區長學區取締協議して其の父兄を説諭して就學の向上に努めた、尙就學の精神に服せざるものは其具狀に由つて學務專任吏員を簡派して之を督勵せしめ、以て故なく學に就かざるものなからしむる方法を定めた。左に學齡調査概則及び其れに附帶して發せられたものを掲ぐ、

區長 學區取締 戶長

華士族平民共滿六年ヨリ滿十四年迄ノ子女ハ必ス學ニ就クヘキノ處學制御發行以來學校ノ設ケ未ダ普ネカラサルヨ
リ一般就學ノ地位ニモ至ラス然ルニ文運漸ク開ケ本縣八中學區千六百四十八小學區ニシテ既ニ設立スルトコロノ學
校八百五校ニ及ヒ最早通學不便ノ村落モ稀ナルニ付故ナク學ニ就カサル義ハ無之管ニ候處明治八年十二月中ノ調査
ニ據ルニ管内學齡ノ子女十三萬六千五百四十四人ニシテ就學スル者ハ纔ニ四萬八千八百四十九人ニ過キス此分ニテ
ハ朝旨貫徹教育普及ノ目途不相立ニ付此上一層部内ノ人民ヲ鼓舞作興シ學齡ノ子女ハ遍ク小學ニ入ラシメ度依テ學
齡人員ヲ詳査シ就學不就學ヲ區別統紀年々學事ノ隆替ヲ考較シ就學督勵ノ主旨ヲ以テ學齡調査概則ヲ選定シ別冊頒
布候條右ニ準據シ各管理ノ學齡人員ヲ詳細取調其學ニ就カサル向ハ懇篤獎誘年々期シテ教育普及ノ域ニ進歩シ一般
其幸福ヲ保全候様可致候此段相達候事

千葉縣令柴原和代理

明治九年七月三日

千葉縣參事 岩 佐 爲 春

明治十年に至り管内に虎列刺病蔓延し、特に沿海の地方はこれが流行猛威を振ひ、官民學けて豫
防撲滅に執掌し、人心恟々たるものがあつた。剩へ西南の役勃發して士民其業に安んぜず、教育の事
業亦頗る等閑に附され、就學督勵の道また不問に陥り、不就學者續出し、教育の不振を招徠するもの
甚だしきものがあつた。文部省五年報明治十年現在には左の如く本縣の學事を掲載せられてゐる。

千葉縣年報 明治十年
學事年報

茲ニ明治十年學事年報ヲ進ムルニ方リ地方教育ノ景象ヲ案スルニ其歩ヲ前年ヨリ進ムルモノ幾ト希ナリ殊ニ就學ノ

如キニ至テハ却テ其數若干を減スルニ至レリ其由テ來ルトコロヲ究ムレハ本年ハ始メニ西南ノ變アリ物情洵々人其
業ニ安セス之ニ踵クニ虎列刺病ノ禍ヲ以テシ更事倥傯學務專任ノ屬僚ヲ學テ齊ク病毒撲滅豫防ニ從事セシムルニ至
リ其學區取締ハ大抵醫務取締ヲ兼ルヲ以テ又本務ヲ顧ミルニ遑アララス區長戸長モ一時專ラ力ヲ此ニ用ヒ就學督勵ノ
法行ハレサルヲ數月其勢遽ニ挽回シ難キモノアリ沿海ノ地ハ盡ク虎列刺病ノ流行ニ遭ハサルナク之カ爲メニ公私ノ
學校ヲ停ムル數月生徒往々退學シテ日ヲ游嬉ニ消シ爾後再ヒ學ニ就クヲ肯セサルモノアリ是皆事變ノ已ムヲ得ヘカ
ラサルモノカ今各條報文ヲ修ムルニ先タチ敢テ其概況ヲ開申シ以テ參酌ニ供ス

猶同年九月廿四日附にて縣は

乙第百七拾七號

公立學校

今般橫濱東京等ノ地方ニ於テ虎列刺病流行ニ豫防法心得ノ爲メ衛生局報告第五號相渡候條右豫防攝生法生徒エ説
示可致且校舍内外共一層清潔ニ致シ萬一生徒中家内ノ者ヨリ其該病ニ感染候者有之候ハ、速ニ登校ヲ禁シ其流行ノ
模様ニ因リテハ學校閉鎖ノ上其段可届出候此段相達候事

明治十年九月二十四日

千葉縣令柴原和代理

千葉縣少書記官 岩 佐 爲 春

の如き通牒を發して學校生徒に對し其の傳染の豫防をなさしめ、修學上の支障を取除くことに
苦心した。明治六年以來就學率は漸次向上し、國民教育として形式内容共順調の發達に向つて來た
が、果然明治十年になつて一頓挫をした。明治九年の學齡兒童數は十三萬九千九百九十八人で就學者
は五萬九千三百四十人即ち四十二%の比であつたが越えて同十年の學齡兒童は十四萬六千三百

二十五人で就學者は五萬八千九十六人即ち三十九%の比で前年より就學者の減少を來たした。貧困生徒の就學 就學の徹底普及を圖るには、一面貧困生徒の取扱に關して注意を拂ふことが肝要である。本縣合併以來當局としては頗る苦心を重ねた事項であつた。殊に房總の地方たる産業振はず、沿海の地方は不漁の時難に遭遇するや衣食に窮する賤民續出し、子弟の教育よりも先づ糊口に窮して知らず知らず子弟をして無學に陥らしむるのであつた。明治七年には柴原縣令自ら此等生徒就學上の問題數項を掲げて管下學區取締に諮問をした。

第十號

- 一、小學年齢以上ノ者晝間生業ヲ營ム者ニシテ就學之暇ナキ輩ヲ教育スル方法
 - 一、貧民ノ子弟ヲ就學セシムル方法
 - 一、女兒ヲ教育スル方法
 - 一、學校遠隔ノ地ニ在テ通學スルニ不便ナルモノヲ就學セシムル方法
- 右之通及尋問候條學區取締一同着實評議ヲ遂ゲ見込相立可申出候此段相達候事

明治七年二月七日

千葉縣令 柴原 和

當時貧民の子弟は各村正副戸長に於て夫々調査を遂げ、學資に窮する者は其の事由を學區取締へ申告して其區内適宜の方法を設けて救済の實を擧げ、或は篤志者の寄付金を以て書籍其他の學用品を購入して現品を貸與し、受業料を免除し、又年齢に長ずる者は之を變則生とし、小學教科を省略し修學せしめ、其志望に任せ農工商等の實業的教科を加へて其生業を導き、又は新聞紙を讀ましめ、世態人情に通ずる教育を施し、場合によりては夜學校を設け、就學せしむるのであつた。明治九年

一層貧民子弟の救済に注意し、即ち

- 第一、公立小學校ニ於テハ豫メ小學下等教科需用ノ書籍器械凡テ十名分ヲ備ヘ極貧ノ就學者ニ貸與スルコト
 - 第二、貧困者ノ子弟父兄ノ職ヲ助ケ學齡ニ至ルモ就學シ得ザル場合ハ學齡調査ノ際其次第ヲ標記シ區長學區取締ニ論シテ區内ノ實情ニ即シタル救済ヲ講ゼシムルコト
- との二項を目標として該就學の督勵をした。明治十年十二月縣は「貧民子女學資給與規則」を制定して次之之れが事務取扱條例を定め、小學校事務掛をして銳意之れに當らしめ徹底的に救助に努め就學を督勵するのであつた。

これに據れば貧民の子女學齡に及ぶも學資乏しく就學すること能はざるものは縣廳より資金を給與し、書籍器具筆墨紙を購ひ、就學せしむ。就學資金は文部省小學補助金より補充す、就學資は學科の等級により多少の差異あり即ち下等八級より四五級までは拾五錢下等四級より同一級までは貳拾錢上等八級より四五級までは貳拾五錢上等四級より同一級までは參拾錢となつて居る。又入學當初の月は別に貳拾五錢を給す、學資給與の事務は小學校事務掛の分掌である。

學制頒布以來女兒の教育は男子に比し、其の就學が極めて悪い。市街の地はそれも幾分良いが村落地方ときたら豫想外に不良であつた。當初本縣に於ては女兒教育の計劃を樹て逐年之れが實現を圖りつゝあつた。其計劃として學事年報には

廳下ニ女兒小學ヲ設立シ婦女ヲシテ教員タラシメ小學教科書ヲ省略シ傍ラ紡績裁縫等ノ女工ヲ教授シ之ヲ模範トシ各區漸次普及候様可致事

とあり教育上女子の就學を督勵し、其普及を圖つたのであつたが何分にも地方によると、女兒に

學問さして何になるか學問は無用の長物である、女子に文字を習はしむる時は、却て御轉婆になる假令文字を學ぶも他家に嫁するときは其夫たるもの事を取るを以て、別に施す所がない、實に無用のものである等と就學を肯かない慣習惡風もあつた。

明治十年頃からは此等無理解なる區民父兄に對しては縣としても特に注意を拂ひ、學事未開の學區には學務課員出張して、夫々説示し、學事の振興を圖つた。例へば明治十年三月には左の如く出張された。

丙 第百七號

第十六大區

正 副 區 長

第廿七番中學區

學 區 取 締

其中學區内學事振興爲説諭中山九等屬派遺候補條右ニ關スル事項ハ同人エ協議之上學事進捗候様篤ク注意可致候此段相達候事

明治十年三月廿四日

千葉縣令 柴 原 和

明治維新前の私塾寺子屋でも著名なものになると、男子のみならず、女子も多數收容し、純然たる女學校らしきものもあつたが、概して男子の教育に偏してゐた。女子が男子の數十分の一に過ぎない程で、學制頒布當時ですらも一般の人からは女子が教育の可能性を疑はれた位で、女子教育の行はれたのは特別の地方特別の學校に限られた。學制に「高上ノ學ニ至ツテハ其人ノ材能ニ任カストイヘドモ

幼童ノ子弟ハ男女ノ別ナク小學ニ從事セシメザルモノハ其父兄ノ越度タルベキ事」とし男女は同等に教育すべきを宣せられた。

而して最初の就學歩合といつたら主として男兒であつて女兒は學ぶるに足るものがないので、唯男兒の中に少數の女兒が共學する位のものであつた。それも女が學校に出ると村中の人があつたので、大概は半途退學をした。

縣の當局としては本縣にはまだ女子の就學を本體とする學校のないのを遺憾とし、此れが振興に關する基礎的準備のため明治九年九月中管下公立小學校女生徒中二名を選抜し、東京女子師範學校の第二回の生徒募集に召應せしめた多數の志願者の中から選抜されて合格入學を許された。縣は漸次優秀なる女子の教員を養成し、女子教育の振興を圖る計劃であつた。

第五章 初等教育

第一節 教育教授

一、小學校教則概要

學制頒布後文部省は「小學教則」を發布して一層學制の實施を容易ならしめ、其の普及を圖つた。此の教則によると小學の課程を上等下等各八級に分ち、下等八級より上等一級まで十六階級、每級半

試験の上進級を許して假免状を與へ置き、更に一等校に於て再試験の上本免状を與ふ。試験日數は凡二日間を限度とし、區内の廣狹、村落の遠近を斟酌し、遠くを先にし、近きを後にし、生徒を滯留せしめぬやうにす。試験の手續は第一課讀書、第二課問答、第三課書取、第四課算術、第五課習字と都合五課に分ち、教員は各學科の擔任を定め置き、生徒は一人毎に第一課より順次試験を受けしむ。其の成績は其の都度帳簿に記入し置き、試験終れば其の帳簿を突合せ上中下を判定す。免状は試験終りたる後當該教員より直に生徒に授與する。明治八年三月一
等小學試驗規則

以上の如く詳細な規程が設けられたが、管内多數の小學を縣の學務課員及び千葉師範學校訓導立合巡回執行するので、中々短時日には手廻り兼、明治八年度は左の如き通牒が發せられて試験を終了することゝなつた。

丙第貳百八拾四號

自第壹大區

至第十三大區

區長 戶長

自第二十番中學區

至第二十一番中學區

學區 取締

管内各學校生徒試験ノ儀ニ付本年縣廳甲第三十五號ヲ以テ布達候通學務係官堂名千葉師範學校訓導壹名今般試驗立會トシテ派出爲致候條第二十番第二十一番中學區ヨリ着手追々巡回可致候得共本年之儀ハ自然管内一般へ手廻り兼

可申候ニ付其他中學區ノ儀ハ學區取締立會ノ上一ト先試驗相濟シ置キ候様可致候此段相達候事

明治八年十月十四日

千葉縣令 柴原和

小學教師心得といふのが小學規則に附帶して明治七年二月に定められてある。教師の服務義務や學校事務處理上の諸注意は勿論更に進んで兒童教養上の詳細な方針までも網羅せられてゐる。本縣設置後殆ど準據すべき服務規程がなく、教師の態度或は寛に過ぎ、嚴に失し、其の事務或は精に過ぎ、粗に流れ、雜然不統一のものであつたが、此の心得書によつて先づ一般の統一が出來たわけである。然かし斯かることまで當路の焦心努力を要するのであつた。明治七年二月制
定小學教師心得

小學生徒心得 此の心得も前の「教師心得」と同時に縣下に布達せられた。其の内容は今から見ると尋常一年に於ける修身訓話か、生徒休業中の心得見たやうなものであるが、之を縣から布達して縣下を統一しようといふのを見ると當時總べてが創設で、學校生活の様式に至るまで、干渉指導を要する時であつたことが察せられるし、又一面には當時の學校生活、家庭生活の一斑を知り得る興味ある資料である。明治七年二月制
定小學生徒心得

小學教則 明治七年二月廿二日付で時の縣令柴原和から教則の改正何書が文部省少督學宛に出された之れに對し「伺之通」との指令が出でゐる。此の教則を管下各小學校にては四月一日から實施することなので當局としても其の準備には容易ならぬものであつた。即ち改正の教則を實施して授業法の改善を圖るには、唯一片の縣の通牒位で教員の注意を喚起したゞけでは到底間に合はぬ、さりとて根本的に教員の素質を良くし新教則に據らしむることも急速には行はれない。そこで縣としては餘程大規模の教員の講習會を設けることゝなつた。即ち全縣下各小學校の教員は千

葉學校に入學せしめ、約二週間の講習によりて新教則の實施方法を授け、夫々歸任せしめた。此時教員一同歸校の際新教則一部並に教師心得、生徒心得などを下附された。教員は之れを指針として夫々教授に當つたのである。

この教則は大體文部省で明治五年九月及び明治六年五月發布したる小學教則に基き地方の事情を斟酌して制定したものである。當時創業の際であるので、下等小學の生徒は六歳より九歳までとあつても、年齢既に十歳を超えたるものも、七八歳の中に這入つて居るから學業進歩の遲速に甚しき差等がある。故に教則中には毎級六ヶ月間の習業とあつても教師の任意で斟酌増減を加へたものである。教則中の學科及其の内容を見るに、修身は教科目の中に加へず、十日三十分教師が生徒心得、童蒙教草、勸善訓蒙、養生法、健全學等を用ひて口述することになつて居る。又上等小學六級以上の讀物は生徒をして獨見し來りて自讀せしめ、自學自習を奨勵した。習字の手本に、地方往來、農業往來、世界商賣往來等を材料としたのは、寺子屋教育の名残りである。寺子屋教育では最も習字に重きを置いたので、小學校に於ても俄にこれを改むることは土地の事情許さないのである。故に當時は習字には可なり重きを置き、手本は多く教師の自筆によつたものであつた。唯上等小學三級以上は習字の課を置かず、作文の課によつて書法を論ずとあるは異様に感ずる。要するにこの教則は本縣小學校當初實施されたものであるから、文部省制定の教則と合せて研究に値す。明治七年二月 制定小學教則

小學校の等級 明治七年六月小學校を一、二、三等に區別し、其設立町村の資格を定め、學校の等級により教科の程度内容に取捨を與へ自由裁量の斟酌を加へしめた。且つ學校の等級によりて教員の種別、配置、人員給料に至るまで夫々差別をつけしめた。殊に一等校小學教員に對しては其小學

區内教員の監督教育の指導にまで任せしめるのであつた。

今其規則の概要を示せば左の如し。

- 一、各小學ヲ三等ニ分チ第一等第二等第三等トス、
- 一、各一小區内人家稠密且便宜ノ地ニ於テ設立スル所ノ小學ヲ以テ第一等トシ小學正則ヲ以テ授業シ書籍器械等最も完全ナラシムベシ。

但第一等小學ハ一小區内一ヶ所乃至二ヶ所ヲ限トス。

- 一、三小學區以上聯區又ハ富饒ノ地ニ設立スル所ノ小學ヲ以テ第二等トシ小學正則ヲ以テ授業スベシ。
- 一、僻遠ノ地ニ設立スル所ノ小學ヲ以テ第三等トシ小學教科ヲ少シク省略シ授業スルコトヲ得ベシ。
- 一、第一等小學ハ訓導兩三名ヲ以テ教員ニ充ツ教員一名ニ付月給金七圓以上ヲ支給スベシ。
- 一、第二等小學ハ訓導授業生ノ内ヲ以テ教員ニ充ツ教員一名ニ付月給金五圓以上ヲ支給スベシ。
- 一、第三等小學ハ授業生同試補ヲ以テ教員ニ充ツ教員一名ニ付月給金三圓五拾錢以上ヲ支給スベシ。
- 一、區内據ナキ事故アツテ教員給料其定額ヲ支給スル能ハザル向ハ具狀ノ上指揮ヲ待ツベシ。
- 但教員讀書算術習字ノ内兩課以上ヲ兼修セザル者ハ區内ノ適宜ニヨリ當分定額ヨリ減少スルモ苦シカラズ。
- 一、第一等小學教員ハ官選トス第二第三等小學教員ハ其學區内ニ於テ選舉シ試験ノ上適任ノ者へ申付ルモノトス。
- 一、第一等小學教員ハ常ニ一小區内教員ノ勤惰生徒ノ進否及ビ授業ノ方法ヲ監視シ學區取締ニ議スベシ。
- 一、第一等小學教員ハ一小區内教授上ニ關スルカ故ニ其給料ノ全數四分ノ一ハ一小區内へ配賦シ四分ノ三ハ其學校ヲ設クル所ノ學區ニ於テ相辨スベシ。

但シ生徒受業料ヲ以テ給料ニ充ツベキ金員アラバ一小區内へ配賦スベカラズ。

一、第一二等小學へ入學スト雖モ年齢已ニ長シ又ハ貧民ノ子弟等ハ教科ヲ少シク省略スルコトアルベシ。
是迄漠然と設立されたのであつた小學校に對し、一度此の規則の發布せらるゝや、各區とも既設の小學校に夫々等級を願出で縣の認可を得るのであつた。此の等級制は明治十年まで繼續して遂に廢止となつた。

三、小學定制及諸規程

曩の小學規則も其の實施すること僅に二ヶ年にして之を廢止し明治九年五月縣は小學定制を定め同年七月一日より管下小學校に施行することになつた。

小學定制は小學校則及教則、生徒試驗法の三部より成る。之を前の小學規則に比較してみると、凡べて完備されたものである。殊に生徒試驗法など微を盡くし細を穿つてゐる。當時生徒の學業の試験は、學校行事として非常なる重要性を有し、教育の實績を檢討する唯一の手段とせられた。本項に於て試験に關する概況を掲ぐることにする。

小學校則 小學校則を小學規則のそれと比較して見ると、小學規則にては小學の年齢を「六歳より十三歳迄」と定めたるに對し、小學定制のそれには「滿六年より滿十四年迄」とされて居る。これは表面一ヶ年延長のやうに見ゆるも實際は、前者は六年より十三年の終りまでをいふ、後者は滿六年より滿十四年までをいふので唯計算方に違ひがあるのみである。其の他は入退學に關するもの、課業及上校の時刻、生徒の疾病、席次、參觀人心得、校具の取扱、受業料、生徒罰則等を規定されて居る。従前の小學規則の不備を補ふてゐる觀がある。
明治九年五月發布小學定制小學校則の部

小學教則 小學教則は従前と大同小異で特に著しき差異を認めない。唯小學定制には新に女兒小學教則を規定してあるのが注目に値する。

其の後これ等の教則は屢々改正せられ、明治十年九月には大改正増補とがあり、同十一年三月に至り全般に亘りて改正があつた。同上小學定制小學教則

生徒試驗法 生徒試驗法は従來「二等小學試驗規則」に基き行はれ來りしが、今や小學定制に附帶して新に「生徒試驗法」定められ、生徒の試験に對し施行の順序手續等を具體的に定められ、次で試験費支出に關する規程備はり、一層學校當事者をして其の實施の圓滑を期せしめられた。

四、小學校試験の狀況

試験の立合 學校創立當時より生徒の進級卒業後凡て嚴重な試験によつたものである。明治六七年頃は何れも各小學校に於て行つたものであるが、明治八年頃からは最寄小學校二、三乃至四五の學校集りて試験を行ひ、殊に等科卒業の際の如きは、縣廳の學務官吏、師範學校の教員が出張して行つたものである。明治九年五月の管下公立小學校の定期試験の立合者に關する記録の一節を抄録せば次ぎの様である。

一 明治九年五月廿七日、廿八日兩日

臨時試験學務課官員代理トシテ學區取締諸町和吉立合生徒召集、各校教員氏名

横田小學校

授業生試補 新井 茂 兵衛

目吹小學校	堀内政固
授業生	
上花輪小學校	小林榮
授業生	
岩名小學校	大瀧治右衛門
授業生	
當校	
五等訓導	石原識明
訓導	伊藤金次郎
授業生	松山永次
授業生	關根保太郎
授業生試補	西宮竹藏
一 當小區正副戸長事務掛用掛出頭氏名	
戸長	岡田應之助
分掌	宮田英治郎
事務掛	茂木七左衛門
用掛	中川仲右衛門
用掛	茂木七郎右衛門

明治十年の五月管下公立小學の定期試験には時の縣令の名義を以て、夫々關係方面へ左記の如く布達せられて試験が行はれた。今から見ると試験に對し定に大がゝりな仕組であつた。

乙第百八十號

(以上東葛飾郡茂木小學校沿革史ニ據ル)

目吹小學校	浦部孫兵衛
事務掛	
上花輪小學校	大塚傳三郎
事務掛	
横内小學校	小山宇右衛門
事務掛	

區長 學區取締 戸長

公立小學校生徒定期試験爲立會第五課官員並ニ千葉師範學校教員ヲ三行ニ分チ本月十五日ヨリ各中學區内へ派遣候條得其意小學校生徒試験可執計候此段相達候事

明治十年五月九日

千葉縣令 柴原和

丙第百五十二號

小學三年訓導

三等教師 二十四 二十五番中學區

太田忠恕

小學一等準訓導

四等教師

宮内 瑞枝

小學二等準訓導

五等教師
二十三番中學區

大野 徳太郎

千葉師範學校教師之心得ヲ以テ公立小學生徒定期試験立會トシテ
日限並ニ巡校之順序等者第五課派出官員、打合セ可申候此段相達候事

内エ派出申付候條右試験執行之

明治十年五月十日

千葉縣令柴原和代理

千葉縣少書記官

岩佐 爲春

丙第百五十三號

第八大區八小區

第十二大區十一小區

第十六大區三小區

戶長

小學校事務掛

公立小學定期試験立會トシテ 學校 訓導

儀千葉師範學校

教師之心得ヲ以テ 中學區内へ派出

申付候尤派出中月俸旅費等者千葉師範學校ヨリ支給候條本人勤務之校ヨリハ其ノ授業セン日割ヲ以テ月俸相渡候様
可致候此段相達候事

明治十年五月十日

千葉縣令柴原和代理

千葉縣少書記官

岩佐 爲春

又明治十一年三月の定期試験には同様に左記の如く布達せられて各中學區の試験を實施した。
乙第六拾五號

區長 學區取締 戶長

公立小學校生徒定期試験爲立會第五課官員並ニ千葉師範學校教師ヲ四行ニ分チ左之日割之通各中學區内へ派遣候條
得其意小學校生徒試験可執計候此段相達候事

但巡行日割之儀ハ官員出張先ヨリ尙可及通報事

明治十一年三月九日

千葉縣令柴原和代理

千葉縣大書記官

岩佐 爲春

中學區

日割

中學區

日割

第二十一番

三月二十日ヨリ

第二十二番

三月二十二日ヨリ

第二十四番

三月二十五日ヨリ

第二十六番

四月一日ヨリ

進級 かくして試験は其組合部内一試験場は大抵一日に行ひ終るを原則として、早朝より
着手し夜に至つて終るを常とした。

讀方書方などは個別に試験し筆答は一團として課し、又口頭試問などもあつた。試験が済んでか
ら答案を調査し及落優等を判決して發表するのである。恰も現今成績考査に半ヶ年位かかつてや

同	江波戸 信次郎	勸善訓蒙一部	平山 久太郎
勸善訓蒙一部	高木 友次郎	同	大澤 要吉
同	堀江 市太郎	同	昨 蒜 菊 太郎
同	鈴木 小三郎	同	磯 部 こ う
同	布施 忠次郎	同	大 川 な ほ
同	福岡 和太郎	同	櫻 井 と よ

總計 二十人 内男三十七人 女七人

書籍 二十部

また同年九月同校卒業試験の結果には
千葉縣甲第四百一十一號

第三十三番中學區内第三番福岡學校生徒古作勝之助外四名本月二十日千葉縣師範學校ニ於テ試験ノ上上等小學卒業候ニ付左之通賞與候條此段布達候事

明治八年九月二十二日

千葉縣令 柴 原 和

上等小學卒業

下總國匝瑳郡八日市場村福岡學校生徒

賞 品	氏 名	賞 品	氏 名
國史 摘要 一部	古作 勝之助	日本 外史 一部	伊 藤 庄 藏
	十三年七ヶ月		十一年七ヶ月

編年日本外史 一帙 飛田 辰之助

五洲紀事初編 一部 鶴之池 龜吉

同 三橋 庄三郎

十四年三ヶ月

同 十三年二ヶ月

以上の如く賞與せられた。當時縣下を通じて上等小學の卒業者は至つて稀であつた。明治六年頃は創業時代で卒業者は全然なく、七年の如きは下等小學教科卒業の者すら未だ數ふるに足らざる有様に、同八年に至り上等小學教科卒業の者五名、下等小學教科卒業の者八十七名、其内優等を以て賞を得たる者六十八名といふ状態であつた。當時は年齢相當の科業を修むること能はず、十四五才にして下等八級に居るもの、又は六歳にして下等二級位に居るといふ有様に、其の年齢相當の階級に就學を見ることは全然出来なかつた。ところが明治十二年になつても此の上等科卒業の者は實に僅かであつた。全縣下を通じて百十一人之れを地方別にすると安房國男二十人、女五人、上總國男五十四人、女三人、下總國男二十五人、女四人といふ有様で、今から見ると一校の卒業生の數位のものであつた。

明治九年十二月の定期試験の際縣下公立小學上等學科を修むる生徒千貳百九拾八名にして内一級貳拾壹名、二級三拾七名、三級六拾貳名、四級八拾三名、五級百三拾六名、六級百九拾四名、七級貳百五拾名、八級五百拾五名、同小學下等學科を修むる生徒六萬百五拾名にして内一級千貳百九名、二級千八百三拾三名、三級貳千貳百拾八名、四級四千八百五拾六名、五級六千七百拾八名、六級八千六百六拾五名、七級壹萬四百拾五名、八級貳萬四千七百三拾六名あり、而して當年實施せる定期試験に於て成

績優等なるを以て褒賞を與へし者三百九拾九名に及べりといふ。

上等小學試驗 明治十一年二月からは小學上等卒業者に限り千葉師範學校に於て試験した、これが爲各學校とも其試験の都度卒業生徒氏名を縣廳に報告し、試験當日は教員引卒のもとに縣内の遠近にかゝはらず、早朝から出頭し、且つ場合によつて滞在をしたものである。これが達しに上れば

乙第五〇號

小 學 教 員
小 學 校 事 務 掛

公立小學校生徒上等卒業之者有之節ハ當分千葉師範學校ニ於テ第五課官員及ビ同校教師立合ノ上試験可致候條其都度生徒氏名等取調可申出候此旨相達候事

但千葉師範學校ヲ距ル片道三里以上ノ學校ヨリ本人試験ノ爲メ來會セル教員並ニ生徒ハ旅行滞在ヲ通ジテ日常廿五錢ヅ、縣廳ヨリ支給可致事

明治十一年二月廿七日

縣 令

とあり而して受験者側には

丙第五拾四號

第二十七番中學區内
成田小學校教員
第拾六大區拾小區

小 學 校 事 務 掛

其校生徒松戸安太郎外三名來ル十五日千葉師範學校ニ於テ試験可致候條同日午前第九時教員一名同道同校へ出頭候様可致此旨相達候事

明治十一年三月六日

千葉縣令 柴 原 和

の如く布達せられて、試験が行はれたものであるが當時交通機關の不完全の折柄、地方村落から集合することは實に容易なものでなかつた。

當時年二回の定期試験並に臨時試験其他上等卒業試験等、皆其校單獨には行はれず或は最寄數校聯合のもとに或は千葉師範學校に於て執行せられたので、之れ等に要する經費も中々容易でなかつた。當時大體試験經費は毎回とも各校平均の負擔とし、學資金中から支出したものである。此他縣費支辨の經費方面としては、試験採點名刺代一ヶ年約四拾圓、試験賞與品買上代一ヶ年凡百三十圓、それから上等小學生徒の試験の教員生徒への旅費等何れも文部省の認可を得て小學補助金の内より支出したのである。

小學校教員生徒へ旅費支給方之儀ニ付伺

當縣下公立各小學校生徒之内上等小學科卒業之者ハ當分千葉師範學校ニ於テ試験シ右試験之爲メ片道三里以上ノ地ヨリ該校へ參着スル生徒並教員へ旅行滞留ヲ通シ日當金二十五錢ヅ、支給候事ニ相定メ候ニ付テハ右金員小學補助金之内ヨリ仕拂申度此段相伺候也

千葉縣令柴原和代理

明治十一年五月十八日

千葉縣大書記官

岩

佐

爲

春

文部大輔 田中不二麿殿

伺之通

明治十一年五月三十一日

文部大輔

田中不二麿印

明治十二年郡役所を置かるゝに當り、小學校上下等卒業試験は縣廳學務課員並に千葉師範學校及び郡役所員町村戸長立會各中學區内便宜の地に於て施行し、各級試験は所管郡役所及び學區内町村戸長立合ふことゝなつた。

明治十二年一月小學校教員及び小學校事務掛に發せられた、縣廳文書によると

乙第五號

小學校教員

同事務掛

本年一月ヨリ小學規程履行可致旨昨明治十一年縣廳甲第九十四號ヲ以テ布達候ニ付テハ同年縣廳乙第五十號達ハ相廢シ自今各公立小學校生徒上下等卒業試験ニ限リ學務課吏員並ニ千葉師範學校教師等立合其他各級試験ハ所管郡役所ヨリ可立合答ニ候條此旨相達候事

明治十二年一月七日

千葉縣令

柴

原

和

とありまた學區取締及び町村戸長へは

乙第六號

學區取締

町村戸長

別紙ノ乙第五號ノ通り小學校教員事務掛へ相達候條得共心學區取締ニ於テハ各級ノ試験ヲ行フニ當リ同僚協議ノ上一

中學區内上下等卒業試験生徒ノ員數ヲ計リ一日十五名又ハ二十五名ヲ最寄便宜ノ地數ヶ所へ招集ノ積ヲ以テ其段可申出學區内町村戸長ニ於テハ上下卒業試験ニ限ラズ都テ試験當日ニハ立合候義ト可相心得候條此旨相達候事

但上下等卒業試験ヲ除クノ外各級生徒試験施行ノ日限ハ學區取締ヨリ其都度所管郡役所へ可申出事

明治十二年一月七日

千葉縣令

柴

原

和

と達せられて試験立會監督がきまつたのである。

然るに郡治漸く進捗して其の治績の表はるるに及び此等小學校の試験は其の監督上の立場より郡役所の一手に歸し、凡て其の指揮を受ける様になつた。即ち左の通り布達せらる。

乙第三百三十九號

小學校教員 同事務掛

本年縣廳乙第五號達ハ相廢シ自今各公立小學生徒各級並ニ卒業試験共渾テ所管郡役所ヨリ可立合候條此旨相達候事

明治十二年九月二十七日

千葉縣令

柴

原

和

【參考】

○小學校生徒試験の状況

銚

子

石

川

重

之

助

學制頒布當時の試験の状況は、當時の學則にはかう規定してあつた。「生徒學業ヲ終ル時ハ大試験ヲナスベシ、但大試験ノ時ハ、學事關係ノ人ハ勿論、其請求ニ依リテハ親戚或ハ他官吏ト雖臨席スルコアルベシ」と大げさに規定してある。こんな譯であるから當時の試験は、大がかりで嚴肅に行ひ、官吏も臨檢し、教師も生徒も父兄もびく／＼ものであつた。

生徒の進級試験は半年に一回で、拔擢試験と云ふものも行はれた、初めは其學校限りで行つたが、後組合學校が聯合して行つたこともあり、殊に等科卒業の際の如きは郡役所縣廳などより官吏の出張があり、優等者には賞與もあつて餘程嚴格であつた。上等小學卒業試験は生徒を縣廳に招集して試験を行つた。

試験問題は組合學校の上席教師が、合議の上選定した時代もあり、亦立會官吏より課せられたこともある。

試験の當日は、丸で御祭騒ぎである。學校の門前兩側には飴菓子などを賣る露店が、處狭き迄に陣取つて居る。野次馬は右往左往する。全く儀式會合の時の様である。役人は出張して鹿爪らしく控へて居る。生徒はよそ行き着物を着、父兄又は家の人が附添つて曉の星を戴いて出校する。提灯持のものも大分ある。遠い所より通學のものは晝晩二回の辨當を用意して来る。明治九年私の上等八級の時には、修身は聖書の翻譯みたいな勸懲雜話、地理は日本地誌略、此地理書は小學校の教科書としては編述の體裁極めて舊式で、有機的取扱など全然なく、科學的見地から考へると殆ど値打がない。安房國、上總國、下總國といふやうに國別によつて記述されて、位置、境界、郡名、山川、都會、産物といつた様に、臚列的地理辭典の様で、非科學的である。外教科書もかう云つたものが多い。隨つて其當時生徒は自學自習の習慣は十分あつても、負擔が過重で記憶が困難である。こんな具合の處へ愈縣廳より派出官出張、試験執行といふ通知である。教員は大恐慌を來し、試験前一ヶ月計りといふものは、毎晩十時頃迄夜學をやらせられて、ぎゅう／＼詰込教授をされた。其當時の生徒の試験は同時に教師の試験である。生徒の合格の多少に依つて、教師の勤務の成績にも待遇にも關係するので、教師の心遣は並大抵ではない、其當時の校舎は銚子の東岸寺といふ寺で、試験官は本堂の奥まつた一室に控へて居つて、私共十人計りの同學級生徒は、十四五間離れた庫裡の方に控へて居る。呼出しに應じて、獨り／＼役人の面前に出て試験される、當日の試験問題は、讀書は應用問題で、常山記談あたりから材料を取つた短文一篇である。地理は鹿兒島灣に注ぐ處の赤江川を地圖を指して名稱を答へしめる。何れも平常教はつた

とのない、殊に此川は川内川の西方で小な川で先生でさへ名を知らない。私が一番初めて出て試験を受けた、呼出しの先生が「赤江川だぞ忘れるな、ほかの生徒にも順々に教へるのだぞ」と内々で教へられた。それで私は無事に難關を通過した。私の次の生徒を私が呼びに行く時に「赤江川だぞ」をやりました。三四人は見事これですませた。四五人目あたりから故意か間違ひか「黒江川だぞ忘れるな」とやりました。其際は皆黒江川で將棋倒しにまちがつて試験官に怪まれたと云ふ滑稽の話がある。地理の學力を試みるのに、其代表的試問としてさほど人口にも膾炙しない、人文上左程大切でもない、只一つの川の名前のみを捕へて、それで地理の成績をためすといふとは随分幼稚であつた。そして問題は試験官の獨斷で先生の容喙を許さない。下等七級即今の尋一後半の讀本の教材は連語である例の(神は天地の主宰にして人は萬物の靈なり云々)のものである。教材が子供に過重で、不適當なのは勿論である。算術も萬位と云ふ數量に制限のない命位から加減算である。試験官は其中から勝手に酷な問題を選定する。其當時五十人ほどの全員殆ど枕を並べて討死して、及第したもの僅に三人である、及落宣告の結果落第生の一人が泣出すと、群犬之に和すと云つた様に、わあ／＼泣聲が外に徹すると云ふ有様であつたと云ふ滑稽な事實がある。其後半月ほど經て學校だけで再試験を行つて上級へ編入した。其頃の試験法は概ね個別的取扱であつた。明治十二年の教育令發布の頃より試験の方法も追々に改良され、採點法なども初めは基數點五點、それから二〇點に變り、又一〇點に變り、各學科三點以上平均五點以上を及第とするとし、優等のものには賞狀賞品を與へた。其頃縣廳より教員免許狀その如く紅線、藍、黒の試験によつて區別の輪廓賞狀を與へたこともあつた。修身讀方書などは教師の面前にて書かせ、又は答へさせて個別に試験したが、算術、地歴、理科等の如きは多數を一團として筆答させた。教育令發布時代の卒業試験には、既往數年間に涉つて學習した各科の總勘定的試験で生徒の負擔は過重であつた。其頃の試験は早朝より始り受持の如何に係はらず、各教員が各學級或は各學科に手分けして行ひ、生徒の作業が終つて答案を取纏め、調査をな

し、採点をなし、表にもり込み、統計をなす、其忙いとは御話にならぬほどで、附近數ヶ學校互に手傳ひ合ふ例である。それでも手不足で、臨席の世話係などの町村民に算盤を渡してばち／＼はちかせて手傳はせる。いよ／＼及落優等などを判決し結果発表までには生徒は二時間も待ぼうけをくうである。免状や優等賞状を渡して生徒が退散する迄には下級は早くて日没前後、上級は夜の十時十一時たまには十二時近く迄及ぶことがある。教師は試験の前々日あたりから當日迄準備の爲に殆ど徹夜に近いほどの勤務で、試験が済むと身體はへと／＼になり綿の如くに疲れる。それにも拘はらず別に苦情も出ず骨惜みもせず、實際熱心で眞面目な態度は思想悪化の今日とは較べものにはならず、全く今の教師諸君に現状を御目につけたいほどである。

五、小學規程

學制頒布當時は學校の設立、學資金の充備に汲々たりしが、爾來年所を経るに及び、漸く學制に對する批難の聲、民間に高まり、其の規定の複雑で、頗る強制的であり、民情國情に適せず、從て當時實施せられてゐた「小學定制」も亦學制の趣旨より出で、一層劃一に傾き、且つ地方經濟の實情に即せず、到底其の實施を繼續することが出来ないとの聲、漸く高く、於是縣當局は一般の輿論の趨向と、其の實際とに鑑み、小學教育に對する改正の具體案を作製し、明治十一年十月小學規程と名けて、時の縣令柴原和は同月十四日付にて文部卿に伺ひ出た。

學第六拾九號

小學規程之義ニ付伺

普通小學教則ノ高尚ニ過キ學期ノ其度ニ適セザルハ方今ノ通弊ニシテ輿論ノ嘖々スルトコロナレバ今更縷述ニ不及

義ト被存候本縣ニ於テモ明治九年中尋常小學教則ヲ定メ其後數次更正シ漸次適切允當ノ教育ヲ施サン事ヲ冀望シテ之ヲ實際ニ徵スルニ今日ノ教則ハ未ダ以テ本土人民教育ノ肯綮ヲ得タルモノトナスベカラズ仍テ其適度ニ應シ簡捷淺易ノ教則ヲ創定可致ト思考候處均ク一縣治ナルモ南北其俗ト業トヲ殊ニシ人ノ崇尚モ亦同ジカラサレバ畫一ノ法則ヲ以テ數百ノ學校ニ實施セントスレバ遂ニ柄鑿相容レサルノ弊ヲ馴致シ其實際ニ適切ナルヲ望ムノ結果適之ト背馳スルニ至リ其餘害或ハ高尚ノ學科ヲ修メントスル俊髦頭才ヲ制抑シ強テ淺近ノ學科ニ從事セシメントスルニ至ルモ測ルベカラズ然ルトキハ教育ノ主義ニ乖戾致スベクト憂慮候ニ付本縣小學ノ義ハ學科其他畫一ナル法則ヲ設ケズ唯其範圍ノミヲ示シ學科學期及ヒ學校ニ關クベカラサル諸規則ハ每校土地ノ貧富ト人民ノ崇尚トニ應シ右範圍内ニ於テ適宜ニ之ヲ案センメ縣廳ヘ伺出ルニ當リテ其土地ノ情況ニ參照查閱シ大運庭ナキハ之ヲ允准シテ某校ノ規則ト定メ候様執計隨テ公立小學教員等級俸給ノ制ヲ停メ官立及ヒ本縣公立師範學校卒業ノ證書ヲ得ズシテ小學教員タラントスルモノハ師範學校ニ於テ試驗ヲ爲シ及第ノ上教授免狀ヲ付與シ其小學校ニ雇入ル、ハ雇人ト被雇人トノ契約ニ任セ候事ニ相定メ度依テ本縣小學規程別冊ノ通相定メ從前縣廳ノ布達規則等之ニ抵觸スルモノハ右小學規程踐行ノ日ヨリ相廢シ度候別冊差出シ此段相伺候也

明治十一年十月十四日

文部卿 西郷從道殿

千葉縣令 柴原和 叩

之れに對して

伺之通

但公立小學教則ノ儀ハ文部省ヘ經伺ノ上允准可致且

別冊千葉縣小學規程

第五章 初等教育

第二章第一條小學師範學科卒業證書ヲ得サル者私立學校教員タルモ妨ケナキ筋ニ候事
 同第二條小學師範學科卒業ノ證書ヲ得スシテ私立小學教員タラントスル者試験ヲ受クルニ不及候事
 同第十四條第十五條私立小學教師ノ儀ハ第一條第二條指令ノ通
 同第十六條雇入ノ契約ヲ解カシメ或ハ後來其縣公私小學教員タルコトヲ停ムル儀ハ其都度文部省へ可伺出候事
 第三章第六條私立小學ノ課程ハ制限ヲ定ムル筋ニ無之候事

明治十一年十月二十九日

文部卿
西郷從
道印

即ち右指令の要點は

- 1 公立小學教則は文部省の認可を要すること。
- 2 私立の學校の教員に對しては特に形式上の教員資格を要求せざること。
- 3 公私立小學教員の解職等に關しては文部省に伺出づること。
- 4 私立の學校の課程は制限を定めざること。

の四要件であり其他の條項は其儘認可さるゝことゝなつた。そこで縣は甲第九十四號を以て
 小學規程別冊ノ通相定候條明治十二年一月ヨリ履行可致候此旨布達候事
 但從前縣廳布達規則等之ニ抵觸スルモノハ相廢候事

明治十一年十二月三日

縣令 柴原和

と管下に布達して之れが實施にとりかゝつた。然るに教則の制定は小學規程中の重要部に屬し

而して各學校の實情に即して教頭の制定すべき様になつてゐるが、然し之れを一々文部省に經伺
 の上認可を得て實施するにせば、縣下多數の小學校にては容易に新教則の實現を期すること能は
 ずとなし、縣は更に

小學規程ノ義ニ付再伺

昨明治十一年十月學第六十九號ヲ以テ當縣小學規程相伺候處同月二十九日付ヲ以テ伺之通り但公立小學教則ノ儀ハ
 文部省へ經伺ノ上允准可致云々御指令相成候然ル處教則ノ義ハ其土地ノ貧富ト人民ノ志尙トニ應シ毎校殊別ナルハ
 勿論ノ儀然ルヲ一校毎ニ經伺ノ上允准致シ候様ニテハ徒ニ光陰ヲ空過シ教育上多少ノ障礙ヲ醸生候ニ付先般伺濟相
 成候小學規程第三章ニ掲クル所ノ範圍内ニツキ其土地人民ノ情況ニ參照シ縣廳ニ於テ允准相成候様致度此段更ニ相
 伺候也

明治十二年一月十四日

縣令 柴原和

文部大輔 田中不二磨殿

の如く伺ひ出た同年二月十六日付にて伺之趣聞届候事とあり、斯くて各學校の教則は縣廳限り
 認可を與へ、縣は一氣に管下小學校の教則を改正し教育の刷新を企劃することゝなつた。
 左に小學規程の内容を表示すると

第一章 總則

第一、二條、小學の本質、及び公私立小學の區別
 第三、四、五、六條、公私立小學の設立、合併、分裂及び公私立小學教員任用の手續
 第七條、公立小學教員雇聘の期限

第五章 初等教育

第八、十一條、小學生徒就學年齡、種痘、天然痘實施の有無
第九、十條、小學校の受業料及び休業日

第二章 教員

第一、二、三、十四、十五條、公立小學教員の資格及び試験、免許狀
第四、五、六條、教員免許狀の種類効力及び其形式
第七條、公立小學教員の俸給、旅費、日當
第八條 私立小學教員の俸給
第九、十、十六條 小學教員の區別及び解職、停職處分
第十一、十二、十三條 教頭の資格職務權限等

第三章 小學規則

第一、二、三、四、十二條 公私立小學校の規則の制定改廢
第五、第十一條 小學規則の内容
第六條 公立小學及附屬小學の課程

第七、八、九條 小學校の學級、學科目、配當及び授業時間明治十一年十二月發布小學規程

以上が其の大體の骨子である。この規程は随分思ひ切つた改正で第一學制の旨趣に背馳低觸することが多い。學制には教科を下等上等の二種とし各修學期を四ヶ年となしてあるに、この規程ではこれを撤廢して普通修學期を六ヶ年になす方針らしく見える。生徒の年齢「毎日の授業時數」課程等も自由に伸縮性を持たせてある。教員の年齢を學制には二十年以上とあるのに、この規程では

十八年に低下して居る。教員免許狀にも等級を定め、且つ其の効力に制限を加へ、教員をして絶へず向上心を鼓舞し、一面其の素質の改善を期したことなど注意すべき點である。第二に地方の事情を斟酌し劃一主義を打破したことである。教則はこれまで縣に於て制定したものをこれを各學校に一任し教頭が任意これを定めて縣廳の認可を得て施行することにした。これは頗る英斷なやり方である。其の他地方の特殊性を認めて自由の範圍を擴大し、簡單、輕減、自由の精神が多分に織込まれてゐる。この規程によつて從來の規則は殆ど廢止になつた。翌年九月文部省は學制を廢止したるも本縣は既に其の魁をなしたのである。蓋し偶然ではなかつたのであらう。

五、教科書

教科書は教育上缺くべからざる方便物であつて、其の良否は直接教育の效果に重大の影響を及ぼすことは言ふを俟たない。殊に學制當時に於ける學校教育の經驗に乏しき時代に於ては當局の最も苦心したるものは適當の教科書を得ることであつた。文部省は夙に茲に意を用ゐて教科書の編纂を企て明治四年省内に編輯寮を置いて其の編纂に従事し、一面には民間の著作を獎勵喚起するに努めた。又東京師範學校内に編輯局を置き小學校教科書編纂に着手せしめ漸次諸掛圖、小學讀本並地理、歴史等の教科書をも編纂せしめた。これより小學校教科書は漸次其の數を増し、明治九年の文部省報告に據れば、現在發行の教科書は百六十二種で、其の内文部省刊行のもの六十種であつた。其の中でも最も重要なものは小學讀本であつた。

當時の教科書編纂の體裁は範を歐米の教科書に則つたので、我が國情に副はざるのみならず、兒

童の實生活を度外し、其の能力に適合しなかつた。當時寺子屋の教科書を排斥して記誦文章の末に拘泥して何の役にも立たぬと誹議したるも、其の實當時の教科書を今に至りて檢討すれば五十歩百歩の違で甚だ不適當のものであつた。一例を挙げれば最も重きをなしたる小學讀本開卷第一に「凡地球上の人種は五つに分れたり(中略)日本人は亞細亞人種の内なり云々とあり、其の内容は、亞米利加のウキルソンのリーダーを直譯したる所が多く、又連語圖と稱した掛圖のはじめに「神ハ天地ノ主宰ニシテ人ハ萬物ノ靈ナリ」と聖書からでも取つたかといふ文句があり、其の中に「働ク時ハ勞ヲ厭ハズ、食スル時ハ飽クヲ求メズ」とか水ト乳汁ハ健康ヲ助ケ酒ト煙草ハ養生ニ害アリ」など對句でむづかしい文句がある。これが下等八級今日の尋常一年の讀物である。又地理の教科書に自然地理を態と「ナチュラル、ジョーグラヒー」と讀ませて居り、歐米の國名は勿論、其の地名まで悉く漢字を當て嵌め例へば倫敦、巴里、華盛頓、桑港と書してある如く、人名も亦漢字に直したものが多かつた。これが學制當時の新教育、正則教育と稱する教科書の體裁であつた。これを多少でも非難すれば當局は一概に頑迷固陋の徒、甚しきは野蠻の民呼ばりをされたものである。事、創始の際であつたから止むを得ないと思ふ。

文部省はまた教科書の供給を容易ならしめる爲、明治六年五月文部省藏版の小学校教科書で一種百部以上を一時に需要するものは相當の代價を以て下付することを命じ、同年七月更に文部省藏版の小学校教科書の翻刻を許し各地方官に於て學校入用の爲部數を限り申出づれば隨時これを許可した。八年六月文部省藏版の圖書を全部翻刻を許した。これが爲各府縣は其の管内に使用する同省藏版の教科書を其の縣限りで刷行して其の需要を充たしむるに至つた。

本縣に於ては教科書は主として文部省及東京師範學校の藏版である官版の書物と、慶應義塾其他の民間出版物であつた。各學科共教則の上に二三種を定められ、其の中より學校限りで一種を選択して使用することになつて居たので、甲の學校と乙の學校とは全然教科書を異にし試験の時には生徒は随分苦んだものであつた。教科書の供給は學校設立の當初は不充分であつたので一時困つたが其の後縣で翻刻したものもあるもので差支はなかつた。只、教科書の價が今日に比ぶれば頗る高價であつて讀本が十錢以上中には一部一圓以上を要するものがあつたので容易に得られず生徒の内には謄寫して間に合せたものがあつた。國定教科書を用ゐる今日から見ると想像も及ばぬことである。

明治六年四月文部省第五十八號を以て小学校教則中の教科書として左記書目を指定された。

小學用書目錄

讀方之部

東京師範學校藏版 小學讀本 作樂戶痴鶯譯編 西洋英傑傳

吉田庸德選 童蒙官職道しるべ 石村貞一纂輯 育英新編

瓜生政知著 西洋見聞圖解 吉田賢輔譯 物理訓蒙

綴方之部

東京師範學校藏版 五十音草體圖 五十音圖 濁音圖

習字之部

東京師範學校藏版 習字本 筆のはじめ 勸習字本

菱 潭 書

習字ちかみち

皇官名誌

福澤諭吉編

啓手習の文

中里正衛著

世界風俗往來

算術之部

東京師範學校藏版

加算九々圖

乘算九々圖

數字圖

算用數字圖

東京小學校用書

數學書

吉田庸德譯

西洋度量衡早見

岸 俊雄纂輯

西洋比例法

橋瓜貫一著

洋算獨學

修身之部

上羽勝衛著

勸考通言

石井光致著

修身誌

地理之部

東京師範學校藏版

地理初歩

柁木正太郎著

郡名日本地理往來

島 治三郎著

道地學のしをり

假名垣魯文著

首書 世界都路

青木東江譯

世界國名盡

共立舎藏版

萬國道中記

西村恒方譯

萬國地理訓蒙

伊藤桂洲述

挿地學往來

歴史之部

南摩綱紀編輯

内國史略

文部省版

史略

文部省版

参考太平記

土屋政朝纂輯

條約國史略

物理學之部

文部省版

物理階梯

東井潔筌纂輯

窮理發明記事

後藤達三編述

訓窮理問答

桂川甫策閱

理學摘要

尾形一貫譯

窮理通

伊藤卓三譯述

啓蒙理學問答

望月誠纂譯

訓蒙究理圖解補遺

畫學之部

文部省版

圖法階梯

教科書の要は其の内容の良好なるは勿論、其の價格の低廉なるを必要とする。然るに當時交通運輸の不便なる都鄙物價の懸隔せるありて、東京にて版行せる書籍を全國に普及せしめんことは容易でない。依て文部省は、明治六年五月同省出版の小學教科書の翻刻を府縣に許し、各地方をして供給を潤澤ならしめた。同年七月翻行を許可すべき書目を左の如く指定した。

小學用教科書翻刻許可書目

書名	著者名	出版者	書名	著者名	出版者
習字初歩		文部省藏版	單語篇		文部省藏版
史略		同	輿地誌略	内田正雄纂輯	同
物理階梯	片山淳吉譯	同	西畫指南	川上寛纂輯	同
圖法階梯		文部省所轄東京開成學校藏版	榭體操法圖		文部省所轄東京開成學校藏版
五十音草體圖		文部省所轄東京師範學校藏版	五十音圖		文部省所轄東京師範學校藏版
濁音圖		同	數字圖		同

算用數字圖	同	習字本	同
加算九々圖	同	乘算九々圖	同
小學讀本	同	地理初歩	同
體操圖	同	羅馬數字圖	同
連語圖	同	色圖	同
片假名習字本	同	楷書習字本	同

於是縣は同年十月習字初歩「單語篇」「史略」「小學讀本」の四種各三千部の刷行を願ひ出で許可され同十二月更に左の書目の翻刻を許可された。

五十音草體圖	五十音圖	羅馬數字圖	濁音圖	數字圖
算用數字圖	加算九々圖	乘算九々圖	線及度圖	形及體圖
色圖	連語圖	單語圖		

當時生徒の教科書の供給は、一般市街地や學資金の豊富な地では、格別不足ではなかつたが、山間僻地で交通不便の地では思ふ様に行かない。次に掲ぐるは一例ではあるが學區取締が左の伺書を出して自己の擔任區域内に供給せんと獨力を以て出版計劃をしたことなどは實に當時の實情を如實に物語つてゐる。

小學書籍刷行伺

今ヤ都鄙ヲ論セス各地ニ小學ヲ設立シ億兆ノ民ヲシテ皆學ニ就シム實ニ皇國未曾有ノ天惠之レカ民タル者誰カ悅服セサル可ラス然ト雖モ山間ノ僻村ニ至テハ未タ必要ノ書籍ヲ購フノ便ヲ得ス或ハ學費缺乏シテ單語篇ノ如キモ僅ニ

一二ノ原書ヲ求メ之レヲ書寫シ以テ日用ノ具トシ終ニ魯魚ノ誤謬ヲ傳寫スル者マ、之レ有ルヨシ迂生之レヲ慨歎ス依之文部省本年第七號御布達ニ基キ小學教科ノ左ノ書目部數ヲ限リ傍書ノ定價ヲ以テ諸生ノ便ヲ得サシメンカ爲迂生刷行仕度候ヘドモ官之レヲ許サレ候ヤ奉伺候

- 一 單語篇 一萬部 此定價金貳拾錢 但一部ノ分三冊
- 一 史略 五千部 前同斷金四拾五錢 但皇、支那、西洋上下一部ノ分四冊
- 一 小學讀本 五千部 前同斷金貳拾錢 但一部ノ分二冊
- 一 物理階梯 五千部 前同斷金七拾五錢 但一部ノ分三冊

右宜ク御指令有之度奉仰候也

第二十二番中學區內學區取締

明治六年十二月十二日

武本章三郎印

千葉縣令 柴原和殿

(鴨漚叢書抄録)

越えて同七年二月縣は更に小學讀本、小學算術書、地理初歩を各三千部、物理階梯、輿地誌略、各三千部も同様刷行することになつた。同年十月文部省布達第廿五號を以て更に同省藏版書目を改められ刷行許可の書目を左の如く定められた。これは従前の教科書の改廢があり、また新規翻刻の分が加はつたためである。

布達第二十五號(明治七年十月十四日)

當省藏版別紙書目ノ分翻刻差許候條尋常出版ノ手續ヲ以テ可願出此旨布達候事

但昨明治六年當省第六十七號第七號第七號第四百十號布達ハ廢止候儀ト可相心候事

(別紙)

藏版書目

書名	出版者	書名	出版者	書名	出版者
改正史略	文部省	物理階梯	同	習字初步	同
西畫指南	同	小學讀本	同	改正小學物理書	同
小學數學書	同	地球儀	同	正暗射圖	同
修身論	同	植物略解	同	綴字書	同
習字臨本 近日常成	同	書牘 日本文、諸證文、訴訟文、公用文	同	體操書	同
泰西訓蒙圖解	同	小日本地理 近日常成	同	萬國全圖	同
小學入門 甲號 教授書解題	同	小學畫學書	同	博物學 近日常成	同
櫛體操法圖	東京開成學校	圖法階梯	東京開成學校	體操圖	東京師範學校
以呂波圖 明治七年 八月改正	東京師範學校	濁音圖	東京師範學校	次清音圖	同
數字圖	同	算用數字圖	同	加算九々圖	同
乘算九々圖	同	小學讀本 明治七年 八月改正	同	地理初步	同
日本地誌略	同	羅馬數字圖	同	單語圖 明治七年 八月改正	同

連語圖 明治七年 八月改正 同 形體線度圖 明治七年 八月改正 同 色圖 同 同

小學算術書 同 片假名習字本 明治七年 八月改正 同 草體習字本 同 同

楷書習字本 同 同 小學入門 乙號 教授書改題 同 習字手本 同 同

明治七年頃から民間に於て刊行せられた教科書も追々増加し、同十一年には出版の教科書のみにも二百有餘種に上り、其の内百數十部は民間の著作出版物であつた。又各地方に於ても地方の事情に應じたる郷土誌其の他の教科書續々編輯出版された。本縣に於ても左の數種の教科書が出版せられ、夫々使用するに至つた。

書名	冊數	出版年月	編著者氏名	書名	冊數	出版年月	編著者氏名
改正初學地理書	五自一卷 至五卷	明治九年九月	山田行元編	新撰地理小誌	四自一卷 至四卷	明治十二年三月	山田行光編
千葉縣地誌略	二	明治十一年三月	山田吉見編	千葉縣地誌略	二	明治十三年三月	千葉師範學校編輯
初學讀本 正續	二	明治十四年三月	小池民次 敬之 共著				

以上は主なるもので、此他各種の圖書の出版も相當に行はれた。かく出版熱が高まり、教科書の供給が潤澤になつても、まだ時に全然教科書を缺いて教授に當らなければならぬ不便も屢々あつた。左の布達は當時の實情を物語つてゐるものである。

乙第三百五十七號

小學教科用書籍之内未ニ出版無之分ハ當分左ノ通ニ相心得授業可致此段相達候事

明治九年十月十六日

- 一 博物問答ハ當分教員ニ於テ自己ノ記憶セル切要ノ事物ヲ口授スベシ
- 一 暗射圖ハ當分大槻氏日本暗射圖文部省萬國暗射圖ヲ換用スヘシ
- 一 書讀ハ當分文部省出版一ノ卷ヲ換用スヘシ
- 一 小學地圖ハ追テ出版マデ授業見合スヘシ

以上は學制時代の教科用圖書の出版採用配給等の概要を述べたに過ぎない。當時は概して出版が自由であり且つ政府は民間著作の奨励をした時代であつた。其の採用も縣で大體の書名を示して其の範圍内に於て使用せしめたのである。これは教科書の自由期であるといつてよい。此の間に本縣小學校に於て使用された教科書を前後總合して見ると大略左の如きものであつた。

學科名 教科書名

- 修身 童蒙教へ草 勸善訓蒙 修身論 勸懲雜話 修身談 修身訓 智氏家訓 民家童蒙解 性法略
- 綴字 智惠の絲口 うひまなび 智慧の環
- 單語、會話 單語篇 單語圖 連語圖 會話篇 五十音圖 濁音圖
- 讀方 學問のすゝめ 小學讀本 小學入門 小學作文五百題 童蒙必讀 道理圖解 西洋事情 西洋衣食住
- 習字 地方往來 農業往來 世界商賣往來 習字初步 啓蒙手習の文 捷徑 十二月帖 習字本
- 算術、幾何 算術訓蒙 洋算早學 西算新書 面體線度圖 數字圖 加算九々圖 乘算九々圖 羅馬數字圖

歴史 史略 王代一覽 國史略 萬國史略

日本史略 五洲紀事

地理 日本國盡 世界國盡 皇國地理書

輿地誌略 日本地誌略 千葉縣地誌略

暗射地球圖 地理初步 兵要日本地理小誌

改初學地理書 新地理小誌 萬國地誌略

地學事始

博物 博物新編譯解 同補遺 博物誌 具氏博物學

物理化學 窮望圖解 汽海觀瀾廣義 窮理問答

物理訓蒙 天變地異 化學訓蒙 化學說略

化學入門 格物入門和解

政治經濟 國體論略 民間經濟錄

養生法 健全學 養生口授 養生淺說

算術 圖法階梯 小學算學書

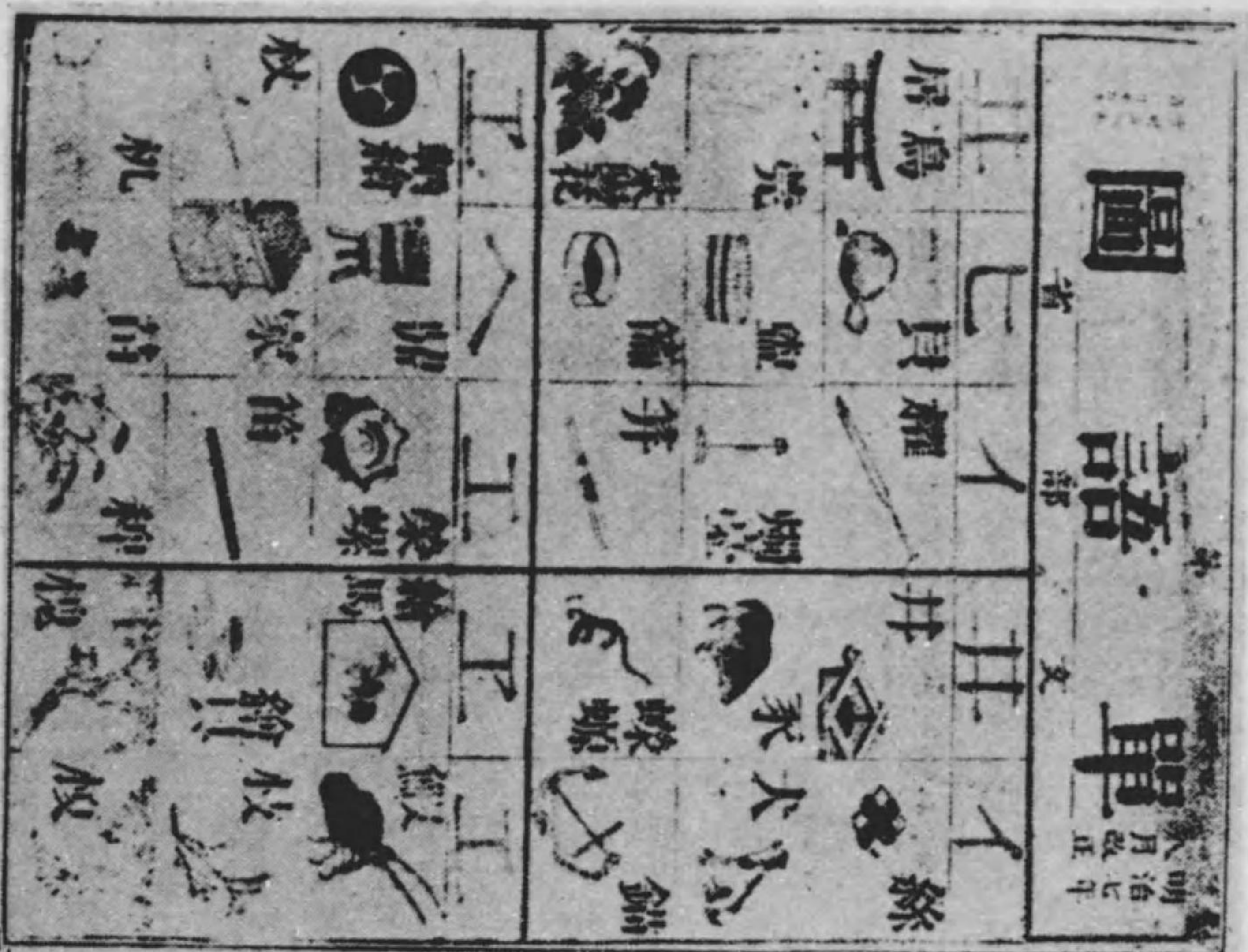
體操 體操圖

明治十二年二月には文部省第二號を以て左の如

く布達された。漸次出版熱の高まるにつれて其の取締も加はり其の筋の警告も發せられるのであ



つた。



文部省布達第二號 明治十二年二月二十一日
 文部省出版ノ圖書へ註解圖書傍訓等ヲ加へ又ハ本文ヲ増減シテ出版致シ候儀自今不相成候尤原本ノ儘翻刻致シ候儀
 ハ可爲從前之通候條此旨布達候事

第二節 教員

一、教員の資格、任免

小學教育の效果は殊に教員の良否に歸因するものであるから其の採用養成を慎重にしなければならぬであるから明治五年の學制頒布の當時に於て既に其規定を設け小學教員は男女を論ぜず其才に依り之を任用し、年齢は二十歳以上とし、師範學校卒業免狀を有する者に非ざれば、其任に當ることを得ざらしめ、且規則に違ひ、或は不行狀ある時は之を譴責又は停職することを定めたのである。學制發布當時は教員に乏しく、其後千葉縣設置後といへども、有資格教員は常に不足勝にて教員ないため閉校するものさへ生ずる有様であつた。

明治六年から同七八年にかけて、當時學校設立の場合には、學區にて教員を選定し、其の履歷書を添へて、縣令の認可を得たのである。其の學校設立伺には

一、教員履歷

飛彈國大野郡高山町平民南城藤左衛門四男

南城彦藏

當酉九月廿六歲一ヶ月

大中小學等級卒業ノ證並師範學校卒業免許狀等無御座候飛彈國大野郡高山町平民垣内長藏ニ從ヒ安政三年丙辰年五月ヨリ萬延元庚申年九月迄都合四年五ヶ月ノ間漢籍素讀後靜岡縣其屬眞理節ニ從ヒ明治五年十月ヨリ同六年二月迄都合四ヶ月ノ間洋算修業

(明治六年十一月以上千葉郡廿四番中學區内馬加村、濱田小學校設立伺ノ一節)

斯くの如くして學校設立認可と共に教員は簡単な試験を受けて就職をしたのであつた。また明治七年頃の學校設立伺の教員の事に關しては

句讀

彌勤町居住

一 習字 教師

坪井源兵衛

洋算

當十二月廿七歲七ヶ月

右之者御検査ノ上教師被命度候

(以上明治七年印旛郡佐倉彌勤町彌勤小學校設立伺)

とあり以上の二つの實例から見ても學校の設立に際しては、教員は町村側にて先づ詮衡して縣の認可を得るといふ形式であつた。即ち學校設立が認可されると同時に、教員資格を得て任用されるといふことになる。

此他教員として就職せんとする場合は、多くは教員試験を受ける、それに合格すると直に任用されたのである。例へば

氏 名

小學助教申付候事

但月俸金貳圓第二十四番中學區内菊田學校讀書兼習字算術課可相勤事

明治九年八月十三日

千葉縣

といふやうな辭令を受けるのである。而して此辭令は一面から見ると教員の免許狀の代用であつて、當時は別に免許狀は下附されなかつた。

明治九年五月に「千葉師範學校定制」に基き、教員は千葉師範學校卒業者又は教員試験に合格したるものを採用することになつた。而して其の後明治十年頃になつてからは彼の辭令の形式が少し變つて

氏 名

小學助教申付候事

但第二十番中學區内忽戶學校讀書兼習字算術課可相勤事

明治十年三月 日

千葉縣

といふやうに一時なつたことがある。これには別に俸給額の記載なく赴任して其學區内と契約にて定めるのであつた。

然し一般に教員の轉任退職有資格者の就職等に關しては、學區取締の具申により、知事之れが任免轉退の發令をしたことは、終始一貫した事實である。

明治十年十一月に「公立小學校教員任免黜陟並轉任概則」が定められた。これは教員の進退に關する事務取扱上の内規的のものであつて、其の任免權等は勿論知事にあつたことは變りがない。

この概則の内容は第一則に教員任用の手續を、第二則に教員免黜の順序、第三則に教員昇進の順

序第四則に教員轉任の順序を定めたるもので、是迄一定の取扱ひ手續の明示されてゐなかつた方面もこれによつて頗る整理されて來た譯である。 明治十年十一月發布公立小學校教員任免陞陟轉任概則

明治十一年末から教員の就職は、多く縣の「教員雇入規約」によつて教員が先づ就職せんとする學區に向向して、區内學事擔任者戸長と條約書に連署して、縣に提出し、認可を得るといふのであつた。明治十二年の初め香取郡萬力小學校に於ける教師雇入條約書なるものを左に掲ぐ、

第廿七番中學區萬力學校教師雇入ニ付取結條約左ノ如シ

第一條 千葉縣平民林彦兵衛ヲ明治十二年五月ヨリ同十六年四月迄向四ヶ年間萬力小學校教師トシテ雇入レ教頭ノ事務ヲ負擔セシムルコト

第二條 雇中給料ハ一ヶ月金六圓ト定メ毎月廿八日迄ニ相渡スベシ

但シ教務別段相運ビ生徒進益スル時ハ尙増給スルコトアルベシ

第三條 雇中教師ノ職務ヲ以テ出張又ハ巡回旅費ハ一日十里詰金壹圓ノ割ヲ以テ相渡シ滞在ハ金貳拾五錢渡ス可シ

但出張巡回往復二里以下ハ日當ヲ渡サズ往復二里以上六里未滿ハ半日分ノ日當ヲ渡シ六里以上十一里未滿ハ一日分ノ日當ヲ渡ス可シ

第四條 雇中教師自己ノ旅行ニ掛ル分ハ一切旅費ヲ渡サマル可シ

第五條 校則ニ掲グル休業日ノ外隨意ニ登校セザルヲ得ザル事

第六條 病氣引籠又ハ不得止事故アリ旅行スル時ハ日數十五日迄ハ給料全額ヲ渡シ三十日迄ハ半額ヲ渡ス三十日ヲ過ルハ一切渡サマル事

第七條 條約期限中病ニ罹リ四十日以上ニ越ル時ハ此條約ヲ廢ス可シ
第八條 滿期ノ後尙雇ヲ繼カントスル時ハ少クモ期限二ヶ月以前學區内ヨリ其旨ヲ被雇人ニ請求ス可シ
第九條 期限中學校ノ都合ニ因リ雇ヲ罷ル時ハ罷雇後二ヶ月分ノ給料ヲ渡ス可シ
第十條 期限中自己ノ都合ヲ以テ解約ヲ乞フハ其月ヲ十五日前後ニ區分シ其月ノ給料全額ヲ渡ス可シ
第十一條 雇中過失有之歟又ハ怠惰ニテ其職ヲ盡サマル時ハ期限内ト雖モ雇ヲ罷メ其月ノ給料日割ヲ以テ渡ス可シ
此條約二通ヲ調製シ一通ハ被雇人へ渡シ置キ一通ハ萬力學校ニ領置ス

下總國香取郡萬力村

明治十二年 月 日

戸 長 林 治五右衛門 ㊦

同國同村

人民總代 石毛 理左衛門 ㊦

同國萬力村

被雇人 林 彦兵衛 ㊦

千葉縣令 柴 原 和殿

以上の如き條約を町村側と取定めたる後、大抵の場合何等訓導申付月俸金何圓給與候事」の辭命を縣から交付するのであつた。

二、教員の名稱待遇

明治六年小學校教員は、其素質學力の優劣に依つて、等級を三等に分ち、其の名稱を訓導、授業生、授

業生試補とした。

明治六年教員等級表

上	中	下	下等ニ及ハザルモノ
等	等	等	
訓	導	授	業
		生	生
			試
			補

而して教員は精神的社會的方面的待遇は、知識階級の少き時代なれば、其地位一般社會の上位にあつたことは言ふ迄もないが、物質的の待遇に至つては、別に一定せず、唯當時千葉小學の教員は最高月給二十圓を給し、最低を八圓までとした、其他一般の教員に至つては、其支出學區内の適宜を以て定めたので、學區の經濟力によつて其著しき差等のあつたことは事實である。其後教員等級を廢して訓導とのみ稱へ來たことがあつたが、明治七年九月に至つて再び等級をたてることになつた。

小學教員等級ノ儀ニ付文部省ヘ伺

當縣下官立小學教員ノ儀ハ學業ノ優劣ニヨリ等級相立置候處明治六年八月中教員等級ヲ廢シ訓導ノ名稱ノミ相用可申旨督學局ヨリ達有之ニ付右等級相廢止候然ル處本年第十八號ヲ以テ御布達相成候師範學校卒業生派出規則第五條中何等訓導ニ任シ云々ト有之候ニ付テハ千葉師範學校並官立小學校訓導並授業生ノ儀モ其優劣ニヨリ等級相定可然哉此段相伺候也

明治七年六月

指令

伺之通

但等級ノ儀ハ明治六年二百九十六號御布告ニ照準致シ相定可申事

明治七年九月三日

以上の経過によつて、縣は明治七年九月十八日縣令三百七十六號によつて小學校教員等級定期を出した。それによると左表の如く訓導の等級を五等に、授業生の等級を三等に分けた。

明治七年教員等級表

一等訓導	二等訓導	三等訓導	四等訓導	五等訓導
------	------	------	------	------

一等授業生	二等授業生	三等授業生
-------	-------	-------

當時の月給は訓導七圓以上、授業生五圓以上、同試補は三圓五十錢以上を支給した。但讀書、算術習字の内兩科以上を兼修してゐないものは此の定額から幾分減ずるといふことであつた。然し何れも其の月給額、其の學區の經濟狀態により本人との契約によつて定まつたことが主なるもので、管内一定のものではなかつた。文部省二年報明治七年現在掲載の「教員給料」の項に

千葉師範學校教員ハ學力ノ優劣ニ依リ月給ノ差等ヲ立テ各小學校教員ニ至リテハ其學區内ノ貧富ニ依リ學力ノ優劣ニ隨テ其給料ノ多寡ヲ定ムル能ハズ故ニ教員タルモノ幸不幸ナキヲ得ズ然レドモ草創ノ際不得已ノ情實モ有之ニ付姑ク適宜ニ任セ候事

とあり、以て教員待遇の實狀を知ることが出来る。當時給料の支給は、兎角圓滑を缺き、給料の定額と實際の支給額とを異にし、或は其の支給甚だしく遲滞し、病氣缺勤其他教員の轉退等の取扱も亂れ勝となり、教員の生活にも脅威を増し來りたるを以て、縣は縣令第二百二十號を以て各區長に之れが注意を發することになつた。

學校教員給料之儀ハ兼テ申出候定額之通毎月可相渡寄之處兎角遲滯及ヒ又ハ定額ヨリ減少致シ候向モ有之哉ニ相聞不都合ノ事ニ候條自今區長ニ於テ取纏毎月三十日限り渡方可取計候且教員進退ノ節ハ日割ヲ以テ打算シ病氣引籠出療等ノ節三十日以内ハ給料ノ全額其以外ハ半額ヲ支給可致候此段布達候事

明治七年五月十七日

縣令代理

千葉縣權參事 岩 佐 爲 春

斯くて明治九年一月、小學校教員給料渡方規則定められ、教員給料支拂に關する杞憂は取除かれ、るやうになつた。

これに據ると(一)小學校教員の給料は毎月十七日支拂ふこと當時一般官廳の俸給は毎月十七日支給する(二)小區扱所に於ては該小區内各校教員給料に充つべき金額を毎月十五日限り取纏めて支拂日限を愆らず、渡方を取計ふこと(三)各學校教員は給料受取濟の上は、小區扱所へ請書を出すこと(四)小區扱所に於ては、給料渡濟の上は二十日限其の旨大區扱所へ届出づること(五)大區扱所に於ては、小區扱所より出したる届書を、三十日限出張所を経由して縣廳へ差出すこと(六)給料渡方日限延滯の節は、教員に於て速に學區取締へ申出づること(七)學區取締に於て一應小區扱所へ照會し、尙ほ延滯するときは速に縣廳へ具狀すること其他新任の場合及病氣引籠の場合に於ける俸給支給方を規定して居る。明治九年一月小學教員給俸渡方規則

其の後教員の待遇的方面は、漸次良好の氣運に向ひ、同年三月小學校教員旅費渡方規則の制定があつた。明治九年三月小學教員旅費渡方規則

明治九年五月、千葉師範學校定制を定められ、其の附録に「教員等級月俸規則附小學雜則」あり、これによると教員の資格收得及び名稱等級待遇が規定せられ、從來此の方面の不備の點を改められることになつた。

此の規則によると小學校教員には訓導、訓導試補、準訓導、助教の四種があり、訓導及訓導試補は師範學校に入學して全科を卒業するか、或は三級以上の課程を學習した場合に收得し、また準訓導助教は教員試験を受けて合格する場合に收得する資格である。而して訓導、準訓導は一等から五等までとし、三十圓から六圓までの俸給を定めた。其他教員の旅費、褒賞、退職等の手當に至るまで教員の待遇を進むることが顯著となつた。これで教員の其の土地の經濟的事情に基く不均衡な待遇上の弊害の幾部を取除くことが出来た。明治九年五月教員等級月俸規則附小學雜則

明治十年一月、柴原縣令は「縣治實踐錄」なるものを發行して治政の狀況を發表した。其の中に小學教員に對して次ぎの如き報告事項がある。以て當時の事情の一斑を知る資料の爲左に抄録する。

小學教員ハ師範學校卒業ノ徒未タ完備セザルヲ以テ姑ラク區内ヨリ其志願ノ者ヲ選擬セシメ師範學校ニ於テ其學術ヲ試験シ優劣ヲ判シテ等級ヲ定メ訓導授業生トシ月俸ハ貳拾圓以下學區ノ貧富ニ因リ適宜ニ支給セシメタリ然レドモ俸額一定セザレバ往々優劣地ヲ易ヘ彼是衡ヲ失フヲ免カレサルヲ以テ九年五月ニ至リ小學教員ハ訓導自一等至五等、準訓導自一等至五等、助教ト屹然其等級ヲ分チ月俸ハ訓導準訓導三拾圓ヨリ六圓ト定メ云々

三、教員の職務

小學教員の職務に關しては、明治七年に「小學教師心得」を同九年にも略同様のものを發布して、夫

々服務上の心得を示されたことは、前に述べたのであるが、其後あまり纏まつたものは縣としては出てゐない。本期中には縣當局としては必要の都度教員に向つて教育上職務遂行上の注意事項が發せられてゐる。

本期の教師の直接の職務は何といつても、辭令面に記載せられた讀書、習字、算術の三課の教授を理想としてゐた。此の全課の資格を有してゐなければ、一小學校を經營してゆくことは出来なかつた。多數教員の内には一課或は二課の教授能力しか持たぬものも、各郡とも相當に多かつた。殊に學制頒布當時の教員としては、其の學力の不揃で然も一方に偏してゐたことは、時勢の然らしむるところとはいへ、思ひ半ばに過ぐるものがある。

明治六年十二月に文部省令第百卅八號を以て「師範學校卒業生派出規則」といふものが出た、其の第五條第七條を左に抄録せば

第五條 教員往還ノ旅費ハ上等小學科卒業ノモノハ一日十里程金三圓五十錢下等小學科卒業ノモノハ一日十里程金三圓其所請ノ府縣ヨリ之ヲ辨給スベシ

第七條 教員ノ等級及月給ヲ定ムルハ其地方官ノ適宜タルベシト雖モ下等小學科卒業生ハ最初五等訓導上等小學科卒業生ハ最初三等訓導ニ補シ順次昇等セシムルヲ法トス

とあり、之れによると當時小學教科を修業し終つたものは、教員としての實質的資格を得ることになる。即ち現今の尋常科五學年修了程度位のものであつた。年齢も老幼混淆で十四歳の授業生もあれば、七十歳の助教もあつたといふので、兎角不足勝の時代であるから、僧侶や又は士族上りの讀書家は皆採用された。然し漢學などの力は相當に有して居た。農夫でさへも肥桶と一緒に論語など

を携帯した程で苟も一郷の師長たらんとする者は是非共一廉の素養がなくては治まらぬ譯である。それに引かへ、理科數學などの知識は甚だ淺薄であつた。當時分數の出来る教師は、各地方とも寥々曉天の星の様であつた。併し人格の高い者が多く、何となく生徒を引付ける徳を持つて居たことは、世智辛い今日思想の變遷常なき今日と比べては及びもつかないのである。

士族は廢藩置縣後數年間、孰れの藩士も生業の途に苦しんだので、知識階級の人だけに、教員としての素質を有するものが多いので、特別に教員にも任用され取扱はれた點もあつた。言ふ迄もなく、これ等の教員は日常の坐作進退より言語に至るまで、自然人の師表となつて耻かしからざる品格が備つて居た。これが農民の子弟、所謂田夫野人の家に育つた兒童の眼には、如何にも崇高に映じて、知らず識らずの間に、薰化感染されて、言語動作を矯正することが多かつた。尤も稀には磊落で、大行は細瑾を顧みず體の東洋流の豪傑な人もなきにしもあらざれども、概して素行よく修り、禮節も整ひ、言語も正しいので、兒童に或る一種言ふべからざる靈感を與へ、従つて父兄が畏敬したものである。

由來本縣人の言語及び起居動作は、他府縣人の眼に映ずる所によると、兎角粗野にして禮節に嫻はずとの非難を免れないが、其の最大原因は、教化の普ねからざるに歸因すると思ふ。而して教化の普ねからざるは、徳川時代に於て本縣は佐倉藩を除く外、多くは天領若くは旗本の知行であつたゆゑ、人情、風俗、習慣等社會上の事情を異にし、宗教も亦區々であるから、人心を統一する機關備らず、因襲の久しき其の風を成したるに因るならん。當時の教員は今日の如く、教育の學說に精通せず、教授の方法元より研究せざるも、其の人格に於てたしかに其の地方に於て一頭地を抜き、人の師表とし

て尊敬を拂はるゝ人が多かつたから、其の感化の及ぶ所は大なるものであつた。教員は學校にあつては生徒の教育に専念した外、入りては一郷の師表と仰がれ、公務外ではあるが社會人事上については、其指導鞭撻に努め、郷黨の中堅となり、一郷の風教を一身に擔ひ改善することが多かつたと思ふ。

何事によらず發達の過程にある時代は、種々の困難が伴ふのが普通であるが、特に教員が教則に示された教材を取扱ふには、随分苦心した様である。教授者の實力内容が教則の其れよりも寧ろ淺い位で、生徒も教師も學力に於て伍格といつた様な譯であるから、當局が折角教則として方針を指示しても、中々實現が出来なかつた。併し當時比較的成績優れ、學識經驗のある教員は重く用ひられた。兎角指導的地位にあるものゝ如き時代なれば、此等の教員は特に異彩を放つたものである。

教授日數を充實することは何といつても、教授内容の充實に密接の關係のあることは、今更言ふ迄もない。此の事も學校創設に急にして、兎角に等閑に附せられ、教員も職務上茲に重點をおくことなく、従つて其の弊害も表はれるといつた様な場合も屢々生ずるので、當局としては之れが取締りにも相當苦心をした。明治六年十一月廿七日附で縣は管下教員に對して

各小學校寺院ヲ以テ假ニ設立開業致シ候向授業時間中ハ勿論休業日ノ外右教場ヲ教導職へ貸渡シ同所ニ於テ說教致候義ハ不相成候條此段心得相達シ候事

と各學校教員に對し、職務上兎角亂れ勝となつてゐたことについて、注意を喚起するところがあつた。

學制頒布の當初は學校の休日は毎月一、六の日であつたが、明治七年四月から改正されて、日曜日

を以て一週一日の休日とすることになつた。同年同月發布せられた小學規則には、小學校の休日が明記されてゐないし、各學校によつて自由裁量の餘地多く、是れまた亂れ勝となり、殊に暑中の學業は一層此方面に對して、教員の教授衛生上にも相當に顧慮する餘地あり、且つ生徒及び教師とも一般倦怠の形となり、却て平日の勤惰に關するところ多く、ために縣は明治八年七月左の如き布達をした。

甲第一一二號

本月十一日ヨリ九月三十日迄ノ内ヲ以テ各小學校授業時限並休業日數左ノ通相定候條此段布達候事

一、本月十一日ヨリ同月卅一日迄廿一日間授業時限午前七時ニ起リ正午十二時止ムル事

一、八月一日ヨリ九月卅日迄ノ内ヲ以テ各校ノ便宜ニ寄リ二十日間休業可致事

但各校ノ都合ニヨリ本文ノ日數ヨリ減少候儀勝手タルベシ

これによつて暑中休暇を定めたのである。其後明治九年小學定制を發布せらるゝ當り、小學校の休業日は確然と一定された。然し中々因襲の久しき遽に改めることが出来なかつた。同九年十月には

乙第二百六拾七號

小 學 教 員
學 校 事 務 掛

學校ノ儀ハ校則ニ掲載スル所ノ年中休日ノ外ハ休業不相成筈ノ處往々神社祭日或ハ地租改正調査等ニ事寄セ猥ニ休業候向モ有之哉ニ相聞ヘ不都合ノ次第ニ付自今心得違無之様可致候此段相達候事

明治九年十月廿六日

千葉縣令 柴原和

といふ嚴達によつて、一層教員の職務に向つて緊張戒飭を加へられた。明治九年七月には縣令乙第九十八號を以て「學校沿革史並日記調製概則」が定められ、小學校教員に向つて發布された。此の沿革史の調製は學校教員の直接の處理すべき事務として規定せられたのである。左に稍煩雜に亘るが全文を掲げて参考に資する。

乙第九十八號

小學校教員

維新以來初メテ學制ヲ定メラレ前日ノ陋習ヲ更メ大中小ノ學區ヲ分チ首トシテ小學ヲ興シ普通學科ヲ設ケラレ人漸ク教育ノ已ムヘカラサルヲ曉知シ日々進歩ノ情況ヲ現セリ茲ニ本縣興ストコロノ公學既ニ八百校ヲ超ユ然リト雖モ概ネ事草創ニ屬スルヲ以テ校舍未タ完全セサルモノアリ書器未タ完備ナラサルモノアリ資財未タ豐足セサルモノアリ教員タルモノ固ヨリ今日ノ小成ニ安ニスルニアラサルベシ地方官モ亦敢テ慊足セサルナリ今ヨリ將ニ益々萬事ノ擴張ヲ共ニ圖リ俱ニ懈タラスンバ完全ナラサルモノモ完全シ充足ナラサルモノモ充足シ始メテ其整備ヲ視ルノ日アルニ至ルヘシ若シ後ノ人特リ其整備ナルヲ視テ其草創ノ艱難ヲ知ラスンハ其整備モ亦保ツヘカラサルノ恐レアリ是ニ於テ小學校沿革ノ史乘ヲ編輯シ其ノ起立ノ因由ヲ後世ニ傳ヘサルヘカラス是地方官教員ト共ニ其勞ヲ施シ後ノ人ヲシテ草創ノ難キヲ鑑ミ守成ノ易カラサルヲ戒シメシムル所以ナリ自今各公立學校ニ在テハ必ス沿革誌並ニ日記ヲ備ヘ從前ノ沿革將來ノ經歷ヲ記錄シ以テ他日ノ徵考證據ニ供スヘシ依ツテ學校沿革誌並ニ日誌調製概則ヲ掲ケ此段相達候事

明治九年七月十二日

千葉縣令 柴原和

學校沿革誌並ニ日記調製概則

- 一、沿革誌並ニ日記ハ總テ何學校沿革誌又ハ日記ト標スヘシ
- 一、沿革誌ハ其學校設立ノ年月日並ニ設立以來盡力スル區内ノ吏員以下ノ氏名及ヒ假設新築ノ順序教員ノ進退生徒ノ増減進否寄付集積ノ金員及ヒ人名學區ノ改正名稱ノ變更督學局官吏地方長次官及ヒ學務專任等ノ臨視ニ至ル迄今昔ノ沿革ヲ徵スルニ足ルヘキ者ハ細大遺サス盡ク編次スルモノトス
- 一、沿革誌ハ各校其設立ヨリ明治九年六月迄ノ事蹟ヲ編纂シ副本ヲ作り縣廳ヘ差出シ爾後半年毎ニ之ヲ編輯シ其都度副本ヲ縣廳ヘ差出スモノトス
- 一、日記ハ即チ沿革誌ヲ編纂スルノ史料ナレハ日々教員ノ勤惰生徒ノ入退學出席ノ人員及試驗試業器具ノ調製學區取締ノ巡回等一々詳記スルモノトス
- 一、沿革誌日記ハ專テ其事績ヲ徵スベキ者ニシテ體裁ノ高尚ナル文學ノ優美ナル事ヲ要セス務メテ其實況ヲ模寫シ寧ロ煩碎俚俗ニ失スルモ高遠疎濶ニ流ルヘカラス且體面ヲ飾リ事實ヲ詭ル等ノ弊ナキヲ要ス
- 一、沿革誌ヲ編次シ及ヒ日記ヲ草スルハ當分教員ノ攝務トス
- 一、沿革誌ハ糸蘭ノ半紙ヲ用ユヘシ日記ハ料紙ヲ定メサルモノトス

右之通假定候事

明治九年七月十二日

千葉縣

而して此の沿革史は嚴密な縣の檢閲を受ける譯で更に九月には乙第二百四十二號

小學校教員

學校沿革誌編纂ノ上毎半年分ツ、副本ヲ縣廳エ可差出旨本年縣廳乙百九拾八號ヲ以相達置候處右差出方ノ儀前半年分ハ七月三十一日後半年分ハ翌年一月三十一日限り學區取締ヲ經テ縣廳ヘ差出スヘシ尤各校其設立ヨリ明治九年六月迄ノ分ハ來ル十一月三十一日迄ニ無相違縣廳エ可差出候此段相達候事

明治九年九月廿八日

千葉縣令 柴原和

とあつて其の提出方を注意せられてゐる。明治十二年以後は學校限り調製し置く様になり、學務官更などの學校巡視の際檢閲する位のものになつた。

小學校の校印は學校創設以來區々であつて、縣として取扱上不便であるので、明治十一年一月に之を統一をした。それによると、

乙第十六號

學校事務掛

各小學校學印之儀區々相成居リテハ不都合ニ付自今毎校左之雛形ニ照準彫刻印影相添可届出候此段相達候事

但從前彫造有之候分モ本文ニ照準改刻可致事

明治十年一月十六日

縣令

第一大學區
第幾中學區
第幾番
何々小學

方一寸四分
字體楷書

處が明治十年八月縣令乙第二百五十一號によつて

公立小學校々印ノ義ハ向後該首長タル者管守致スヘク若シ首長タルモノ缺員ナルカ又ハ不在ノ時ハ教員上席ノ者ニテ管守致スベク候此段相達候事
によつて校印の取扱保管は定まつたのである。

四、教員の試験

明治六年から同七年に互り、小學校設立に際しては各學區とも其區内等にて教員を撰定し、之れを學校設立何と共に具申して縣の試験を受けて就職したのである。

明治六年九月廿日縣令第百一號を以て發せられたものによると

各小學校教員試験ノ儀是迄學校設立伺書差出候上追テ日限相違候處自今右伺書差出候節直ニ試験致候條教員タルベキ者正副戸長ノ内差繰可致出頭候此段布達候事

但是迄學校設立伺書差出置試験日限未ダ不相達分ハ早々可致出頭候事

とあり、試験當日は正副戸長の内一名立合の上執行された。試験の結果任用の者は、教授法を千葉小學校後の師範學校に於て講習したのである。

同年十二月縣令第百七十六號によると、

本年第百一號ヲ以テ各小學校教員試験ノ儀及布達置候處教員試験之上採用候者ハ直ニ千葉小學ニ於テ教授方法傳習可爲致候就テハ試験定日毎月三ノ日ト相定メ候條此段更ニ布達候事

但傳習中諸入費ノ義協議ノ上其學區ニ於テ取賄分ハ一日金二十錢ヅ、其學區ヨリ可差出事

これによると試験定日を三の日と定め、一ヶ月に三回試験を行ひ、教員の需給に努めた。當時教員

の養成の急務であつたことを如實に物語つてゐる。

當時縣は、小學教師試験概法なるものを規定して實際施行上の標準とした。即ち左の如し、

小學教師試験概法

- 一 讀書
 - 一 習字
 - 一 算術
 - 一 算術ノ等級ハ讀書ニ準シテ之ヲ定ムヘシ
 - 一 習字ノ等級ハ作文ノ巧拙運筆ノ死活等ヲ判シテ之ヲ定ムヘシ
- 上等教科中の書籍一二章ヲ講セシメ且通俗公公用文章一二篇ヲ綴ラシム
- 五六字ヲ大書セシメ且通俗文章一篇ヲ寫サシム
- 上等教科中ノ一二題ヲ下シテ算セシム
- 一 讀書上等教科ニ熟スル者ハ猶小學教科中ノ書籍一二章ヲ講セシムヘシ
- 一 讀書、小學科業ニ熟シ猶優力ノ者之ヲ上等トシ上等科業ニ熟スル者之ヲ中等トシ下等科業ニ熟スル者之ヲ下等トス

明治七年七月、小學校教員免許規則定まり文部省布達第二十一號を以て發布された。

これによると、教員の試験と其免許は便宜師範學校に於て取扱ひ、證書を授與し、之を地方に派出したのである。而して其の教員免許の有効期間を三箇年とした。教員の年齢は二十年以上とした。明治七年七月文部省達小學校教員免許規則

試験定日は、明治八年に至りて毎月二日、十七日の兩日と改定し施行して來たが翌九年四月之を廢し、其後教員補充の都度、管下に募集して師範學校をして隨時行ひ、直に小學教員に任ずることゝなつた。

明治九年五月縣は師範學校規則に改正を行ひ、千葉師範學校定制を發布した。定制中小學教員試験規則を定め、小學校教員の檢定試験は師範學校に於て行ふことゝなつた。

この規則では師範學校に在學せざるも、年齢十八年以上三十五年以下で、性質開豁、身體健康、教師の任に堪へる者に、試験の上相當の證書を與へらる。この試験は師範學校定期試験の後舉行し、師範生徒昇級試験同様の式を以て全科を試験す全科及第せざるも二級以上に昇る者は訓導試験補の資格を得、他日學力進歩の模様で全科の再試験を乞ふことを得る。試験及第の者は四週間以上教授法を演習せしめ、縣に於て小學校訓導を命ぜらる。明治五年五月小學教員試験規則

明治十年一月には教員不足の爲め管下に其志願者を募り、之を師範學校に於て試験して教員の補充をした。

甲第十三號

縣下各小學校ニ於テ教員不足ニ付年齢十八年以上四十年以下ノ者七十名ヲ限リ召集シ讀書數學ニ試験ヲ遂ケ及第ノ上ハ教員申付各學校ヘ派遣候條志願ノ者ハ左ノ條款ヲ承認シ來二月十五日ヲ期シ履歷書並ニ保證人添書持參第五課ヘ可申出候此段布達候事

明治十年一月二十七日

千葉縣令

柴原

和

第一條 訓導八月俸三十圓以下八圓迄、訓導ハ同十五圓以下六圓迄、助教ハ五圓以下ヲ支給スヘシ

第二條 及第落第二拘ハラス各居住地ヨリ廳下へ往復ノ旅費ハ一切支給セサルヘシ

第三條 滿員ノ上ハ假令申出有之共其請ニ應セサルヘシ

同年七月にも年齢十八年以上四十年以下の者五十名を前同様召募して教員試験を行つた。當時教員退職者にして再就職の際は其の學力を試験の上任用したのであつたが、十年三月から之を廢して試験を要せざることゝなつた。

甲第四拾壹號

管下各小學校教員病氣又ハ一身上ノ都合ニ寄リ辭職候者再勤ノ節ハ更ニ試験致シ來リ候處自今辭職後六ヶ月以内ニ再勤候者ハ試験ヲ要セス直ニ教員可申付候條右等ノ輩有之節ハ履歷書相添可申出候此段布達候事

明治十一年に至りて再び試験定日を復活して、毎月二日と定めた。當時の縣の通牒を左に抄録する。

甲第四號

各小學校教員タルモノ試験定日ノ儀追テ相達候マテ廢止候旨明治九年縣廳田第六拾八號ヲ以テ相達置候處本年二月日
リ小學校教員志願ノ者及ヒ學區内人民ヨリ公立學校教員ニ撰擬スルモノ試験願出ハ毎月二日
ノモノハ日數二週間千葉師範學校附屬小學校ニ於テ授業法傳習爲致候上各學校へ派遣可致候尤傳習中滯留等ノ諸費
ハ勿論自辨候儀ト可相心得候此旨布達候事

明治十一年一月四日

千葉縣令 柴 原 和

同年三月に至り小學校教員試験法並に及第等差表なるものを縣に於て定められ、師範學校に於て實施することになつた。これは試験員の内規的のものである。

小學校教員試験法

一、小學校教員試験ノ科目ハ講述八章語記六條算學六題文章二編書畫各一葉及ヒ授業法トス

若シ授業法不熟ニシテ外科目ト同時ニ試験ヲ受クル能ハザル者ハ附屬校ニ於テ三週間ノ傳習ヲ受ケ然ル後其ノ試験ヲ受クルモノトス、基點ハ一百ニシテ講述二四點語記算學各一八點文章一〇點書畫四點授業法二〇點トシ得點二十五點以上皆教員タルコトヲ得

二、教員試験及第等差表

八十五點以上	七十點以上	六十點以上	五十點以上	四十點以上	二十五點以上
一等準訓導	二等準訓導	三等準訓導	四等準訓導	五等準訓導	助 教

【考】

教員免許狀及勤務辭令に就いて

小 池 民 次

一、明治六年以後十年頃まで、教員試験を受けて合格しても免許狀は授與せられず、按ずるに當時の試験なるものは、教員になれるかなれぬかを試みやうといふ程度のものと思はる。

二、當時合格のものを任用する場合は、學區取締の上申に基き、知事より任用辭令を發したのである。按ずるに試験は前以て「何々學校教員にしたいから試験を願ひます」との如く、學區取締より縣廳へ申出で、縣は然らばとて試験を行ひ、合格なれば直に辭令を出したり。

三、當時の辭令は、唯一通のみにて一面には免許狀たり、一面には職務辭令なりき、かくて別に免許狀なるものなし。四、職務上の名稱も區々にて、小生が明治六年四月木更津縣にて試験を受けし時、先づ木更津縣廳にて氣海觀瀾(物

理書)と博物新編との讀講を課せられ、又「病氣見舞の文」といふ課題にて手紙の文を課せられ、これを終り二時間程其席に待ち居たりしに、直に下附せられたるものは次の免許狀兼勤務辭令である。當時其の辭令の用紙は奉書四切のものである。

五、當時試験を受くるものは讀書をとて願ふものあり、或は算術と云ふ如く、思ひくくなりき、御承知の岩淵孝成氏は小生と同時に木更津縣廳にて習字の試験を受けたり。

六、小生明治六年十二月千葉縣廳へ出頭算術の試験を受け候處次の如く二枚の辭令を下附せられたり。

小池民次
市原郡松崎村假小學校
讀書師試補申付候事
明治六年四月二十四日
木更津縣

小池民次
小學授業生申付候事
明治六年十二月
千葉縣

小池民次
第二十二番中學區内第百六十番松崎學校讀書兼算術課可相勤候事
明治六年十二月
千葉縣

七、明治九年十一月六日鶴舞にての講習終了の後下附せられし時の辭令は左の如し、但し此の時分訓導準訓導の名稱が始めてあらはれたるもの、ようであつた。
八、此の辭令は小生が一時池和田に勤めたることありしによる。又小生師範學校へ入學のため辭職したるときに辭令は左の如し。

小池民次
小學三等準訓導申付候事
但第二十二番中學區内池和田學校讀書兼習字算術課可相勤事
明治九年十一月六日
千葉縣

小池民次
依願小學三等準訓導差免候事
明治十一年一月十一日
千葉縣

變遷の跡をたづねて

(君津郡、小糸) 谷 中 國 樹

明治五年八月二日太政官第二百十四號を以て學制を發布せられた、此學制に據りますと、全國を八大學區とし大學區を三十二中學區に分ち一中學區を二百十小學區に分ち、一小學區に一小學校を設くるものとし、人口約六百に對して一校を置くの豫定であつて規模宏遠、連絡あり統制あり秩序整然たるものであつたが、これを實際に行ふにあたり當時の國情民力に適しないので、殆んど机上の空論に近かつた、併し是れに因つて教育の普及を促がし、文化の源泉を開いたので、其功績の大なるを認めないものはないであらう。

さて此制に據れば、人口約六百で一校を設け之を維持して行くのであるが、人口約六百は戸數によれば百二十戸内

外である、それで一校を設立し維持して行くことが當時の民力でどうして出来るでせうか。されば實際に於ては二乃至四小學區を聯合して一校を設立するの外に策はなかつたのであつた。そこで其頃の村即ち今の大字は、戸數は百戸以内が多く、百戸以上は稀であつたから、一學區の戸數百二十戸を得やうとしても數村を合せなければならぬ。況して二乃至四小學區を聯合して一校を設立しようとするには、更に多くの村々が一緒にしなければならぬ。然るにこの村と村とは舊幕時代には、領主や、地頭の同じいのもあれば、異なるものもあつたが、同じいのは相領、異なるのを他領といつたが、他領に對すると封建割據の遺風であるか互に心に城廓を構へ、隔意があるやうであつた。また相領他領に係らず、村が異なれば、多少風俗習慣の異なつた所もあり、水喧嘩即ち水利に關する争論、祭禮喧嘩即ち神事祭禮などに起る争鬭、女騒動即ち男女關係の葛藤等もあつて常にあまり仲のよいものではなかつた。されば尋常一様の事ではこの村々が聯合一致して、同一歩調で進むといふことは、頗る難事であつた。然るに學校設立問題は數村聯合し共同一致の力に依るでなければ到底解決出来ないで、是に於て吳越同舟して、事に當ることゝなつた。しかし學校の位置に就いて、また面倒な事があつた、それは、いづれも自村から通學距離が近くて便宜の所を望むので、我田引水論を盛んに主張されたのであつた、されど、結局比較的公平な説が勝を制し、其位置は定まることゝなつた。此間にあつて勧誘に、説諭に、調停に、大なる努力を惜まなかつた戸長、學區取締等の誠意は見通すことは出来なからう、さて此學區取締には識見あり、徳望ある地方第一流の人物が選任せられたので、能く味を論し蒙を啓きまた能く紛議を纏め教育事業の施設經營に善處した。要するに未曾有の新設事業を經營するに當り處理頗る其宜しきに適つたから其成功を見ることになつたであらう。學校の位置は定まつても當時の民情民力では直ちに校舎を建築すると云ふ運びには行かない、よつて寺院若くは民家を借りてそれを假校舎としたのであつた。

二

寺院では、概ね本堂が假校舎に用ひられ、庫裡には肉食妻帯勝手たる釋迦が頑張つて居た。生徒は羅喉羅を泣かしたの、濕しを飛ばしたのといつて、耶輪陀羅に叱られたり、教師は生徒が、お布施も上げないくせに、道場前の策鐘を叩いたの墓所の卒塔婆を倒したのといつて釋迦から談じ附けられ、學校對寺院の紛議は、常に絶へなかつた。

民家では奥の間、茶の間、納戸等が、教室に充てられ、家主と其家族は、勝手臺所等に住んで居るのが、普通であつた。であるから、晝飯時前後になると、難波聖朝の時のやうに、炊煙が盛んに起つて空に満ち、師弟相對して、咽び泣くのであつた。學校には、田舎大工の造つた、頑丈な机、腰掛等も、備付けられた、但し初めは、黑板には、古紙襖や古戸板を、灰墨で塗つたものがあつたといふことも聞いた、校舎や、圖書、器械、器具のやうなものは、兎に角、間にあつたが、こゝに、最も緊要なことは、教師其人を得るのにあつた。官府の試験を受けて、合格するでなければ、教師にはなれないので、教員志望の者は、其試験を受けなければならぬ、で或る學徳高い、漢學先生が、其弟子と共に受験に出られた。問題は、水とか大氣とか、雷鳴の因とかであつたそうである。漢學先生の水に對する答案は今夫水一勺之多及其不測龍鱗蛟龍魚鼈生焉貨財殖焉で雷に對しては陰陽凝聚而在陽内不得出則奮擊爲雷霆聲陽也光亦陽也光發聲隨之震雷交至則必有雨云々であつたそうで、それで弟子のみ獨り合格したといふ珍現象を生じたとかで、それからは名ある漢學先生は、怖氣がついたのか名を惜しむのか、試験に應ずる者なく、たゞ若い勇氣あるものが、僅に窮理圖解、天變地異、氣海觀瀾などを讀んで、萬一を僥倖しやうとして、受験したのであつたが、其狙ひが甘く當つて及第し、授業生や助教の免許狀を贏ち得た者があつた。それで此榮冠を得たものは、其隣里郷黨で先生と貴ばれ、天才と稱贊されたので、青少年の羨望の標的となり、之に倣はんとして、學に向ふ者が漸く多くなるやうになつた、併し此免許狀を有する者は酷だ稀であつたから、各學校とも、資格ある教師を得ることが難い、因つて神官、僧侶、舊藩士、手習師匠等の中から、適任者を聘し、一時之に教授を託した。

是等の人々は、縣にて各所に開かれた速成教員講習所に入つて、教授上必須の教科を修め、或資格を得、公然兒童教養の任に當ることを得た、斯る情勢で、一時の急は凌ぎしものゝ、一方に於ては兒童就學の督勵倍々加はると同時に、民衆に於ても、教育の重んずべきを、自覺し來つたので、就學兒童の數は、日に増し、當時入學期日には制限はなかつた月に加はるといふ、ありさまであつた、隨つて教員の需要は、倍々多くなつた。是に於て其養成は頗る緊急を要することゝなつた。

第三節 小學校の經濟

一、學校事務掛

公立小學校の經費の保管出納學校等級校務を處理する爲明治六年管下學校創立以來各學校に事務掛を置いた。設置當時は各區内適宜に選舉して其人名のみ縣廳に具申するのであつたが同七年十月からは人撰の都度届出縣の認可を受くる様になつた。然し人員俸給等の制不備のため、多くは有名無實に屬し、學資出納其他百般の擔保の責に任せず、將來多少弊費を貽さんことを恐れ、明治九年二月になり其の心得條款が定められ、從來其職務が漠然たるものであつたが、これによつて確然と事務の章程が定まつた。

丙第九十號

自第二十番中學區
至第二十五番中學區

學校事務掛

千葉縣令 柴原和

學校事務掛心得別紙ノ通假定候條此段相達候事

明治九年二月十日

學校事務掛心得

- 一 生徒受業料並ニ學區内諸入金等ヲ以テ校費出納ヲ擔任候事
- 一 學區内へ協議シ學資寄付金ヲ貸付利子生息ノ方法ヲ立ツル事
- 一 校費出納並ニ教員生徒ノ員數等詳細取調人員出納表へ記載シ毎月學區取締へ差出スヘキ事
- 一 該校書籍器械其他所用物品等保護方法ヲ立ツル事
- 一 教場ノ便否ヲ教員ニ詢リ授業上至問有之節ハ校舍新築又ハ修繕等有之儀速ニ學區内へ協議スル事
- 一 以上ノ數件該小區内正副戸長へ協議之上取扱學區取締へ申出ツヘキ事

右之通假定候事

同年九月には事務掛の定員等級俸給等待遇上の問題が規定された。即ち學校事務掛は一小區籍戸内に二名を置き、該小區内に在る學校を分つて各自受持を定める。但し五小學以上設立する小區では更に一名を増す。學校事務掛は等級を三等に分ち、月俸は一等五圓、二等三圓、三等一圓とし、該小區内より支給す。學校事務掛の職務は生徒受業料の徵收學區内諸入金を以て校費の出納を擔任す、主として學校經濟を掌理するものである。學校事務掛の任命は區長學區取締の具狀に依り縣廳より命ずるものである。明治九年九月學校事務掛人員並等級俸給規則

此の規則の實施と共に従前の事務掛は解職せられた。明治十年一月事務掛の選舉並昇等具狀の

際は本人の性行履歴資産等詳細に亘り、戸長學區取締から開申し、縣令の認可を得ることゝなつた。斯くして事務掛の素質の向上を見る様になつた。其の後事務掛は奉職日記を調製し且公務出張、其他管理學校に出勤等の事項を詳細記述し、俸給受領の際小區扱所に差出し、檢閲を受けた。當時事務掛は多く自宅事務であつて時によつて事務の繁閑があつた。

明治十二年五月縣會に於て其の設置を決議し、公立小學校事務掛と稱し、更に置員並に撰學法及び俸給旅費等左の通改正せられた。

事務掛は學校の大小により、毎校一名或は二三名を置く、但事務掛は勸業附屬を兼務することになつて居る。事務掛は該小學區内で公撰し、郡役所より命ずるものである。事務掛に命せられたる者は其の姓名を學區取締に報告する。事務掛の俸給並に旅費は、明治十二年度は地方税を以て支辨する。小學校補助費より一小學區に付一ヶ年金六圓六拾錢宛所管郡役所を経て下渡し、適宜支給せしめる。但しこの外町村協議費を以て之を補充するは其の町村の適宜である。されば其の補充したる金額は所管郡役所に届出しめる。明治十二年五月公立小學校事務掛置員並撰學法及俸給旅費

以上改正の結果従前の事務掛は、十二年六月限り廢止せられ、爾來其の任免等所管郡役所に於て取扱ふことゝなり、新に管内各校の事務掛は任ぜられ、左の如き辭令をうけて就職した。次て従前發布せられたる職務章程廢せられ、新に「公立小學校事務取扱條件」定められ實施せられた。

何之誰
何小學校事務掛

申付候事
年 月 日
千葉縣何郡役所

公立小學校事務取扱條件

- 一 事務掛ハ毎日休業日ヲ除ク一時間以上勤務ノ校ニ詰合フヘキ
- 一 但一校二名以上ノ事務掛アレハ更番ニ詰合フハ適宜タルヘシ
- 一 學資一切ノ事ヲ擔任スル
- 一 但明治十年縣廳申號百六十七號布達改正學資金規則ニ據リ取計フヘシ
- 一 生徒受業料學資金利子其他總收入金等ヲ以テ校費ノ出納ヲ擔任スル
- 一 校費出納勘定帳ヲ調製スル
- 一 學費ニ關シ出訴スルコトアレハ原告トナルヘキ
- 一 學校所有書籍器械ノ目錄ヲ製シ其他所有物品保護ノ方法ヲ設クル
- 一 教場ノ便否ニヨリ授業上差闕アル旨ヲ教員ヨリ申出或ハ校舍ノ破壊等ヲ見認ムルトキハ増築修繕等ノ見込ヲ以テ學區内ヘ協議スル

かくて明治十三年六月公立小學校事務掛は廢せられ、事務の一切は該町村學務委員に引繼ぐことゝなつた。

第五章 初等教育

諸給料	五、七七五・三七九三	九、七二八・九二二	一一、五四九・四三八	一八、七八〇・六〇二
營繕費	四、六六六・一五二八	九、七七一・五七一	一一、八六九・九七二	七、一七八・三四五
書籍器械費	九、九九六・七八八二	二五、六三三・九三四	二二、五二七・四二八	七、二四三・三六一
炭薪油費	一、八〇五・一一九七	五、〇一〇・九〇〇	四、〇〇三・〇二八	六、五六二・五五五
諸雜費	四、六三九・七七七七	一〇、五一九・四六九九	二〇、四三三・〇〇一	一九、九七〇・四八四
學校借家費	—	—	二、九八八・九三九	五、〇三九・八〇一
總計	四一、五五二・〇六四八	一〇一、四一〇・〇九五	一四〇、一七五・九〇〇	一五四、四一九・一一六
學校數	四〇五	八〇五	九〇一	七三二
	一〇〇四圓	一二八圓	一五六圓	一一一圓

三四〇

三、經費の負擔

學制の第九十八章に「凡學校ヲ設立シ及之ヲ保護スル費用ハ……中略……小學ハ小學區ニ於テ其責ヲ受クルヲ法トス、中略 區ノ情態ニヨリ人口ニ平均シ毎年出金セシムルカ或ハ一時富人ヨリ出金セシムルカ或ハ地方ニ舊來ノ積金ニ規定されてゐるので學校の經費は其學區に於て負擔するのが本體である。また學制の第九十六章には「諸學校ニ於テハ第九十四章定ル所ノ受業料ヲ以テ便宜ヲ計リ其學校ヲ保護スル事ヲ要スベシ云々」とある。これによつて見るに、生徒受業料は學校維持の有力な財源とされてゐる。然し受業料のみでは不足であるので、各區内の有志の寄附金、學區内集金、委託金、寄附金、利子等を以て主要なる財源とした文部省第一報(明治六年現在)の學校保護方法と題して次の如く報告されてゐる。

學校保護ノ方法ハ土地ノ沃瘠ト人民ノ貧富トニ隨ヒ各小學區適宜ヲ以テ定ムル者ニシテ或ハ所有ノ金額ト利得トヲ

比較シテ之ヲ課賦シ或ハ戸別ト口別トヲ以テ其田産ヲ計テ之ヲ課賦スル等ニテ自ラ差等ナキ能ハズ之れによつてみると、學區内に學費を賦課する方法は、各小學區によつて異つてゐた、大體戸數割反別割、分頭法等の方法を探つた。かくて毎年賦課金の内幾分を貯へ、寄附金を併せて學資金と、此の利子を以て學費に備へ、逐次賦課額を減じて、學校費維持の基礎を強固ならしめた。本期に於ける經費歳入の概況を示すと左の通りである。

費目	明治六年度歳入	明治七年度歳入	明治九年度歳入	明治十二年度歳入
生徒受業料	六、三〇四・五七七七	一一、三三三・一五〇	一三、六三三・〇三三	一九、五〇六・〇五五
寄附金利子	九、〇八七・四五	二、七二七・八三四	四〇、〇三二・六八九	八八、三三二・〇一七
學區内集金	二四、二二四・一八二四	七五、二〇五・六二二	五九、三三五・三七五	二四、三二八・八二七
諸入金	—	二九、九一九	一、〇四六・〇三三	一一、六八四・三九九
委託金	六、三三九・三二八〇	三、六二七・一七五	一五、七八九・九二四	一一、九九九・三七四
寄附金	—	六、四三八・〇〇六	一八、二四三・二六九	三、三四七・七八四
地方税	—	—	—	九、四九五
前年ヨリ越高	—	一、二九七・四九一	一一、一五一・四三六	一四、八一〇・二二四
計	三六、八七七・八三二六	一〇〇、六六一・一七八	一五六、二八〇・六六六	一八四、二七八・七四三

1、受業料

受業料は小學校維持上主要なる財源であることは前に述べた通りである。而して明治六年には

管下各小學校の受業料は、大體三等に分ち、上等を一ヶ月十二錢五厘、中等を九錢、下等を四錢五厘とした。然し一家二人以上通學する者及び貧民の子弟等は各之を免除するか、或は甚だしく低減して酌量を加へ、學區の貧富に應じ、全然徴收しない所もあつた。

明治七八年頃は管内各公立小學校の七分は、受業料を徴收し得たが、三分は全然徴收不能といふ状態であつた。當時の記録として縣廳文書、生徒受業料ノ有無なる題下に左の如く記されてゐる。

受業料ノ義管内大約現今ノ十分ノ七八收ムルコトヲ得其三分ハ收ムルヲ得サル者アリ何トナレバ之ヲ收ムレバ父兄忽チ其子弟ヲ退校セシメ因テ暫ク收メズ更ニ法ヲ設ケ勸誘シテ毎戸必ズ學資ヲ出ササルヲ得ザラシム、受業料ノ補助ナクンバ該校ノ維持保ツベカラザレバナリ、而シテコノ勸誘ニ際シ往々苦情ヲ鳴ラスアリ故ニ方今該校永遠ノ維持ノ集金勸誘ヲ最急トシ専ラ從事セル永遠維持資金ノ全キヲ得始メテ一般ニ夫ノ三分ニ居ル者ヲシテ受業料ヲ納メシメントス

とあり、また同文書の「受業料ノ増減」といふ題下には

受業料ノ儀ハ身元ニ依リ一ヶ月一名ニ付金十二錢五厘ヨリ金六錢迄ヲ納ムルヲ定額トシ一家二人以上及び貧民ノ子弟等各等差ヲ立テ之ヲ減少ス然レモ一概ニ之ヲ定メバ就學ヲ妨グルノ情態ナキニアラズ依テ區内協議ヲ遂ゲ人民ノ貧富教化ノ進歩ヲ計リ右ノ金額ヲ目的トシ適宜ニ増減スルヲ許シ候事

とあつて當時受業料は縣に於て標準額を定め、各區内の資産によつて適宜に等級をつけて徴收させた。明治七年管内の公立小學校数は八百五校で、其内受業料を徴收する學校は四百七十九校、他の三百廿六校といふものは全然徴收しないのであつた。明治九年に至りて受業料收入の法定まり文

部省第四年報には左の如く報告せられてゐる。

- 第一、生徒受業料ハ學校設立ノ初豫メ校費若干ノ用途ヲ定メ家産ノ豐歉ヲ以テ數等ニ區別シ其最上ナルモノハ其一等受業料ヲ納メシメ之ニ亞クモノハ其二等ヲ納メシメ以下之ニ準ジ貧民ニ至テハ一切之ヲ納メシメザルモノトス、但シ小學區外ヨリ入學スルモノハ家産ノ豐歉ニ拘ラズ其一等受業料ヲ納メシム
- 第二、受業料ノ等級ハ生徒入學ノ初之ヲ定メ毎月下旬之ヲ該校ニ收入ス
- 第三、生徒納ムルトコロノ受業料ハ該校事務掛之ヲ領收シ銘々請取書ヲ交付スルモノトス
- 第四、區内有志者ノ寄附金或ハ醸出金ヲ以テ一切ノ經費ヲ辨スル學校ニ於テハ姑ク受業料ヲ收入セザルコトアリ
- 第五、現下收入スルトコロノ小學受業料土地ノ貧富學校ノ盛否ニヨリ各異同アリト雖モ之ヲ通計スルニ最上等一ヶ月金三拾錢ヨリ多カラズ最下等同金壹錢ヨリ少カラザルベシ

とあり、其の徴收狀況等を示さる。明治九年管下各郡小學校の受業料を徴收する狀況は左の通りである。

郡名	校數	授業料ヲ徴收セル學校數	郡名	校數	授業料ヲ徴收セル學校數
長狹郡	三二	二四	平郡	四〇	一一
安房郡	三二	〇	朝夷郡	二九	〇
夷隅郡	七八	五	望陀郡	六一	七
周准郡	三三	五	天羽郡	二二	五
長柄郡	四三	三五	上埴生郡	二二	四
山邊郡	五一	二〇	武射郡	五一	一〇

市原郡	七〇	一七	五三	千葉郡	四八	四六	二
葛飾郡	七七	六六	一一	印旛郡	八〇	七七	三
下埴生郡	一九	一八	一	相馬郡	一七	一七	〇
香取郡	六〇	六〇	〇	匝瑳郡	二〇	二〇	〇
海上郡	一八	一七	一	計	九〇二	四六四	四三八

明治十年には公立小學校生徒受業料收入概則なるものが規定された。是まで任意に收入すべき受業料も於是各學校必ず徴收するといふことになつた。其の全文を掲げると左の通り

- 第一條 生徒受業料ハ其教授ヲ受クル酬勞金ナルヲ以テ生徒タルモノハ必ズ之ヲ納ムルモノトス
- 第二條 受業料ハ生徒父兄等其戸主タルモノ、家産ニ應ジ之ヲ低昂スベシ、譬ハ上産ノモノ一ヶ月金五十錢ナレバ中産ノモノ同三十錢下産ノモノ同五錢ナルガ如シ但シ貧民ノ子弟ハ受業料ヲ收入セザルコトアルベシ
- 第三條 一家二人以上ノ子弟入學スルトキハ一人ハ其父兄家産相當ノ受業料ヲ納メシメ其餘ハ學校資金ノ多少ト學區ノ情況トニ因リ協議シテ之ヲ定ムベシ
- 第四條 受業料ハ生徒入學ノ初メ家産ニ比準シ豫メ其員額ヲ定メ毎月二十七日限り之ヲ收入スベシ
- 第五條 生徒十五日以前ニ退校スルトキハ其月分受業料半額ヲ收入スベシ
- 第六條 生徒病氣其他事故アリ届済ノ上缺席スルコト滿半月若シクハ一月ニ彌ルトキハ十五日前後ヲ區別シ第四條ニ準ジテ其月分受業料ヲ收入シ或ハ收入セザルベシ
- 第七條 小學校事務掛ハ受業料領收簿ヲ製シ受業料收入ノ都度其生徒ノ氏名等ヲ登記シ三ヶ月毎ニ學區取締ノ檢閲ヲ經ベシ

第八條 受業料領收證書ハ豫テ生徒ニ渡シ置受業料ヲ收入スル毎ニ其月ノ欄内ニ金員ヲ填記シ小學校事務掛其部分ニ押印スベシ

第九條 受業料領收簿並ニ領收證書料紙ハ縣廳ニ於テ之ヲ刷行シ相當代價ヲ以テ各公立小學校ヘ拂ヒ下グベシ

四、學 資 金

1、學資金の賦課蓄積

明治七年の當初に於て、管内小學校の學資金の積立額は、僅に壹萬九千九百圓餘であつた。是れでは學校の維持經營には思ひもつかぬ少額のものである。然し當時第一大學區内積金狀況から見れば第五位に當つてゐる。

第一大學區學校積金高比較

東 京 府	一〇一、五〇三、九九八	埼 玉 縣	一、七八〇、〇〇〇
熊 谷 縣	一一五、五六六、一四八	千 葉 縣	一九、九〇四、六五九
足 柄 縣	六八三、六九二	新 治 縣	一六、三一〇、五〇〇
茨 城 縣	六一、五五九、七八九	椽 木 縣	九、五〇三、七七一
山 梨 縣	一四五、二二三、七三五		

縣としては鋭意學資金の蓄積、増殖に努め、明治七年五月學區取締區長に布達して其の蓄積に一層の努力を拂つた。

第二百二十一號

學事ハ人生ノ一大急務ニ付既ニ政府正租ノ内ヲ以テ若干ノ御委託金御下ケ有之候次第ニ付各自
朝旨ヲ體認シ日ヲ逐ウテ學校盛大ニ相成候様可致苦ノ處學費ノ給セザルヨリ未タ各區ニ具設セス僅ニ設立スルモ往
々有名無實ニシテ將來保護ノ用途無之隨テ興レハ隨テ廢スルノ勢アリ此分ニテハ教育普及シ眞ニ開明ノ地位ニ至リ
候儀ハ無覺束第一

朝旨ニ副ハス不相濟儀ト苦慮致シ 然ルニ地方今日ノ情態ヲ懸察スルニ就學ノ者モ學校ヲ維持スヘキ相當ノ受業料
ヲ納ル、能ハス一時權宜ヲ以テ反別戸口ニ賦課シテ學費ヲ出タサシメサルヲ得ス併シナカラ百事維新ノ際ニ方リ諸
般緊急ノ公費少ナカラス實地行届兼向モ有之哉ニ相聞ヘ候條學費ノ儀爾來各所ノ景況ニヨリ農漁ハ雜穀菜菓魚介鷄
豚海草茶糸薪炭繩蕙等平日力作ノ餘ニ辨スヘキ物品ヲ一月乃至四季毎ニ相集メ之レヲ販賣シテ其代價ヲ積ミ工商ハ
日掛ケ月掛ケ等ノ方法ヲ以テ募集候得ハ人々容易ニ出資シテ終ニ充分ノ學資モ貯ヘ得ヘキニ付各村驛協議ノ上、恰
好ノ仕法ヲ設ケ年ヲ期シテ各校設置教育ノ實効相立人々智識ヲ開キ其產ヲ治メテ天賦ノ幸福ヲ保全候様可致候右方
法施設ノ義ハ學區取締區長ニ於テ精々督促來ル七月三十一日迄一學區括リ仕法書等取束ネ詳細可届出候此段布達候
事

明治七年五月十九日

縣令代理

權參事 岩 佐 爲 春
區 學 區 取 締
長

以上の如き通牒を發して、管下夫々縣民の實情に即して其の生産物の現品寄附を督勵し、學資金

の充當に努めた。されば明治七年現在の文部省年報も左の如き記事を掲げられてゐる。以て當時當局者の苦心の程も察せられる。

學資金ノ儀ハ學校ノ基礎ニシテ基礎堅カラザレバ縱令即今隆盛ナルモ他日ノ衰替ハ必然ノ儀ニ有之實ニ方今ノ急務此ニ外ナラズ然レドモ學事草創ノ際人心未ダ歸嚮セス何分一時行届カサルニ付教育稍普ク人智稍開クルノ期ヲ追テ漸々基礎ヲ固ムルノ外良法無之故ニ人民平生ノ力作ノ餘ニ辨スル物品或ハ寄附獻金等ヲ以テ資金貯蓄ノ方法ヲ漸次相立候様注意致候事

また「學費課賦の方法」として、縣廳文書に次の如く掲げられてゐる。明治七年度に行はれた方法として参考せらるべし。

學費課賦ノ方法

安房上總兩國中學區ニ於テハ壬申十一月布達 學資金ノ部ニ出ツ 候通戸口石高ニ配賦スルノ方法ヲ設ケ富有ノ輩寄附金又ハ區内協議ノ上適宜ノ方法ヲ立テ配賦ノ金額ニ比スヘキ所置アラハ必ス之ニ依ラサルモ妨ナシトス尤區内貧乏ノ者多ク配賦ノ金額ニ充ツル能ハサル向ハ積金其外費用等出金一學校ヲ設クル所ノ區内現人員一名ニ付一ヶ月金壹錢ノ割合ヨリ少ナカラサル様説諭及ビ候、下總國四中學區ニ於テハ區内協議ノ上人民ノ貧富ヲ計リ反別戸數人口等配賦ノ方法適宜ニ相設サセ貧困ノ者多シト雖モ前同様現人員一名ニ付一ヶ月金壹錢ノ割合ヨリ少ナカラサルヲ以テ目的トシ説諭及ヒ候事

これによつて見るに學資の賦課については、一層區民の實情を斟酌し、零細の金員を積みしめて、學校獨立の基礎を強固ならしめ、學資金の造成に努めた。

學資金の蓄積は、本縣創設以來日夜に苦慮してゐた事實であるが、中々當局の理想としてゐる所

とは、現實は餘りに距離がある。學校の設立、教育の振興が一時的のものでなく、所謂國家百年の大計であるべきだに、學制發布後の管下の狀況は、一時非常な勢をもつて普及したのであるが、村落地方は勿論各小區とも忽ち經營難を感じ、學校の基礎振はず、且つ貧家の子弟などは、不就學の狀態となり、教育の普及上ゆゑしき問題となつた。そこで明治七年十一月更に縣令第四百五十號を以て學資金積立規則を發布した。其の發布に際し縣令の演達書なるものはよく當時の實情を物語つてゐる。

千葉縣布達第四百五十號

學制御頒布以來村ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ子弟ナカラシメント夫々着手學校設立ニ注意致候得共或ハ束縛ノ學制
 抔ト誹議シ又ハ學資出金ニ種々ノ苦情ヲ鳴ラス等ニテ兎角不信ノ輩不尠上ハ以テ
 朝旨ニ悖リ下ハ以テ人心ノ歸嚮セサランテ是懼レ日夜焦慮一層奮發致シ候處掛官員學區取締等ノ盡力ト教師ノ勉勵
 等ニヨリ現今治下ニ設立スル校數大凡六百餘ニ迫ヘリ

朝旨稍下徹シ人心稍歸向シ村ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ子弟ナカラシムルノ端緒既ニ成レリ是ニ於テ始テ
 朝旨ニ副ハサルノ責ヲ免レントシ且人民ノ幸福此ニ基本スルコトヲ喜悅ス而シテ今ノ六百餘校因テ立ツトコロノ資本
 ハ概ネ一時ノ急ニ應スルタメ戸口等ニ課賦スルモノニシテ永久保護ノ良法ニアラス往々有名無實ニ屬スルモノ之レ
 有リ故ニ隨テ興レハ隨テ廢スルノ弊殆ト免レ難シ是レ亦余ノ大ニ憂慮スル所ナリ夫レ學校ノ設ケタルヤ各子孫ヲシ
 テ其才智ヲ研キ其產業ヲ治メシムルノ本ナレハ其費用固ヨリ自ラ辨ゼサルベカラス然レモ創業ノ際力ノ迫ハサルヲ
 察セラレ正租ノ内ヨリ學費トシテ若干ノ金員ヲ御委托相成リ且學校地所モ御下渡シ相成次第ニ之レアリ斯ル厚キ御
 旨趣ヲ奉戴シ且子孫永世ノ計ヲ思ヒ互ニ憤發協力シ學校保護ノ爲メ其分ニ應シ學資ノ幾分ヲ寄附シ漸ク學校盛隆ノ

期ニ立至ルベキ目途ヲ立テ終ニ戸口等ニ課賦セサランテ期スベシ抑各學區内家ニ貧富ナキ能ハズ夫レ豪富ノ貧弱ヲ
 助ルハ固ヨリ交際上缺クベカラサルノ義務ナリ苟モ人トシテ人タルノ義務ヲ缺クハ亦タ以テ

朝旨ニ負クモノト謂フヘシ汝等余ガ先ノ喜悅スル所ヲ喜悅シ後ノ憂慮スル所ヲ憂慮シ

朝旨ヲ體認シ子孫ヲ顧念シ以テ其義務ヲ盡サンコトヲ冀望ス仍テ學資金積立規則相添此段及演達候也

明治七年十一月九日

千葉縣令 柴原和

規則の梗概を擧ぐれば學資金の目的は學校を維持し貧民の子弟を救護するにある。(一)寄附金は明治八年より同十二年まで五ヶ年に分賦して納付するものである。(二)寄附者の氏名金額は政府へ上達し人民に遍く公示し且つ該區各學校へ永く揭示す。(三)寄附金は其の八分を該區内戶籍小區各學校資金に充て、其の二分縣廳に納めしむ。(四)縣廳に出したる分は學區一般に關する公費に供し、又は學區貧困にして學費を給することの出来ないものを補助す。(五)各學校資金に充つる分はこれを以て該校を永世維持し、貧民の子弟を救護するものなれば確實なる保管法を立て田畑を購入するか、又は該區の正副戸長或は富有の輩に預け置き、利子増殖の方法を講じ學區取締を経て縣廳に申出でしむ。(六)自己の寄附金を本人に於て預らんとする者は田畑山林等其の金高に相當する不動産を抵當にする證書を納れしめ、毎年其の利子を出ださしむ。

此れによりて、區々なる從來の學資の積立方法を一定し、管下一齊に其の積立に努めることになつた。而して固より縣當局としては區民の理解ある協同による出費を理想とし、強制高壓的に徵收するが如きことはなかつた。明治八年十月縣が治政の一斑を管下に報告せる「縣治方面」に「小學設立及保護の事」と題して左の如く記述されてゐる。

小學設立ハ一時官ノ獎勵鼓舞以テ之レヲ能クスベシコレヲ保護スルニ至リテハ人民共同資金ヲ積ミ以テ維持スルニアラザレバ能ハザルナリ、然レモ其資金ヲ積ムヤ貢稅等ノ類ニアラズ又警察戶籍等ニ要スル區入費等ノ類ニアラザルヲ以テ強テ人民ニ賦課スベキモノニアラズ唯ダ官ヨリ誘導シテ各自ニ心服體認コレヲ出サシムベキモノトスコレヲ以テ昨七年十一月第四百五十號ヲ以テ布達シタル如ク區内人民協議資金ヲ積ンテ之レヲ保護永續センコトヲ要ス抑縣下現今設立スル小學校凡八百餘校ニ至ル其數タル少シトセズ然レモ下總並上總ノ内ヲ巡視シ親ラ生徒ヲ試験セシニ教員ノ不熟器械ノ不備等ニヨリ教則モ隨テ亂レ生徒ノ進歩モ遅ク有名無實ノ學校多數ニテ實ニ赧然ノ至リナリ、コレ他ナシ資金ノ足ラザルヨリ教員ノ給料少ナケレバ良師至ラズ亦器械書籍等モ備ラザルナリ去トテ前述ノ如ク資金ハ強テ賦課スベキニ非ラサレバ飽マデモ前號布達ニヨリ資金積立ヲ誘掖シ以テ良師ヲ得器物ヲ具シ取テ不就學ノ徒ナク既ニ就學ノ徒ハ序ヲ逐ヒ進歩昇級セシムベシ云々

此の規則の出づるや、縣は其土地區民の實情を精査し、一中學區毎に漸次學務課員を派遣し實地につき其の方法を協議し、夫々學資金の調達を企劃した。或は土地を以てするあり、或は現金を以てするあり、一時金あり、年賦金ありて頗る錯雜を極めた。其各町村のに亘る詳細は知るに由なし、唯其の最も多く行はれたるは、一時的現金を以てし、其金額は則ち出資者に之を預け、只利子を徴收して學費に充てるのであつた。今左に當時行はれたる「學資金積立の届出」の一例を示さん。

學資金積立法御届

第二十番中學區第百十五番第百十六番相濱學校

一金拾五圓 甲戸數廿八軒ニテ毎月取立一ヶ年集金高

一金九圓 乙戸數廿八軒ニテ毎月取立一ヶ年集金高

一ヶ年合金廿四圓

此利子壹圓六拾五錢六厘七毛

但金貳拾五圓ニ付一ヶ月二十五錢之割

滿五ヶ年積立

元金百六拾貳圓六拾四錢五厘六毛

右者今般相濱學校資本トシテ前書之通月々漁業稼高ヲ以テ村内協議ノ上方法確定仕候ニ付此段御届申上候也

第一大區一小區安房郡相濱村

用掛事務兼

明治八年一月十七日

藤 森 益 樹 ㊦

副戸長 豐崎藤右衛門

戸 長 安西甚右衛門

千葉縣令 柴 原 和殿

これに對して縣からは次の如き指令があつた。

該校書籍器械其他所用物品等保護方法ヲ立ツルコト

教場ノ便否ヲ教員ニ詢リ授業上差問有之節ハ校舍新築又ハ修繕等ノ儀速ニ學區内ニ協議スルコト

以上ノ數件該小區内正副戸長へ協議ノ上取扱學區取締へ申出ツベキコト

とあつて、學校の維持保護に關しては當局の細心の注意の程も伺はれる、また東葛飾郡茂木(野田)

小學校の當時の日記の一節を抄録すれば

- 一 本縣學務掛史生若林義勝巡視、學區取締石川得郎隨從ス
- 一 當校積金之儀若林氏説論ニ付則チ資本金高請書差出候處左ノ如シ
- 一 金千貳百圓 合 額

内

- 一金四百拾圓 茂木七郎右衛門 一金四百拾圓 茂木佐平次 一金百貳拾圓 茂木七右衛門
 - 一金六拾圓 茂木七郎次 一金四拾圓 茂木勇右衛門 一金參拾圓 戸邊與四郎 一金百圓 山下平兵衛
- とありて、これ等は學資金の比較的の多い實例である。明治八年に至り學資蓄積募集の方法は、一層精密に亘りて考慮せられ、土地民情の異なるによりては、一定の法規にて律すること能はざるは勿論隨時順應の取扱をするといふことになつた。今其の方法の二三を示さん

- 一、土地富沃人民開明有志ノ徒少カラザル向ハ寄附ヲ慫慂ス
- 一、土地富沃ト雖モ人民未開ニシテ有志ノ徒少ナキニ於テハ家産ノ等差ニ依テ出金ノ多寡ヲ分チ中等以上ヨリ出サシム

一、僻地瘠土富民少ナク前二法行ハレザル向ハ家産ノ上下等ヲ論ゼズ人口ニ割賦シ毎日一厘以下ノ金ヲ出サシム
但極窮ノ者ハ此限ニアラズ

一、以上ハ或ハ單ニ一法ヲ以テシ或ハ二法三法ヲ併行スル等其下情ニ投シ派出官ニ於テ便宜斟酌ヲ加フ
かくて明治八年度未本縣學資金の積立額は十萬四千六百四十四圓餘となつた。第一大學區各縣の比較をしてみるならば、

東 京	一〇一、五〇四、〇〇〇	神 奈 川	三七三、九二九、〇二一
-----	-------------	-------	-------------

埼 玉	三、五三九、八二七	熊 谷	二〇六、一八七、七四〇
千 葉	一〇四、六四四、五二七	足 柄	五〇、三五二、六六三
茨 城	一〇一、二三六、三二六	椽 木	五八一、七八九、八六九
山 梨	二三〇、六三〇、五九四		

また明治八年には小學校の等級を定めて、其の等級によつて、學資金の定額を定めて徴集する方
法をも案出して、之れが造成に努めた。即ち管下各小學校を三等に分ち、第一等第二等第三等とし、各
小學區内人家稠密且便宜の地に於て設立する者を第一等とし、三小學區以上聯區又は又富饒の地
に設立するを第二等とし、僻遠の地に設立するを第三等とす、而して其の學資を募集する方法は、課
賦を用ゐず、専ら勸誘を以て旨とする。勸誘に方り費額の用途を左の如く豫定した。

一 等 校	千五百圓	一 日 一 戸 一 厘 二 上 ラ サ ル 見 積 如 此
二 等 校	千 圓	同 前
三 等 校	五百圓	同 前

右積金の目的は其の極度を示すものに非ず、土地に貧富の異、人民に開否の別あり、加るに細民動
もすれば小故に就て區費の多端なると鳴らし、一時に充分の資金を得ること能はずと雖も、當時右
の費額より下ることあれば、到底維持の道がないので、貧區と雖も必ず此額に充たしむることに努
めた。學資集徴の本旨は區内資産ある者及び有志の輩を懇々説諭勸誘して、應分の寄付をなさしめ、
金額尙不足して學校維持に足らざれば、已むを得ず戸數反別分頭法等彼の便宜の賦課に任せ、之を
勸誘す、而して其の支出については、現集金を消費せしめず、之を學校永遠の維持の資本と爲し、確實

なる不動産の抵當を得て之を預け、其利子を以て校費の經常費に充てしむるのである。此の學資金のことは、制度としては實に良いものであり、且つ初めは能く實行せられたが、漸次年を経るに及び、寄附者には財産の異動を生じ、破産的境遇に陥るものもあり、其の財産状態も常に變化ありてこれが當局の取扱も容易でなかつた。明治十年五月には左の如き通牒が發せられてこれ等の弊害の除去に努められた。

甲第六拾號

公立小學資本トシテ其ノ居住地區内ノ學校ヘ一時又ハ年賦等ニテ寄附金ノ義願又ハ届出開置候者ノ内轉籍又ハ寄留換等ニテ右寄附金取消ノ儀願出候者有之從前開届來リ候處右ハ際限モ無之義ニテ終ニ學校保護ノ道相立ザル次第ニ立至リ且本分ノ義務ヲ缺キ交際上有之間敷筋ニ付自今寄附本人水火風震等非常ノ天災ニ罹リ産業衰頽一家ノ興廢ニモ關係セル場合ニアラサルヨリハ公立小學資本寄附金取消之義一切不開届候條此段布達候事

明治十年五月三日

千葉縣令 柴原和

一方縣に於ては學務課員等を縣下各地に派遣して、學資金其他學校維持の方法につき指示せしめて、學校設立の基礎を固めることに努めた。同年八月縣より御用掛を管下に派遣したのもこれが爲である。

丙第貳百三拾五號

十四、十五、十六大區

區長

各小學校維持之方法實地叶示之爲ノ御用掛大野右仲其區内ニ出張爲致候條此段相達候事

但日限ノ儀ハ出張ノ者ヨリ更ニ通報可及事

明治十年八月廿五日

千葉縣令 柴原和

同年十一月には、學資金利子收入概則を出して、學資金の貸付利子收入取扱上從來の不備の諸點を補ふことになつた。今左にその要點を摘記すると

學資金貸付の利子を十圓に付一ヶ年金一圓としたること。

利子は小學校の毎月の經費に充つるのであるから毎月二十日から廿五日迄に取立てること

利子は預り主、借受人から小學校事務掛へ納め、教員給料に充つべき金額を小區扱所へ納め、其餘を學校諸費に供すること

利子納方期限を過るときは小學校事務掛催促し小區扱所に移し戸長之を督促すること

利子納方延滞一ヶ月を過るときは大區出張所又は縣廳にて督促乃至説諭をなすこと

いふのが規定せられて、利子の收入取扱が整頓した。同年十二月に至り「改正學資金規則」が發布せられた。改正の要點は大體明治七年十一月發布の同規則の不備を補つて其の保管方を確實にしたに過ぎない。即ち先づ從來の資金の成立によりこれを二種に分ち、一は有志者の寄附献金と、一は印旛木更津縣以降學區内人民共同の積金である。次に資金利子増殖の法を分つて、田畑山林買入、公債證書譲受貸金預金とした。次にこれ等の手續を明示し、學資金を以て田畑山林を買入れんとするときは學資寄附積立人の内五名以上及町村總代人小學校事務掛戸長學區取締協議の上其の實利あるを確認したる上、公立小學校の名義を以て買入の手續を爲す。公債證書を譲受けんとするときは前項の順序を以て協議を盡くし、小學校事務掛の職掌を以て譲受の手續を爲す。又現金を貸付ん

とするときは同様前項の順序を以て協議を盡くし確實なる不動産を抵當としたる證書を取りて貸渡す。又寄附積立本人に預けるときは小學校事務掛戸長學區取締協議の上利付預金の法を以て區内の情況本人の資産に依り不動産抵當若くは保證人二名以上連署の證書を取りて預ける。而して此等の資金及び資金を以て買入れ譲受けたる田畑山林公債證書の進退はすべて小學校事務掛の擔任で、其の出納は一々帳簿に記載せしめ、三月四月七月十月 毎に戸長學區取締に示し、戸長學區取締に於て其の錯誤なきを認むれば之に檢印することになつて居る。明治十年十二月 改正學資金規則

斯くて學資金の蓄積を圖り、學校設立の基礎を強固にする爲に、當局の督勵と、區民の覺醒とによりて、管下公立小學の學資金も漸次増加し、經費難の聲も何時しか消えて、夫々必要なる經費の支出に支障なきに至つた。左に縣下安房郡に於ける小學校沿革史の中から其學校に於ける學資金の造成發展の過程を示す參考として左に抄録する。

安房郡大成小學校沿革誌

大石ハ明治九年ニ於テ學資ヲ金千二百圓ト定メ之ヨリ生スル年一割五分利及區内協議集金五拾五圓五拾錢トヲ以テ經費ヲ支辨シ廿二年ニ至リ金七百圓ヲ増殖セシヲ以テ合計金一千九百圓トナレリ

佐野ハ明治九年七月ニ於テ金八百圓ト定メタリシガ後増殖シテ明治二十年ニハ一千二百圓トナシ外ニ協議集金五十四圓九十五錢アリ故ニ學資金ヨリ生スル年一割利及前記協議集金トニヨリテ經費ヲ支ヘ居タリ、後ニ學資金貳百圓ヲ減ジテ學資金一千圓ト更定セリ、云々

安房郡館野小學校沿革誌

明治六年學校創設ノ當時ハ教員兒童トモニ少ク諸般ノ設備モ簡單ナレバ一ヶ年ノ經費僅ニ百五十圓ニシテ教員俸給

ノ如キ年額四十八圓ナリキ、其ノ支辨ノ方法ハ石高及戸別割ニ賦課シテ出金セス同七年學資金積立ノ法ヲ立テ金六百圓ヲ向フ十ヶ年間ニ積立ツルコトニ決ス、同九年七月山本、國分兩村ニテ各千圓ヅ、積立寄附スルコトニ決ス同十一年ニハ學資金二千五百圓ニ達ス同十五年ニハ三千九百六十圓七十錢トナル、當時ハ積立金利子ト受業料トニヨツテ經費ヲ支辨セリ、云々

以上は代表的に二校の經費關係を示したものを掲げた。其他の小學校も先づ大同小異のものであつたと考へてよ。かくして明治十二年十二月現在の各郡小學校の學資金は左表の通りである。

郡名	校數	學資	郡名	校數	學資
安房	八	金三萬七千五百圓四拾六錢	平	三三	金四萬七千五百十八圓貳錢
朝夷	一五	金四萬千六百六拾五圓五拾壹錢壹厘	長狹	三〇	金三萬五千五百貳拾七圓八拾錢
天羽	二四	金三萬八千九百拾參圓貳拾九錢	周	一七	金四萬九千四百四拾七圓六錢
望陀	二四	金七萬七百三拾七圓九拾貳錢	夷隅	六五	金七萬九千八百九拾九圓貳拾八錢九厘
上埴生	一〇	金貳萬三百六拾五圓六拾五錢五厘	長柄	四三	金壹萬五千貳百五拾七圓四錢
山邊	四七	金五萬五千五百拾七圓三拾錢貳厘	武射	四三	金四萬貳千貳百拾圓六拾貳錢壹厘
市原	五一	金五萬七千五百拾四圓九拾九錢七厘	千葉	五〇	金參萬貳千四百四圓九拾貳錢四厘
東葛飾	五一	金七萬九千六百七圓八錢三厘	印旛	七八	金四萬三千七百七拾五圓六厘
南相馬	一七	金壹萬四千四百六拾七圓五拾七錢五厘	下埴生	一九	金四千六百七拾六圓九拾錢
香取	六六	金九萬七千八百貳拾八圓四拾參錢	匝瑳	二〇	金貳萬九千四百八拾五圓拾壹錢三厘
海上	一九	金三萬三千九百四拾貳圓八拾八錢二厘	計	七三〇	金九拾參萬三千六百圓九錢八厘

2、學資遣拂法

小學校兒童の増減を明かにし、學資出納の正確を期するは校務上の重要な事務に屬するもの故、學制にも夫々其の處理報告等の手續其の事務の歸屬まで明かにして以て處理上の圓滑を期することになつてゐる。左に

第六十五號

小學生徒之増減進否並學資金出納之義者最も緊要之事ニ付各學校ニ於テ別紙雜形之通人員及ヒ出納表ヲ製シ毎月取調學區取締ニ差出シ學區取締ニ於テ一中學區内分取集メ翌月十日限り無遅々可差出候尤開校以後今日迄之分モ右ニ準シ毎月分取調早々可差出事

但各學校ニ於テ雜形之通三紙ヲ製シ内一紙ハ其學校ニ留置一紙ハ學區取締ニ留メ一紙縣廳エ可差出尤右用紙ハ刷行學區取締へ相渡候條其學區ヨリ相當之代價可致上納事

右之通布達候事

明治六年十一月廿九日

千葉縣令

柴原

和

此の如く布達されてゐる。これによつて見るに各區内小學校の經費は事務掛之を出納し、毎月生徒人員及び學資出納表を調製して學區取締を経て縣廳に提出した。其の學資出納表は左の形式を具へたものであつた。

學資出納表

納

出

前月ヨリ越高	委託金	教員給料	書籍器械費
生徒受業料	諸金利息	諸給料	薪炭油費
寄附 献金	諸入金	巡廻旅費	諸雜費
學區内集金	總計	建築營繕費	總計

この様な要項を具へた形式で、夫々各小學校の學資金の遣拂が報告された。其後報告の形式は幾分變つたこともあつたが、大體以上挙げた様なもので、明治十二年まで續いた。明治十二年一月に「公立小學校費出納勘定帳」と改められて、事務掛に於て六月、十二月の兩度に區分し、翌月十五日限り、正副二通を調製し、學區取締を経て郡役所に提出検査を受くるのであつた。尤も此際拂出の金額に對しては夫々證據書類を一切具備するのであつた。其の該勘定帳の形式は左の如きものである。

明治何年何月ヨリ校費出納勘定帳

何々學校

一金幾何	明治何年何月ヨリ何月迄何々校元入高	金幾何	文部省補助金
内 金幾何	前年ヨリ越高	同	學區内集金
同	學資金利息但元金幾何	同	生徒受業料但何人分
同	臨時寄附金	同	諸入金
同	不用書籍器械拂代	同	

第五章 初等教育

一金幾何	拂出高	
内 金幾何	教員給料	金幾何
同	兩師範校經費	同
同	借家賃	同
同	書籍器械費	同
同	試驗費	同
同	何々	同
一金幾何	元拂差引	但殘金ハ翌月へ越高或ハ學資金ニ組入
右ノ通り相違無之候也		
	何々小學校事務掛	何之誰
年 月 日		
郡 長 宛		

前書何々小學校何年何月分學費勘定帳差出候ニ付御検査済ノ上御下附有之度候也

第何番中學區内學區取締

何之誰

3、舊新治縣所管學資金

香取、匝瑳、海上三郡は嘗て舊新治縣の所轄にして明治八年五月より千葉縣に合併することにな

つた。其學事の如き舊縣の施設するところを見るに、三郡二中學區に於ては其の學資は石高或は家産に賦課をした。其の蓄積の方法は左の如し。

一、寄附金ハ學區内ニ説諭シ應分定額ヲ約束シ逐次收集シテ資本トス
二、集積金ハ家産高百石ニ金三圓ト定メ明治六年ヨリ同八年マデ三ヶ年ニ集金ス家産等級ヲ定ムル左ノ如シ

一等産	高百石ニ付	金三圓	二等産	高七拾石以上	金貳圓
三等産	高五拾石以上	金壹圓五拾錢	四等産	高四拾石以上	金壹圓三拾錢
五等産	高三拾石以上	金壹圓拾錢	六等産	高二十石以上	金九拾錢
七等産	高十石以上	金六拾錢	八等産	高六石以上	金三拾錢
九等産	高五石以上	金拾八錢	十等産	無高	金貳錢

商店ハ賣高金三千圓ノ者ハ高百石ニ當ツ
酒造ハ造高二百石ノ者ハ高百石ニ當ツ
醬油造ハ造高三百石ノ者ハ高百石ニ當ツ

元來此の三郡の學事は舊新治縣特殊の事情により、彼の學資金の如きも、明治六年より八年迄三ヶ年間は直接縣に於て徵收して、之を縣下富豪の者に貸付利子を收納し、以て公立小學は教員の俸給より諸般の雜費に至る迄縣廳に於て之を辨給し、一切の經費を擔當したのである。一方村落小學は單に設立の際二三の器械を縣より給與するのみにて、其餘の一切は區内の協同出費にて之を辨ずるといふのであつた。而して明治八年五月土地人民を本縣に交付の際、明治六七兩年の學資集積金仕拂殘額及び寄附金等本縣に引送りがあつたので、縣としては此等の收入金は其性質上其使途

を考慮することになった。

元來新治縣の學資金に關する制度は本縣のそれとは相逕庭せりと雖も、今遽かに改め難き事情あり、且妄りに改むべからざるを以て三郡の學事は姑く舊慣に仍て之を處置し來りたるも一縣の學事二途に岐れ且其の煩錯なる到底兩立すべからざるものあるが故に、斷然統一を企圖し明治九年三月之を改定した。先づ三郡の學資金の處分問題であつたが是れは明治六七兩年分は夫々各小學區に還付した。即ち明治九年十月十八日付丙第四百壹號を以て第十四大區より十六大區區長及び各村戸長宛に左の如く達せられた。

香取匠瑤海上三郡學事更正ニ付舊新治縣ニ於テ賦課徵收セシ明治七年分學資集積金還附手續ハ第十四五大區出張所ヨリ可相達旨本年縣廳丙第四百十二號ヲ以テ相達置候處今般別紙還附金仕譯書並ニ各村既納未納調書共相添金員下附及ビ候未納ノ分ハ速ニ取立下附金ニ併セ壹小區毎ニ蓄積ノ方法可相設候此段相達候事

但學資蓄積方法之儀ハ一小學區毎ニ取調本年十一月十五日ヲ限リ學區取締ヲ經テ可届出事

明治九年十月廿六日

千葉縣令 柴原和

明治七年分學資

集積總高 金壹萬六百六拾三圓七十七錢四厘八毛

内 金七千九百拾貳圓拾八錢八厘五毛 現在徵收高

差引 金貳千六百七拾壹圓五拾八錢六厘三毛 未納高

現在徵收高 金七千九百九拾貳圓拾八錢八厘五毛

此譯

金五千七百壹圓四拾錢五厘五毛 現今拾四五大區内貳百七拾七ヶ村へ還附之分

金貳千貳百九拾圓七拾八錢三厘 現今拾六大區内八拾三ヶ村へ還附之分

以上の如く布達せられ明治七年分の學資集積金は夫々各區に還付せられた。各小區に於ては、此の還付金を基本として更に蓄積の方法をたて縣に報告することになった。

翌十年二月七日、七年分學資徵收未納高貳千六百七拾壹圓五十八錢六厘三毛中第拾五大區分五拾七圓八十八錢第十六大區分六百貳拾貳圓壹錢四厘上納せられたるを以て夫々下付された。

同年六月廿六日付で更に明治六年分學資集積金の消費の殘額は各小學區出金高に割合還附することになった。其の金額の内容は左の通りである。

明治六年分舊新治縣集積高金八千三百六圓七拾錢

内 金貳百貳拾七圓五拾七錢四厘 舊新治縣引送未納高

差引 金八千七拾九圓拾貳錢六厘 舊同縣收入高

内 金三千七百九拾四圓拾八錢三厘 舊新治縣並當縣ニ於テ教員給料其他諸費仕拂高

差引 殘額有高 金四千貳百八拾四圓九拾四錢三厘

此内譯

第十四、五大區へ下附ノ分

一金貳千七百九十四圓貳拾六錢九厘六毛 但出金高壹圓ニ付金五拾三錢壹毛七糸二

第十六大區へ同斷

一金千四百九拾圓六拾七錢三厘三毛 但同斷

第五章 初等教育

此等の還付金に對しては各小學區毎に更に蓄積の方法をたてしめた。寄附金高壹萬六千三百貳拾四圓九拾貳錢五厘の三分の二即ち壹萬八百八拾三圓貳拾八錢三厘は第二十六、七番兩中學區内公立小學拾參校へ下附した。而して該金額の三分の一即ち金五千四百四拾圓六拾四錢壹厘六毛納高三百拾八圓四錢九厘六毛を除きは元村落拾四校(西大須賀校、伊能校、飯高校、萬力校、萬歲校、大窪校、窪谷校、南中校)以上廿六番中學(無里校、小川臺校、傍爾戶校、宮川校、大間手校、新町校)以上廿七番中學(區)へ下附した。一校當り平均三百七拾參圓拾壹錢三厘七毛となつた。此等は何れも各校の維持費とし基本金となして猶蓄積増殖を講ぜしむることゝなつた。各區に於ては時節柄經費難の處へ思ひ懸けない還附金を得たので是れが蓄積方法をたて其他學校維持上の對策を樹立するなどで容易に此の事が決定を見ないので、縣當局からは再三の督促を受けるといふ始末であつた。

從來縣に於て學校經濟を直轄してゐたものが、遂に各區に移管された譯であるから、公立小學の教員の給料其他の支出から收入に至るまで處理するといふことになつた。かくして村落小學校及び一百有餘の家塾等は總て公立小學に立直され、皆本縣の成規に基き各學資を蓄積し、其他校則教則等に至るまで一新して國民教育に當ることになり、管下の教育は初めて純然統一する様になつた。

五、小學扶助委託金(小學補助金)

教育の普及を助け學區の資力を補助する爲め「學制」の中には府縣に一定の金額を委託する規定が設けられた。元來「學制」では各學區がその區内の教育費を負擔することを原則としたのであるが、

當時の國情としては學制の定むるが如き多數の小學校を一時に創設し、且つ學區の要求するやうな多額の教育費を負擔せしめる程度迄には、地方の經濟狀態は到つてゐなかつた。政府は茲に着眼して、明治六年の布達によつて全國を通じて二十九萬三千五百二十七圓餘即ち兒童一人に對して九厘の割で補助することゝした。これが小學扶助委託金と稱せられるので、即ち現今の義務教育費國庫負擔の淵源といふべきものである。明治十年に小學補助金と改稱せられ、年々多少の増減があつたが、明治十三年迄繼續された各年度の配布金額をあげれば

明治六年	二九三、五二七圓	明治七年	二九五、八五四圓	明治八年	七〇〇、〇〇〇圓
明治九年	六五九、〇〇〇圓	明治十年	四二五、〇〇〇圓	明治十一年	四二五、〇〇〇圓
明治十二年	三六一、三〇〇圓	明治十三年	二〇〇、〇〇〇圓		

の如く金額は漸次増加され、明治八年の七十萬圓を頂點とし、又漸次減額されて同十三年の二十萬圓で終つてゐる。明治八年一月文部省から委託金に就いての通牒が來てゐる、而して委託金額の最も多かつたのは此の年であつた参考の爲に併せ掲げて見よう。

文部省報告第二號

嚮ニ小學普及ノ主旨ヲ以テ一年三十萬圓ノ金額ヲ府縣ニ委託シ 全國人員 學資ヲ扶助セシム今更ニ教育擴張ノ爲半
 年三十五萬圓ノ金額ヲ配付セリ 全國人員三千三百萬八千四百三十人ノ分頭一錢六毛餘乃チ一年貳錢壹厘二毛餘ノ割 父母タ
 ル者其レ克ク此意ヲ領會シ子女ノ就學ヲ忽ニスル勿レ 若シ之ヲ全國學齡子女ノ概數五百萬人ニ算當スル時ハ各箇七錢乃チ一年十四錢ノ割

之れを請けて縣令柴原和は左の如く管下に布達せられた。

甲第二十二號

小學扶助委託金ノ儀一ヶ年合數凡三十萬ニ有之候處教育擴張ノ主旨ヲ以テ一月ヨリ六月迄ノ分三十五萬圓ヲ配付候條學事益隆盛ニ趣キ候様確認可致旨文部省ヨリ被相達尙又扶助金額割合等別紙ノ通報告有之候條學事御保護ノ厚キ御旨意ヲ奉體シ各人民ニ於テモ一層奮勵學資積立ノ方法等速ニ可相定候此段爲心得布達候事

明治八年二月四日

縣

令

1、本縣最初の扶助委託金

明治六年九月本縣としては初めて舊木更津縣分六年一月ヨリ六月迄ノ分及び舊印旛縣分六年一月ヨリ六月迄ノ分の委託金合計四千四百二十六圓八十三錢四厘の配布を受けた。而して翌八年二月これが決算が報告されてゐる。参考の爲左に掲ぐ

明治六年舊木更津縣御委託金入出合計表

入 之 部		出 之 部	
第一 上六ヶ月元金	金貳千四百八十七圓三錢三厘	第一 學區取縮給料	金四百七十一圓三十三錢一厘
		第二 旅 費	金三十六圓七十錢
		第三 小學教科書各校へ下渡分	金七百十九圓七十七錢一厘
		第四 諸雜費	金百四十六圓十七錢一厘
總 計	金三千三百七十三圓九十七錢三厘	總 計	金三千三百七十三圓九十七錢三厘
差引殘	金千百十三圓六錢	差引殘	金千百十三圓六錢
内 貳拾分ノ一豫備金	金百貳十四圓三十五錢貳厘	内 貳拾分ノ一豫備金	金百貳十四圓三十五錢貳厘

明治六年舊印旛縣御委託金入出合計表

入 之 部		出 之 部	
第一 上六ヶ月元金	金千九百三十九圓八十錢貳厘	第一 諸給料	金九百二十三圓二十二錢七厘
		内 譯 學區取縮給料	金百三十圓
		内 譯 學區取縮給料	金百三十圓
		同生徒取縮給料	金十七圓二十五錢
第二 鴻臺小學教員旅費	金五十一圓二錢五厘	鴻臺小學校教員給料	金七百六十二圓七十二錢七厘
第三 同營繕費	金貳拾五圓七拾壹錢七厘	同役夫給料	金十三圓二十五錢
第四 同借家賃	金三十五圓二十五錢		
第五 同書籍器械買入修覆	金八十圓七十三錢五厘	同書籍器械買入修覆	金八十圓七十三錢五厘
第六 同諸雜費	金二十九圓九十二錢五厘	器械買入	金六圓六十二錢二厘
總 計	金千四百五十五圓八十七錢九厘	同修覆	金五錢
差引殘	金七百九十三圓九十二錢三厘	總 計	金千四百五十五圓八十七錢九厘
内 貳拾分ノ一豫備金	金九十六圓九十九錢	差引殘	金七百九十三圓九十二錢三厘

斯くて明治六年下半年期分同年十二月迄ノ分の委託金四千四百貳拾六圓八十三錢四厘は千葉縣分として同年配布を受けた。それに同年には東京府貫族前田慶寧氏興學經費の多端なるを察し、篤

志を以て全國に對し、家祿の内壹萬石の代金壹萬六千八百圓の獻納あり、本縣も其餘澤を蒙り配布額五百貳拾貳圓を受けた、委托金と合せて興學の爲め使ふことになつた。

2、各年度の委托金

委托金の配布は年に二回であり上半期(一月より六月迄)下半年期(七月より十二月迄)に分ち、學齡人員分頭割に夫々政府から配布を受けた。各年により其の配布額は異つた、今本縣の受けた金額を擧げると左表の通りである。

年	上半期分	下半年期分	學齡人員
明治七年	四、六六八・九六〇	四、六六八・九六〇	一四一、二〇九
明治八年	一一、〇〇一・四六五	一一、一八一・〇八六	一三六、五四四
明治九年	一一、一八一・〇八七	九、七五五・二七九	一三九、一九八
明治十年	九、四七六・三九〇	五、七四六・六七二	一三九、一九八
明治十一年	五、七四六・六七二	五、七三一・七九〇	一四六、二四一
明治十二年	五、七三一・七八九	五、〇三三・一七一	一四五、六七八
明治十三年	五、〇三三・一七〇	二、七三二・七七四	一四四、九三六
明治十四年	二、七三二・七七四		一四四、九三六

但明治六年分委托金ハ前掲ノタメ省クト、ス

3、委托金の遣拂

明治六年二月文部省は第九號を以て左の如き通牒を各府縣に向つて發せられた。

小學普及委托金ノ内五分ヲ引キ別ニ之ヲ備置追テ師範學校ヨリ出ル處ノ教官給料ヲ助クベシ云々學制第一百一章記載ノ通右五分ノ金額ハ今日ヨリ於當省引除置候筈ノ處各府縣情態ノ異同モ有之便宜ノ方法モ可有之ニ付右五分ノ金額其委托金額ニ結ビ一同相渡可申ニ付右學制ノ主意ヲ不失於府縣適宜ニ引除置他日右教員給料等ノ需用ニ差闕無之様目途相立置可申候事

委托金の費途に就いては學制に明示せられ、殊に委托金より五分を積み、師範學校卒業者の給料に充當することになつてゐるが、然し政府よりは別に五分の控除をなさず、各府縣に交付された。本縣としては各小學區内に於ける學資の不足を補ふ爲め、小學教科書並器械等の現品を以て下け渡し、學事の獎勵に資し、其の他學區取締給料並巡回旅費、千葉師範學校經常費、中學區師範講習所經費、教員生徒賞與費並學務專任官吏の給料及其の管下内巡回旅費等は皆委托金の例規拂の費目である。これ等の費目の内には一時繰替支辨として委托金を使ふ場合もある。而して此の例規外に本金を使用する場合は、一々其金額並に事由を具して文部省の認可を受けるのであつた。

其の後明治七年十月文部省達第十三號を以て委托金を以て縣の學務專任吏員の給料に充當することを廢止せられた。然かし當時管下各小學校の基礎も亦安定し、益内容の向上を圖る期に到達せるを以て、委托金の約半額は現金を以て各校に配布された。一校當り四圓五三八に平分された。

明治七年一月より同八年六月までの期間の委托金は例規拂の殘額八千二百六十八圓四十四錢

其の筋の認可を得て千葉師範學校の新築費其他の臨時費に充てた。當時の會計表として其の決算が發表された甚だ煩雜ではあるが會計の内容狀況を左に掲ぐ

明治七年一月ヨリ六月マデ小學扶助委託金入出會計表

前年ヨリ越高 金四千九十八圓九十三錢五厘

入之部

第一 上六ヶ月元受 金四千六百六十八圓九十六錢

總計 金八千七百六十七圓八十九錢五厘

出之部

第一 諸給料 金千八百二圓七十錢九厘

内 千葉師範學校教員監事給料 七七八圓二四二

同校事務掛並生徒取締給料 五四圓

同校役夫給料 三二圓九六七

學區取締給料 九三七圓五〇〇

第二 學區取締教員旅費 三一八圓八四五

第三 千葉師範學校教員宿代 四六圓五〇〇

第四 書籍買入 一、三九八圓一九八

内 譯 小學規則教則諸圖物各校へ下渡分 二、三七九圓七九八

千葉師範學校書籍買入 一八圓四〇〇

第五 千葉師範學校其他各校生徒賞與品買入 一〇圓一二五

第六 同校並生徒寄宿等借家賃 五四圓一五〇

第七 同校小買物 三三圓八四六

第八 同校備品買入 一一三圓九七九

第九 同校並生徒寄宿所營繕費 二七圓二四三

第十 諸費 九圓六八六

總計金 四、八一五圓二八一

差引殘 金三、九五二圓六一四

内 二十分一豫備 金二二三圓四四八

明治七年七月ヨリ十二月迄小學扶助委託金入出會計表

上六ヶ月ヨリ越高 三、七一九圓一六六

入之部

第一 六ヶ月元金 四、六六八圓九六〇

總計金 八、三八八圓一二六

出之部

第一 諸給料 金一、九一九圓八五〇

内 譯 千葉師範學校教員監事給料 金八八八圓五〇〇

同校事務掛並生徒取締給料 金五二圓二五〇

同校役夫給料 金四一圓一〇〇

學區取締給料 金九三九圓〇〇〇

第二 學區取締並教員旅費 金四八四圓二六〇

第四 書籍買入 金一、二六二圓九四七

内 譯 小學教則諸圖物各校へ下渡分 金一、二四六圓三三七

千葉師範學校書籍買入 金一六圓六一〇

第五 千葉師範學校其他各校生徒賞與品買入 金七九圓二〇一

第六 同校並生徒寄宿所借家賃 金六七圓六〇〇

第五章 初等教育

第五章 初等教育

- 第七 同校小買物 金四二圓六三九
- 第八 同校備品買入 金九圓〇二三
- 第九 同校並生徒寄宿所營繕費 金六一圓二二九
- 第十 官金取扱手数料 金七七圓四五五
- 第十一 諸費 金三〇圓〇七一
- 總計金 四、〇二四圓二六五
- 差引殘 金四、三六三圓八六一
- 内 二十分一豫備金 金二、三三四圓四四八

(明治八年分下省略)

4、教科書の下渡

學校創設當時生徒の學用品の不足は勿論、一般備品に至るまで實に不足勝であり、教育上の支障は實に容易なものではなかつた。縣は各公立小學校設置の都度委託金の一部を以て圖書を翻刻して配布した。明治七年三月を劈頭に左記書目の通り配布した。

- 單語圖八枚 連語圖八枚 五十音草體圖 五十音圖 羅馬數字圖四枚 濁音圖四枚 數字圖 算用數字圖
- 加算九々 乘算九々 色圖箱付一枚 線及度圖 形及體圖箱付一枚

各學校よりは夫々書目部數等を詳細に認め借用證書を縣に差出すのであつた。尤もこれは舊本更津、印旛兩縣以來各學校に下渡したる書籍備品等は皆證書を縣に提出して來た慣例があつた爲めである。當時一冊の書物たりとも容易に得られなかつたことを痛切に思はしめる。而して此等の

書物は各學校に於ては主として貧民の子弟に貸與した。同年六月に至り縣は更に第二回の教科書の配布をした。其の書目等は左の通り

- 小學讀本 卷一、二、四各三十冊ヅ、 地理初步 各三十冊ヅ、
- 小學算術書 卷一、二、三各三十冊ヅ、 物理階梯 卷一、二、三各二十冊ヅ、

明治九年七月縣廳甲第百十四號を以て左の如き布達があり、委託金による翻刻費の餘裕を生ぜず、教科用圖書の配布は廢せられた。

小學教科中ノ單語連語其他諸圖明治七年縣廳第百二十九號布達ノ通縣廳ニ於テ御委託金ヲ以テ翻刻致シ公立小學校置ノ都度下ケ渡來リ候處今般教則改正ニ付テハ從前翻刻ノ方ハ其用ニ堪ヘス然ルニ御委託金ノ儀本年縣廳甲第百十三號布達ノ通り明治七年以來遺拂殘餘ノ分悉皆各小學校區へ配付シ此上翻刻費ニ難差向旁右諸圖自今不下渡候條此段爲心得布達候事

明治七年二月本縣假廳舍火災の際委託金約八拾圓並に之れが支拂請取等の證據書類燒失し縣は恐懼し直に詳細に互り其の事實の顛末を文部省に報告した。實際縣は之れ等の委託金に對し、其の保管遺拂、配布等に關しては常に細心の注意を拂ひ、殊に政府の教育を扶助せらるゝの旨意を、一般士民に徹底せしむる爲めには、一段と注意と努力とを傾けた。然るに動ともすれば委託金を扱所等に保管の儘各小學校に配賦方遲滞し、運用上支障を來し當局を惱ましたことは屢々であつた。明治十一年に至り小學補助金は小學校に直接配布し、以て小學教員給料、小學校備品費、其他營繕費、學區取縮給料の外支消を禁止せらるゝことゝなつた。同十三年に至り全然小學校經費中教員給料及び備品營繕等の經費にのみ支消を許さる。

學制第十九章によれば委託金の遺拂は毎年六月十二月兩度に區分して之れが受拂勘定帳を文部省に提出して其の會計内容の嚴密なる報告をしたのであつた。其の報告様式は

元受ノ部

一金何程 何年何月ヨリ何月マテ元受高

内 金何程 前年ヨリ越高 金何程 上半年分或ハ何月ヨリ何月迄ノ分何月何日文部省ヨリ受取

金何程 下半年分或ハ何月ヨリ何月迄ノ分何月何日文部省ヨリ受取

遺拂ノ部

一金何程 何年何月ヨリ何月マテ遺拂高

内 金何程 教員給 金何程 何々

殘ノ部

一金何程

内 金何程 廿分一豫備金

右ハ明治何年何月ヨリ何月マテ御委託金受拂勘定仕上書面之通相違無之候也

明治何年何月何日

何府長官姓名 印

文部長官 某 殿

の通りであつたが、猶此外に經費内譯表として詳細なる遺拂の明細表を添へて報告した。

5、管轄替と委託金

イ、茨城縣へ引渡委託金

明治八年六月下總國結城郡外五郡の土地人民茨城縣へ管轄替となり爲めに委託金の引渡があつた。即ち本縣より明治六年分越高中より金六百八十貳圓八十錢三厘、同七年分越高中より七百九十四圓九十六錢壹厘、以上合計金千四百七拾七圓七拾六錢四厘は茨城縣へ同年十一月を以て引渡を了した。斯の如く以後委託金の同縣へ引渡は同九年下半年分まで繼續した。

ロ、新治縣ヨリ引送委託金

明治八年管轄替のため委託金明治六七兩年分越高並に同八年前半年分合計金九百六圓三拾八錢二厘は同九年七月十日本縣に引送あり、本縣に於ては明治八年六月以前に係る學區取締教員給料並旅費等に若干を遺拂し、殘額五百三十三圓有餘を各小學區に配布した。當時柴原縣令から第二十六七番中學區内區長戸長に左の通達があつた。

本年三月縣廳丙第四百十三號ヲ以テ相達置候舊新治縣引送文部省委託金殘額一小學區ニ付金壹圓九拾貳錢ヅ、其大區内 百五十一小學區分合金貳百八十九圓九十二錢 今般川崎組爲換證ヲ以テ下ケ渡シ候ニ付學區取締へ協議ノ上各小學區へ配付方可取計此段相達候事

但金員到達ノ上ハ請求證差出事

當時兩中學區内に二百七十八小學區あり、一小學區に付金壹圓九十貳錢となつた。小額の金ではあつたが當時としては貴重なもので縣令からは猶左の念の入つた布達まで添へられた。

前略教育普及ノ御旨趣ヲ體認シテ學資ノ一分ニ充テ各小學區内ニ於テ共議協同以テ一小學ヲ設立維持スル所ノ學資ヲ蓄積候様可致候此段相達候事

ハ、埼玉縣へ引渡委託金

埼玉縣へ本縣下總國の一部管轄替の結果明治六年一月より同八年分委託金二百十二圓七十七錢を同九年七月同縣へ引渡した。委託金に關する埼玉茨城兩縣との關係は同九年を以て全く終了した。

6、委託金の配當

小學扶助委託金は縣に於て例規遺拂の殘額は夫々管下各小區に配當されて、各小學の學資金となり、學校維持の財源に繰入れ學事の振興に資した。

從來委託金の例規遺拂の一部として、書籍器械等を以て各學區に配付したのであるが、其の配付法現品支給といふ間接的のもので、政府の學資扶助の旨趣民衆へ貫徹しない憾みあり、依つて縣は現金配付の益々有意義なるを認めて各年とも之れが配付を改めた。而して此の金額は總額の二分の一より下らない程度に於て各小學區に配付せられたのであつた。

〔一〕 明治八年七月より同九年六月迄の期間の配當

配當金壹萬三十五圓二十四錢 管内人員百六萬四千三十七人を標準として夫々左表の如く配當された。

大區名	配當金	人員	大區名	配當金	人員
第一大區	七三九・六二六	七八、四五〇	第二大區	七三四・三六六	七七、八九二
第三大區	五五七・七六一	五九、一六〇	第四大區	五三三・一二五	五六、五四七
第五大區	五五五・三三七	五八、九〇三	第六大區	七六〇・六〇三	八〇、六七五
第七大區	七五三・九九五	七九、九七四	第八大區	五三七・八八六	五七、〇五二
第九大區	三九一・六〇二	四一、五三六	第十大區	六〇三・五五三	六四、〇一七
第十一大區	九六一・八〇九	一〇二、〇一六	第十二大區	六四四・五七四	六八、三六八
第十三大區	三九六・七九六	四二、〇八七	第十四大區	四六五・四二二	四九、三六五
第十五大區	五二七・六四八	五五、九六六	第十六大區	八七〇・二九〇	九二、三〇九
通計	一〇、〇三四・三八三	一〇六四、三二七人	但一人金九厘四毛二糸八忽ツ、		

明治九年七月より從來管内人口に配當したものを、同年文部省第一號達により、學齡男女兒分頭を以て各中學區に配當した。同十二年七月より従前の學齡兒童の員數に配付したるを廢し、各公立小學校就學兒童の現員に應じて、配當することに改正した。

7、罹災學校救助

明治六年以來委託金の例規遺拂の殘額の五分を、豫備費として縣に於て積立、以て教育上不時の出費に對する豫備金とした。明治九年に至り、文部省は地方に令して、該積金を適宜處分せしめ、且つこれが積立を夫々地方の自由に任かせた。そこで本縣に於てはこれが積立を繼續すると共に其の